観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第６回会議資料

平成１６年7月２２日（木）午後１時３０分から

大 野 原 町 中 央 公 民 館　3 階 講 義 室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第６回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会　会議次第

平成１６年７月２２日（木）午後１時３０分から
大野原町中央公民館３階講義室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　事

（１）協議事項

(1) 協議第２１号　　慣行の取扱いについて（変更協議）

(2) 協議第　７号　　農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(3) 協議第１４号　　使用料・手数料等の取扱いについて

(4) 協議第１６号　　公共的団体等の取扱いについて

(5) 協議第１８号　　各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

(6) 協議第２２号　　公の施設の取扱いについて

(7) 協議第２３号－　８　各種事務事業（電算システム事業関係）の取扱いについて

－１２　各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについて

－１９　各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

－２１　各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて

－２２　各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

－２３　各種事務事業（学校等の通学区域関係）の取扱いについて

－２４　各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて

(8) 協議第２４号　　新市建設計画（その２）について

・第４章　新市建設の基本方針

（２）その他

(1) 第７、８、９回　観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

４　閉　会

協議第２１号

慣行の取扱いについて（変更協議）

第４回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会において協議・確認された「協議第２１号　慣行の取扱い」について、内容を変更したいので次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

慣行の取扱いについて（変更協議）
１　新市の市章については、合併前に選定し、新市において定める。 　選定方法については、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに合併協議会において新市にふさわしい市章を選定する。 ２　新市の花、木については、合併前に選定し、新市において定める。 ３　新市の市民憲章については、新市において定める。 ４　新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。 ５　新市の都市宣言等については、新市において調整する。 ６　１市２町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

変　　更　　前	変　　更　　後
1　新市の市章、花、木、市民憲章については、新市において新たに定める。	1　新市の市章については、合併前に選定し、新市において定める。 　選定方法については、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに合併協議会において新市にふさわしい市章を選定する。 2　新市の花、木については、合併前に選定し、新市において定める。 3　新市の市民憲章については、新市において定める。
2　新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。	4　新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。
3　新市の都市宣言等については、新市において調整する。	5　新市の都市宣言等については、新市において調整する。
4　１市２町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。	6　１市２町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

協議第７号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
１　新市に１つの農業委員会を置き、１市２町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項の規定に基づく任期等に関する特例を適用し、平成１８年９月３０日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。 ２　新市の農業委員会の選挙による委員の最初の選挙における定数は、３０人とする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協議第　7　号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

1　基本的考え方

新設合併の場合、合併に伴い１市２町の法人格は消滅するので、原則として、当該農業委員会の委員はすべて身分を失うこととなります。

このため、農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）等の規定に基づき選挙を行うか、合併特例法又は農委法の規定に基づく特例を適用するかなどについて協議します。

2　農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの方法

区　分			選任方法等	定数	任期	根拠法令等	選任委員の取扱い
１　合併市町の区域に１つの農業委員会を置く場合		①原則	新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	３年	農委法第３条第１項、第７条第１項、第15条第１項	新たに選任する
		②特例	合併関係市町の協議により、選挙による委員は引き続き在任。ただし、その数が右記の定数を超える場合は互選する。	80 を超えず 10 を下らない範囲で協議により定める数　(注１)	合併後１年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第３条第１項、合併特例法第８条第１項、第２項	
２　合併市町の区域を分けて２つ以上の農業委員会を置く場合 （合併市町の区域面積が24,000ha を超える場合又は農地面積が7,000ha を超える場合）	(1)　従前の市町に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	③原則	委員会ごとに新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	３年	農委法第３条第２項、第７条第１項、第15条第１項	
		④特例	合併関係市町の協議により、選挙による委員は引き続き在任。ただし、その数が右記の定数を超える場合は互選する。	各委員会ごとに 80 を超えず 10 を下らない範囲で協議により定める数 (注１)	合併後１年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第３条第２項、合併特例法第８条第３項	
	(2)　従前の市町に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	⑤特例	従前の委員会はそれぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	農委法第３条第２項、第34条第１項	従前の委員会の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって在任する。

(注１)　委員に欠員が生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は、農委法第７条の規定に基づく定数に至るまで減少する（合併特例法第８条第２項)。

○農業委員会委員の定数・任期に関する検討フローチャート（一つの農業委員会を置く場合）

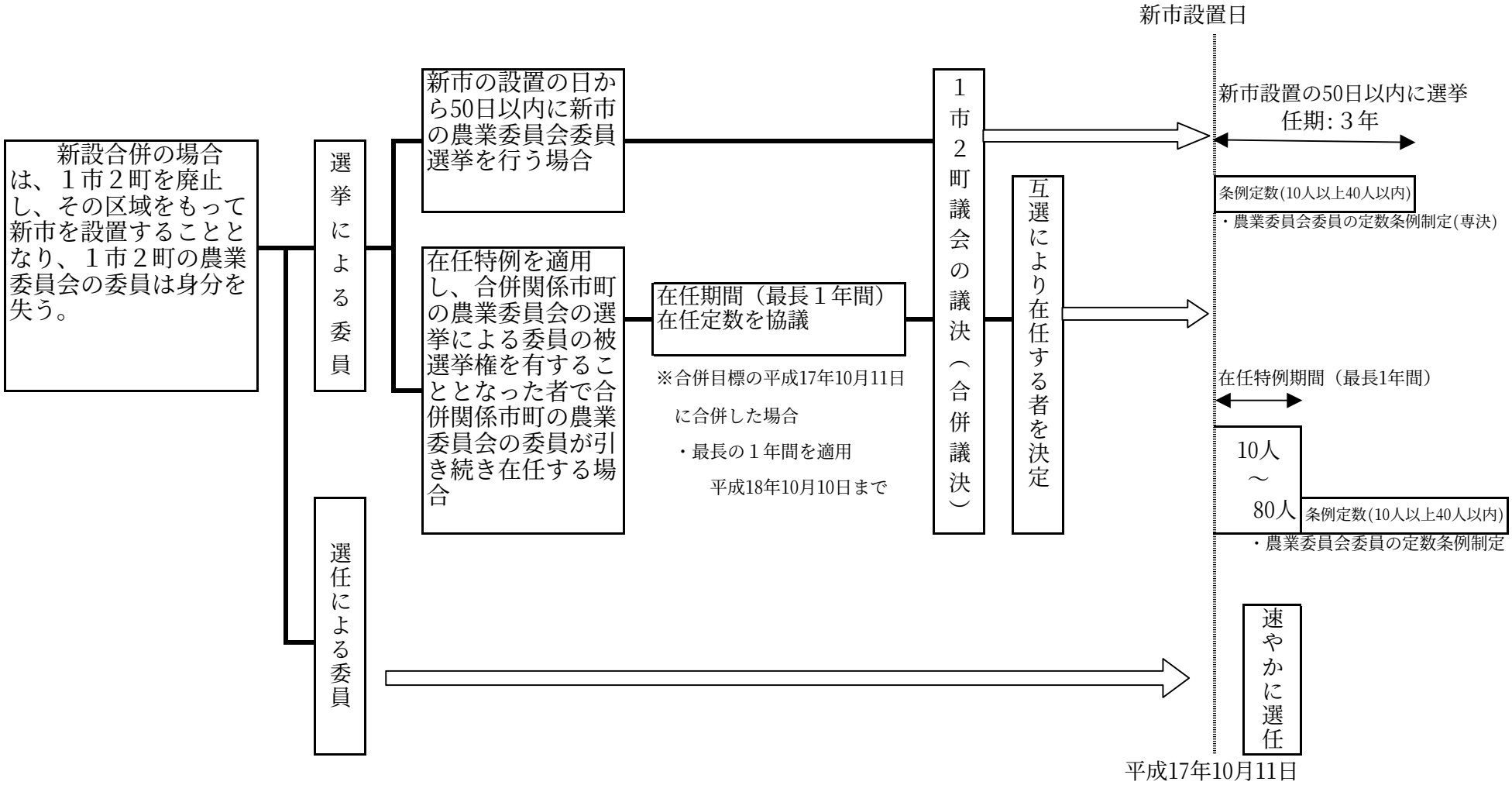

1市2町の状況

○ 農地等の現況

(平成16年1月1日現在)

項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	計	備考
市町の区域の面積(ha)	4,909	5,166	1,669	11,744	
農地面積(ha)	1,544	1,415	458	3,417	
基準農業者数(人)	2,615	1,524	497	4,636	
選挙人名簿者数(人)	5,752	3,959	1,157	10,868	
補助員制度の有無	有	無	無		

○ 農業委員会委員の状況

(平成16年1月1日現在)

項目		観音寺市	大野原町	豊浜町	計	備考
委員定数						
	選挙による委員数	25人	14人	13人	52人	
	選任による委員数	7人	4人	5人	16人	
	一号 農業協同組合	1人	1人	1人	3人	
	一号 農業共済組合	1人	1人	1人	3人	
	二号 議員	3人	2人	2人	7人	
	二号 議員外	2人		1人	3人	
	現員数	32人	18人	18人	68人	
定例会						観音寺市農地部会
	回数	12回/年	12回/年	12回/年		
	招集月日	毎月27日 ただし27日が休祭日の場合は、その前後の日	毎月25日 ただし25日が休祭日の場合は、会長が決定した日	毎月25日 ただし25日が休祭日の場合は前後の日		
報酬						
	会長	404,000円	254,000円	235,000円		
	会長代理者	316,000円	214,000円	193,000円		
	部会長	316,000円	―	―		
	委員	274,000円	199,000円	177,000円		
委員任期		平成14年7月20日 ～ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ～ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ～ 平成17年7月19日		
選挙区数		4選挙区	1選挙区	1選挙区		
事務局(職員数)		4名(専任)	2名(専任)	2名(内1名兼任)	1市2町の合計 8名(内1名兼任)	

※参考条文

○農業委員会等に関する法律

（設置）

第３条　市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

２　その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

３　前項の規定によりその区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

４　前項に規定する市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

５　その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

６　市町村長は、第２項の場合にあっては各農業委員会の名称及び区域を、第３項又は第４項の場合にあってはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあっては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

・農業委員会等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）

第１条の３　法第３条第２項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 24,000 ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7,000 ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員）

第７条　農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、１０人から４０人までの間で条例で定める。

２　前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

・　施行令

（選挙による委員の定数の基準）

第２条の２　農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分		定数の基準
1	(1)　その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農業委員会 (2)　10 アール（北海道にあつては、30 アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第２条第７項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が 1,100 以下の農業委員会	20 人以下
2	１の項及び３の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40 人以下

(選挙の単位)

第１０条の２　農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

２　市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて２以上の選挙区を設けることができる。

３　前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

４　第２項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選挙区の基準)

第５条　法第１０条の２第２項の規定により農業委員会の区域を分けて２以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が５百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が６百以上となるようにしなければならない。

(選任による委員)

第１２条　市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

①　農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各１人

②　当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者５人以内

(委員の任期)

第１５条　選挙による委員の任期は、３年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

２　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

３　選挙による委員は、前条の規定による解任及び第１９条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

４　第１２条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

５　第１２条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

農業委員会等に関する法律施行規則

(農業委員会の選任による委員)

第８条　法第１２条第１号の農林水産省令で定める農業協同組合又は農業共済組合は、農業協同組合法(昭和２２年法律第１３２号)第１０条第１項第２号から第４号まで及び第８号の事業を併せ行う農業協同組合であってその地区が当該農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているもの又は農業共済組合であってその区域が当該農業委員会の区域の全部又は一部を包含しているものとする。

(境界の変更の場合の特例)

第３４条　市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

○市町村の合併の特例に関する法律

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第８条　市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては８０を超えず１０を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては４０を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

①　新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後１年を超えない範囲で当該協議で定める期間

②　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

２　前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第７条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

３　農業委員会等に関する法律第３条第２項の規定により合併市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第３５条第１項の規定により地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第３４条の規定の適用がある場合を除いて、前２項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

４　第６条第８項の規定は、第１項の協議について準用する。

※　先進地の事例

○西東京市

市に１つの農業委員会を置き、２市の農業委員会の選挙による委員であったは、合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

○さぬき市

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し、平成１４年７月１９日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

○東かがわ市

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項の規定を適用し、平成１６年３月３１日まで引き続き新町の農業委員として在任する。

○丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

丸亀市(平成１７年３月２２日予定)

新市に一つの農業委員会を置き、１市２町の農業委員会の選挙による委員であったものは、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項１号の規定を適用し、平成17年７月１９日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。

協議第１４号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

使用料・手数料等の取扱いについて
１　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。 　ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。 ２　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて
調整方針(案)	１　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。 ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。 ２　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。		

区分：廃棄物の処理

観音寺市

種別	処理区分	単位	手数料
家庭系一般廃棄物	処分	最大積載量0.35トン以下の車両による搬入	200円
		最大積載量0.35トンを越え1トン以下の車両による搬入	400円
		最大積載量1トンを越え2トン以下の車両による搬入	600円

種別	処理区分	単位	手数料
事業系一般廃棄物	処分	最大積載量0.35トン以下の車両による搬入	1,000円
		最大積載量0.35トンを越え1トン以下の車両による搬入	2,000円
		最大積載量1トンを越え2トン以下の車両による搬入	3,000円

種別	処理区分	単位	手数料
特定家庭用機器廃棄物	運搬	1台につき	2,000円

大野原町

区分	手数料
家庭系一般廃棄物	200キログラムまで　500円
	100キログラム増すごとに　200円
特定家庭用機器廃棄物	1台につき　2,000円

豊浜町

区分	手数料の名称	手数料の額	
特定家庭用機器廃棄物	家電リサイクル法に係る運搬料	1件につき	2,000円

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて
調整方針(案)	１　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。 ２　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。		

区分：福祉施設

観音寺市

観音寺市立老人憩の家使用料

使用料金表

種別＼時間区分	午前 9時から12時まで	午後 1時から5時まで	夜間 6時から10時まで	昼間 午前9時から午後5時まで	昼夜間 午後1時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで
大集会室	1200円	1600円	2000円	2500円	3300円	3900円

大野原町

大野原町総合福祉会館使用料

施設名		基本料金		超過料金		冷暖房料金			
		単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
老人福祉センター	集会室	3時間以内	3,000円（全室6,000円）	3時間を超え1時間につき	1,000円（全室2,000円）	基本料金単位につき	3,000円（全室3,000円）	超過料金単位につき	1,000円（全室1,000円）
	教養娯楽室	〃	3,000円	〃	1,000円	〃	3,000円	〃	1,000円
	栄養指導室	〃	2,000円	〃	800円	〃	500円	〃	200円
	健康相談室	〃	1,000円	〃	500円	〃	200円	〃	100円
	生活相談室	〃	1,000円	〃	500円	〃	200円	〃	100円
コミュニティセンター	研修室(1)	〃	2,100円	〃	840円	〃	500円	〃	200円
	研修室(2)	〃	2,100円	〃	840円	〃	500円	〃	200円
	会議室(1階)	〃	1,050円	〃	520円	〃	200円	〃	100円
	会議室(2階)	〃	2,100円	〃	840円	〃	500円	〃	200円

豊浜町

豊浜町福祉会館使用料　　単位円

施設区分＼区分		昼間	夜間	全日
老人福祉センター	集会室、娯楽室 談話室　3室	9,000	9,000	17,000
児童館	集会室、遊戯室　2室			
母子健康センター	会議室、講習室　2室			
老人福祉センター	集会室	6,500	6,500	9,000
児童館	集会室、遊戯室			
母子健康センター	会議室、講習室			
老人福祉センター	娯楽室、談話室	2,500	2,500	4,000
冷暖房使用料		3,000	3,000	7,000
入浴料金（1人）		230		

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて
調整方針(案)	１　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。 ２　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。		

区分：保育所保育料

観音寺市

保育料徴収金額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		円 0		
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000	
第3		市町村民税課税世帯	18,000	16,000	
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000	27,000	25,000
第5		64,000円以上160,000円未満	44,500	34,000	30,000
第6		160,000円以上408,000円未満	50,000	34,000	30,000
第7		408,000円以上	52,000	34,000	30,000

大野原町

保育料徴収金額表

各月初日の在籍保育実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金額	
階層区分	定義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0
2	第1階層及び第5～第9階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000
3		均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	16,000	14,000
4		所得割の額のある世帯	18,000	16,000
5	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,600円未満	26,000	23,000
6		13,600円以上64,000円未満	30,000	27,000
7		64,000円以上160,000円未満	44,500	32,000
8		160,000円以上408,000円未満	49,000	34,000
9		408,000円以上	50,000	36,000

豊浜町

保育料徴収金額表

階層区分	定義		徴収金額	
			3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円
2	前年度の町民税額	非課税世帯	7,000円	5,000円
3		課税世帯	17,000円	14,000円
4	前年の所得税額	64,000円未満	29,000円	26,000円
5		64,000円以上160,000円未満	43,000円	30,000円
6		160,000円以上408,000円未満	45,000円	31,000円
7		408,000円以上	47,000円	32,000円

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて
調整方針(案)	１　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。 ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。 ２　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。		

区分：漁港施設

観音寺市

1　漁港施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
けい留施設岸壁、さん橋	定期運行の船舶のけい留1けい留まで	総トン数1トンにつき	日額1円58銭	
	定期運行以外の船舶のけい留1けい留(24時間)までごとに	総トン数1トンにつき	日額3円16銭	

2　漁港施設の占用料

種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円	
地下埋設物	口径0．2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0．2メートル以上0．4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0．4メートル以上	1か年1メートルにつき	260円	
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ	
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板･広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1　土砂採取料

種別	区分	単位	金額	備考
土砂採取料	土砂	1立方メートルにつき	75円	
	砂利	1立方メートルにつき	100円	

2　占用料

電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円	
地下埋設物	口径0．2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0．2メートル以上	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0．4メートル以上	1か年1メートルにつき	260円	
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ	
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板･広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

大野原町

漁港施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。
	継続使用15日を超えるものは超過日	1平方メートルにつき	60円	

備考　利用が1日に満たない場合は1日とする。

土砂採取料

採取名	単位	採取料	備考
土砂等	1立方メートル	99円	

漁港施設占用料

占用目的		単位	期間	占用料	備考
家屋類及びその附属地		1平方メートル	1月	20円	
起重機		〃	1月	40円	空間のみの場合は5割とする
管類埋設置		1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。 内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。
電柱類	木　柱	1本	1年	120円	支柱支線は本柱1本とする。 H型は本柱2本とする。
	鉄柱及びコンクリート柱	〃	1年	140円	
	鉄　塔	〃	1年	200円	
架空管		1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする
広告類	標識類	1本	1年	40円	
	看板及び広告板	1枚	1年	480円	縦1メートル以上又は横1メートル以上のものは2倍
その他工作物		1平方メートル	1月	15円	

豊浜町

漁港施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
土地使用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。
	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	60円	

備考　利用が1日に満たない場合は1日とする。

漁港施設占用料

占用目的		単位	期間	占用料	備考
家屋類及びその附属地		1平方メートル	1月	20円	
起重機		〃	1月	40円	空間のみの場合は5割とする
管類埋設置		1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。 内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。
電柱類	木　柱	1本	1年	120円	支柱支線は本柱1本とする。 H型は本柱2本とする。
	鉄柱及びコンクリート柱	〃	1年	140円	
	鉄　塔	〃	1年	200円	
架空管		1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする
広告類	標識類	1本	1年	40円	
	看板及び広告板	縦1メートル横70センチ	1年	480円	
その他工作物			1月	15円	

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて
調整方針(案)	1　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。 2　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。		

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
農林･商工観光施設		萩の湯使用料 使用区分／使用料／備考 大人：500（1人1回につき）／12歳以上、70歳未満 子供：300（1人1回につき）／3歳以上12歳未満、3歳未満は無料 70歳以上：町内者 200、町外者 300（1人1回につき） 身障者：300（1人1回につき） 全使用者：50,000（1人1年間につき）、30,000（1人1年間につき）	豊浜町営多目的集会施設使用料 区分／施設区分：午前／午後／全日／夜間 豊浜南部集会所 全施設：6,000（2,000）／6,000（2,000）／10,000（3,000）／6,000（2,000） 豊浜南部集会所 第1集会室：2,000（2,000）／2,000（2,000）／3,000（3,000）／2,000（2,000） 豊浜南部集会所 第2集会室：1,000／1,000／2,000／1,000 豊浜南部集会所 第3集会室：1,000／1,000／2,000／1,000 豊浜南部集会所 第4集会室：1,000／1,000／2,000／1,000 豊浜南部集会所 第3･4集会室：2,000／2,000／4,000／2,000 豊浜西部集会所 全施設：5,000（2,000）／5,000（2,000）／8,000（3,000）／5,000（2,000） 豊浜西部集会所 第1集会室：2,000（1,000）／2,000（1,000）／3,000（2,000）／2,000（1,000） 豊浜西部集会所 第2集会室：1,000（1,000）／1,000（1,000）／2,000（2,000）／1,000（1,000） 豊浜西部集会所 第3集会室：1,000／1,000／2,000／1,000 豊浜西部集会所 第1･2集会室：3,000（2,000）／3,000（2,000）／5,000（3,000）／3,000（2,000） 注：（　）書きは冷暖房使用加算料金とする。 豊浜町農業集落排水処理施設使用料 使用料 人員：2人以下／3～4人／5～6人／7～9人／10～19人／20人以上 使用料(月額)：2,500円／3,000円／3,500円／4,000円／7,000円／10,000円 備考　世帯員数は住民基本台帳による人員数と流入人口とする。

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて

調整方針(案)

1　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。
ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。

2　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。

区　分：公民館使用料

観音寺市

観音寺市中央公民館使用料

階別	使用時間／室名	午前 9時から12時まで	午後 1時から5時まで	夜間 6時から10時まで	昼間 午前9時から午後5時まで	昼夜間 午後1時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで	備考
1階	第1講義室	円 600	円 700	円 800	円 1,100	円 1,300	円 1,900	和室 45人
	実験実習室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	25人
2階	第2講義室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 30人
	図書室（第3講義室）	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 30人
	視聴覚室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 50人
	会議室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 15人

大野原町

大野原町公民館使用料

使用料金

名称	時間	午前 午前9時から正午まで	午後 正午から午後5時まで	夜間 午後5時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで
大野原町中央公民館	大ホール	970 (240)	1,620 (400)	1,620 (400)	4,210 1,000)
	第一会議室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)
	第二会議室	150 (100)	260 (170)	260 (170)	670 (400)
	第三会議室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)
	工作室	150 (100)	260 (170)	260 (170)	670 (400)
	研修室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)
萩原公民館 中姫公民館	第一会議室	1,500	2,000	2,000	5,000
	第二会議室	800	1,000	1,000	2,000
	調理室	1,000	1,500	1,500	3,500
	研修室	800	1,000	1,000	2,000
五郷公民館		360	600	600	1,560
紀伊公民館		360	600	600	1,560

（　）書は、冷暖房使用加算料金　　単位:円

豊浜町

豊浜町立公民館使用料

1　使用料　　単位:円

施設区分	区分	昼間	夜間	全日
豊浜町立中央公民館	講義室	5,000 (3,000)	5,000 (3,000)	8,000 (6,000)
	和室研修室	5,000 (3,000)	5,000 (3,000)	8,000 (6,000)
	講堂	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	20,000 (7,000)

ただし、町民以外の利用者は本表の5割増とする。
備付けの映写機を使用する場合は、使用1回につき3, 000円を加算する。

2　使用料を徴収しないもの
⑴　役場　⑵　学校　⑶　教育委員会　⑷　公民館
⑸　婦人会　⑹　青年団　⑺　消防団　⑻　福祉団体

3　使用料を半額するもの
⑴ 農業協同組合
⑵ その他各種の産業経済に関する組合及び団体が主催して使用するもの

4　使用時間
午前9時から午後10時

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて

調整方針(案)

1　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。

2　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。

区　分：体育施設使用料

観音寺市

観音寺市立総合体育使用料

1　競技場(アリーナ)・付属施設を使用する場合　　単位:円

使用区分 ＼ 使用時間区分			8:30～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	8:30～17:00	13:00～21:00	8:30～21:00	21:00以後に使用する場合1時間当たり
占用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	無料入場	4,100	6,100	9,200	10,200	15,300	19,400	3,000
		有料入場	12,200	18,400	27,500	30,600	45,900	58,100	9,100
	アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合	無料入場	15,300	20,400	30,600	35,700	51,000	66,300	10,200
		有料入場	76,500	102,000	153,000	178,500	255,000	331,500	51,000

部分使用	床面の3分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の33を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。) 1時間を単位として使用する場合 8:30～17:00　1時間当たり　600円 18:00～21:00　1時間当たり　100円 21:00～　1時間当たり　100円
	床面の3分の1を越え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の50を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。) 1時間を単位として使用する場合 8:30～17:00　1時間当たり　800円 18:00～21:00　1時間当たり　600円 21:00～　1時間当たり　600円
	床面の2分の1を越え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の66を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。) 1時間を単位として使用する場合 8:30～17:00　1時間当たり　100円 18:00～21:00　1時間当たり　100円 21:00～　1時間当たり　100円
個人での	競技場	原則として個人使用は行わない。
	トレーニングルーム	1人1回につき200円　回数券(11枚綴り)　2,000円

	使用時間区分	8:30～12:00	13:00～17:00		18:00～21:00	8:30～17:00	13:00～21:00	8:30～21:00	21:00以後に使用する場合1時間当たり
会議室	使用料	600	800		1,100	1,400	1,900	2,500	300

2　付属施設・設備器具を使用する場合

使用区分名	単位	使用料	備考
特別室	1回	1,000円	
電動移動椅子	1回	30,000円	348席
冷暖房施設(アリーナ)			
(会議室)	1時間当たり	12,000円	
	1時間当たり	100円	
ステージ	1回	3,000円	
電光掲示板	1回	2,000円	
シャワー	1人1回	100円	

大野原町

大野原町農業者トレーニングセンター使用料

1

区分	使用料		
	午前	午後	夜間
ホール	8,400円	8,400円	10,500円
研修室	1,570円	1,570円	2,100円

2

区分	使用料
	バレーコート1面(1時間)
ホール	250円

大野原町テニスコート使用料

	コート料				照明料	
	平日		土・日・祝・祭日			
	単位	金額	単位	金額	単位	金額
町内者	1コート(1時間以内)	310円	1コート(1時間以内)	520円	1コート(1時間以内)	500円
町外者	1コート(1時間以内)	520円	1コート(1時間以内)	1,050円		

大野原町多目的広場使用料

		大野原町多目的広場使用料 広場全面				
		午前半日	午後半日		全日	1時間につき
町内者	一般	2,300	2,720		5,030	730
	生徒・児童(小・中・高校生)	1,150	1,350		2,510	360
町外者		3,350	4,400		7,770	1,150

		大野原町多目的広場使用料 ソフトボール場				
		午前半日	午後半日		全日	1時間につき
町内者	一般	1,050	1,250		2,300	300
	生徒・児童(小・中・高校生)	520	620		1,150	150
町外者		1,570	2,100		3,670	520

		大野原町多目的広場使用料 野球場				
		午前半日	午後半日		全日	1時間につき
町内者	一般	1,250	1,460		2,720	410
	生徒・児童(小・中・高校生)	620	730		1,350	200
町外者		1,780	2,300		4,090	620

豊浜町

豊浜町民体育館使用料

使用料

昼間　2,500円

夜間　3,000円

ただし、スポーツ練習については1回1団体500円

豊浜町民運動場使用料

野球場使用料

区分	午前 8時30分～12時	午後 0時～6時	全日 午前　午後 8時30分～6時	夜間 午後 6時～10時
アマチュアスポーツに使用	1,000	1,500	2,000	1,000
その他集会に使用	2,000	3,000	5,000	2,000

1　町内団体(使用者が本町住民又は本町所在企業を主体とするチーム等をいう。)以外の使用料は倍額とする。

2　照明施設を使用する場合は、別表2の料金を加算する。

野球場照明施設使用料

区分	アマチュアスポーツに使用	その他集会に使用
1時間当たり	(町内)1500円	(町内)3000円
	(町外)3000円	(町外)6000円

1　(町内)とは、使用者が本町住民、又は本町所在企業を主体とするチーム等をいい、(町外)とは、それ以外の使用者をいう。

南部広場使用料

区分	アマチュアスポーツに使用	その他集会に使用
1時間当たり	(町内)　150円	(町内)　300円
	(町外)　300円	(町外)　600円

1　(町内)とは、使用者が本町住民、又は本町所在企業を主体とするチーム等をいい、(町外)とは、それ以外の使用者をいう。

野球場使用料

区分	午前 8時30分～12時	午後 0時～6時	全日 午前　午後 8時30分～6時	夜間 午後 6時～10時
アマチュアスポーツに使用	5,000	5,000	7,000	5,000
その他集会に使用	10,000	10,000	14,000	10,000

1　町内団体(使用者が本町住民又は本町所在企業を主体とするチーム等をいう。)以外の使用料は倍額とする。

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて
調整方針(案)	１　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。 ２　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。		

区分：体育施設使用料

観音寺市

観音寺市有明ふれあい海岸施設使用料　　単位：円

区別	種別	単位	使用区分	使用料
観音寺ファミリープール	個人	1人1回	大人	500
			高校生・中学生	400
			小人（4歳未満のものを除く）	300
	団体（有料使用者25人以上に限る。）	1人1回	大人	400
			高校生・中学生	320
			小人（4歳未満のものを除く）	240
	温水シャワー	1回		100
観音寺ファミリーキャンプ場	テント	1回（24時間以内）1張り当たり		1,500

大野原町

豊浜町

豊浜町トレーニングセンター使用料

団体

区分	使用料	
	使用時間	料金
柔道場	3時間まで	2,000円
	上記時間を超え1時間につき	500円
剣道場	3時間まで	1,500円
	上記時間を超え1時間につき	500円

個人　　単位：円

区分	一般				
単位	1回	1月	2月	3月	回数券12枚綴
料金	200	1,000	1,800	2,500	2,000
区分	学生・生徒				
単位	1回	1月	2月	3月	回数券12枚綴
料金	100	500	900	1,300	1,000

区分	ファミリー		
単位	1月	2月	3月
料金	1,500	2,800	4,100

合併協定項目番号	１４	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて

調整方針(案)

1　使用料については、１市２町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。

2　手数料については、１市２町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。

区分：その他

観音寺市

大野原町

大野原町交流センター使用料

（単位：円）

名称＼区分	昼	夜	昼夜
宿泊室	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)
和室A	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)
和室B	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)

大野原町花稲研修センター使用料

名称＼区分	使用料 午前（午前9時～正午）	午後（正午～午後5時）	夜間（午後5時～午後10時）	全日（午前9時～午後10時）
大会議室	800円	1,000円	1,000円	2,000円
小会議室	800円	1,000円	1,000円	2,000円
研修室	800円	1,000円	1,000円	2,000円
調理室	800円	1,000円	1,000円	2,000円

豊浜町

ちょうさ会館入館料

区分				単位	金額
入館料	大人		個人	1人	300円
			団体（20人以上）	1人	250
	学生		個人	1人	250
			団体（20人以上）	1人	200
	子供		個人	1人	150
			団体（20人以上）	1人	100
	作業室			1人	300

１市２町手数料一覧（手数料条例）

種　　別	観音寺市		大野原町		豊 浜 町	
	金　　額		金　　額		金　　額	
租税公課に関する証明	1通につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円
土地及び建物についての証明	1件につき	350円			1件につき	300円
営業に関する証明	1通につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円
公簿、公文書等の謄・抄本及び図面の写し	1枚につき	350円	1通につき	300円		
公簿、公文書、図面の閲覧	1回につき	300円	1件につき	300円	1件につき	300円
住宅用家屋証明申請	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円
身分に関する証明	1通につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円
印鑑登録証の交付	1件につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円
印鑑に関する証明	1通につき	350円	1通につき	300円	1件につき	300円
住民基本台帳に関する証明	1件につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円
外国人登録に関する証明			1通につき	300円		
埋火葬に関する証明	1通につき	350円	1件につき	300円		
その他事実に関する証明	1件につき	350円			1件につき	300円
住民基本台帳の閲覧	1件につき	350円	1件につき	300円	1件につき	300円
住民記録電算リストの閲覧	1件につき	2,000円				
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	450円	1通につき	450円	1通につき	450円
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	750円	1通につき	750円	1通につき	750円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	350円	1件につき	350円	1件につき	350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	450円	1件につき	450円	1件につき	450円
届出若しくは申請の受理の証明又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用するする場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円	1通につき	350円	1通につき	350円
結婚、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円

１市２町手数料一覧（手数料条例）

種別	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	金額		金額		金額	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき	350円	1件につき	350円	1件につき	350円
臨時運行許可申請に対する審査	1両につき	750円	1両につき	750円	1両につき	750円
公共下水道排水設備指定工事店の登録	1件につき	3,000円				
畜犬登録	1頭につき	3,000円	1頭につき	3,000円	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,300円	1頭につき	2,300円	1頭につき	2,300円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円	1件につき	550円	1件につき	550円
畜犬の鑑札の再交付	1頭につき	1,600円	1件につき	1,600円	1件につき	1,600円
狂犬病予防注射済票再交付	1頭につき	340円	1件につき	340円	1件につき	340円
船員法第19条の報告書の証明	1通につき	2,600円				
雇入契約のない船長の就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数及び航行区域若しくは従業制限又はこれらの変更の証明	1件につき	870円				
船員手帳の記載事項の証明	1件につき	870円				
船員法第37条の規定に基づく雇入契約公認申請	1件につき	430円				
船員法第50条第3項の規定に基づく船員手帳の交付又は書換え	1件につき	1,900円				
船員法第50条第3項の規定に基づく船員手帳の訂正	1件につき	430円				
優良住宅新築認定申請	1件につき				1件につき	
新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは		6,200円				6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは		8,600円				8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは		13,000円				13,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは		35,000円				35,000円
10,000平方メートルを超えるときは		43,000円				43,000円

１市２町手数料一覧（手数料条例）

種　　別	観音寺市		大野原町		豊 浜 町	
	金　　額		金　　額		金　　額	
良質住宅新築認定申請	1件につき				1件につき	
新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは		6,200円				6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは		8,600円				8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは		13,000円				13,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは		35,000円				35,000円
10,000平方メートルを超えるときは		43,000円				43,000円
優良宅地造成認定申請	1件につき	86,000円			1件につき	86,000円
鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	1件につき	3,400円	1件につき	3,400円	1件につき	3,400円

協議第１６号

公共的団体等の取扱について

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

公共的団体等の取扱いについて
公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。 １　１市２町に共通する団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 ２　統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 ３　１市２町独自の目的を有する団体については、現行のとおりとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	１６	合併協定項目名	公共的団体等の取扱いについて	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会

調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。 １　１市２町に共通する団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 ２　統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 ３　１市２町独自の目的を有する団体については、現行のとおりとする。

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
企画	観音寺市国際交流協会 観音寺市土地開発公社	大野原町国際交流協会 大野原町土地開発公社 誘致企業代表者会	豊浜町土地開発公社
広聴広報	観音寺市自治会協議会	大野原町連合自治会長会	豊浜町自治会協議会
税分科会	三豊地区農業所得標準協議会	三豊地区農業所得標準協議会	三豊地区農業所得標準協議会
交通	観音寺市交通対策協議会	大野原町交通対策協議会	豊浜町交通安全対策協議会
人権	部落解放基本法制定要求観音寺実行委員会 世界人権宣言観音寺実行委員会 観音寺人権擁護委員協議会観音寺地区部会	部落解放基本法制定要求大野原町民実行委員会 大野原町人権啓発推進協議会	部落解放基本法制定要求豊浜町民実行委員会 豊浜町人権擁護審議会
環境	観音寺市衛生組合連合会	大野原町衛生組合	豊浜町保健衛生推進協議会
福祉	観音寺地区保護司会 観音寺市遺族連合会 傷痍軍人会観音寺支部 更正保護讃岐修斉会 観音寺市母子福祉会 社会福祉法人ふたば福祉会 社会福祉法人柞田福祉会 社会福祉法人高室福祉会 社会福祉法人愛和福祉会 社会福祉法人ときわ福祉会 社会福祉法人　三豊広域福祉会 観音寺市社会福祉協議会 香川県身体障害者協会観音寺支部 香川県要約筆記サークル「ゆうあい観音寺」 西讃ろうあ協会 観音寺地区リウマチ友の会 さくらんぼ親の会 手をつなぐ親の会 観音寺市肢体不自由父母の会 民生委員児童委員協議会 （社）観音寺シルバー人材センター 観音寺市老人クラブ連絡協議会 観音寺市ペタンク協会 観音寺市ゲートボール協会 観音寺市視覚障害者福祉協会 観音寺市ボランティア協議会 観音寺市ボランティアセンター	観音寺地区保護司会 大野原町遺族連合会 大野原町傷痍軍人会 更生保護婦人会 大野原町母子寡婦福祉会 社会福祉法人　大野原福祉会 社会福祉法人　三豊広域福祉会 大野原町社会福祉協議会 香川県身体障害者協会三豊支部 西讃ろうあ協会 大野原町手をつなぐコスモスの会 民生委員児童委員協議会 大野原町シルバー人材センター 大野原町三楽クラブ連合会 大野原町ボランティア協議会	観音寺地区保護司会 豊浜地区遺族厚生会和田地区遺族厚生会 豊浜町傷痍軍人会 豊浜地区更生保護女性会 豊浜町母子寡婦福祉会 豊浜町母子愛育連合会 社会福祉法人　三豊広域福祉会 豊浜町社会福祉協議会 香川県身体障害者協会三豊支部 西讃ろうあ協会 豊浜町手をつなぐ親の会浜っ子の会 豊浜町民生委員児童委員協議会 豊浜町シルバー人材センター 豊浜町長寿会連合会 三豊地域共同作業所あゆみ会 豊浜町ボランティア連絡会

合併協定項目番号	１６	合併協定項目名	公共的団体等の取扱いについて	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。 １　１市２町に共通する団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 ２　統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 ３　１市２町独自の目的を有する団体については、現行のとおりとする。						

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
健康	老人クラブ連絡協議会 観音寺市食生活改善推進協議会 母子愛育会連絡協議会 民生委員・児童委員協議会 「元気印のかんおんじ２１」ヘルスプラン推進協議会 観音寺市三豊郡医師会 三豊郡歯科医師会	 大野原町食生活改善推進協議会 大野原町母子愛育会 観音寺市三豊郡医師会 三豊郡歯科医師会	豊浜町保健衛生推進協議会 豊浜町長寿会連合会 豊浜町食生活改善推進協議会 豊浜町母子愛育会連合会 観音寺市三豊郡医師会 三豊郡歯科医師会
介護保険	観音寺市介護保険事業・老人福祉事業計画策定委員会		
農林水産	香川県農業協同組合観音寺支部 三豊農業共済組合 観音寺市木之郷町土地改良区 観音寺市豊田土地改良区 三豊郡中部用水土地改良区連合 観音寺市逆瀬池土地改良区 観音寺市ほ場整備土地改良区 観音寺市柞田土地改良区 観音寺市一ノ谷池土地改良区 観音寺市粟井土地改良区 観音寺市高室土地改良区 観音寺市観音寺町土地改良区 観音寺市常磐土地改良区 三豊干拓土地改良区 柞田川沿岸土地改良区連合 財田川沿岸土地改良区 三豊地域農業活性化推進機構 三豊農業改良普及協議会 米計画出荷推進協議会 有明地区畑作振興協議会 観音寺市葉たばこ生産振興協議会 三豊地域鳥獣害防止対策協議会 香川県猟友会観音寺支部 香川西部森林組合 観音寺漁業協同組合 伊吹漁業協同組合 三豊地区淡水漁業協同組合	香川豊南農業協同組合 三豊農業共済組合 豊稔池土地改良区 大谷池土地改良区 五郷土地改良区 萩原土地改良区 花稲土地改良区 紀伊土地改良区 大野原町ほ場整備土地改良区 柞田川沿岸土地改良区連合 大豊農業振興センター 三豊地域農業活性化推進機構 三豊農業改良普及協議会 大野原町生活研究グループ 三豊地域鳥獣害防止対策協議会 香川県猟友会豊浜支部 大野原町森林組合 西かがわ漁業協同組合 三豊地区淡水漁業協同組合	香川豊南農協協同組合 香川県農業協同組合豊浜支店 三豊農業共済組合 豊浜町土地改良区 大豊農業振興センター 三豊地域農業活性化推進機構 三豊農業改良普及協議会 豊浜町生活研究グループ連絡協議会 豊浜町梨加工研究会 三豊地域鳥獣害防止対策協議会 香川県猟友会豊浜支部 豊浜町畜産組合 香川西部森林組合 西かがわ漁業協同組合 三豊地区淡水漁業協同組合

合併協定項目番号	１６	合併協定項目名	公共的団体等の取扱いについて	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。 １　１市２町に共通する団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 ２　統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 ３　１市２町独自の目的を有する団体については、現行のとおりとする。						

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
商工観光	観音寺商工会議所 観音寺職業安定協会 観音寺市照明近代化協議会 (社)観音寺市観光協会	大野原町商工会 大野原町街路灯組合 大野原町観光協会	豊浜町商工会 豊浜町観光協会
農業委員会	三豊農業共済組合 観音寺市農業経営者協議会 三豊地区農業委員会会長会 観音寺市小作料協議会 観音寺市農地銀行	三豊農業共済組合 グループ85 三豊地区農業委員会会長会 大野原町小作料協議会 大野原町農地銀行	三豊農業共済組合 豊浜町農業経営者協議会 1市9町農業委員会会長会 豊浜町小作料協議会 豊浜町農地銀行
教育	観音寺市小学校教育研究会 観音寺地区校外補導委員会 観音寺市内３中学校と小学校校長会 香川県小学校教育研究会等	一区教育協議会	一区教育協議会
生涯学習	観音寺市ＰＴＡ連絡協議会 観音寺市子ども会ジュニアリーダークラブ 観音寺市子ども会育成連絡協議会 青少年育成観音寺市民会議 観音寺市少年を守る母の会 観音寺市少年育成環境浄化推進協議会 観音寺市体育協会 観音寺市健康づくり推進協議会 観音寺市体力つくり市民会議 観音寺市文化財保護協会 観音寺市文化協会 観音寺市婦人会	大野原町PTA連絡協議会 大野原町子ども会育成連絡協議会 大野原町子どもボランティアサークル 青少年育成大野原町民会議 大野原町体育協会 大野原町スポーツ少年団育成連絡協議会 大野原町文化財保護協会 大野原町文化協会 大野原町青年団 大野原町婦人会 田野々雨乞踊保存会 大野原音頭保存会	豊浜町ＰＴＡ連絡協議会 豊浜町ジュニアリーダークラブ 豊浜町子ども会育成会 青少年育成豊浜町民会議 豊浜町体育協会 豊浜町文化財保護協会 豊浜町文化協会 豊浜町青年団 豊浜町婦人会 豊浜町女性団体連合会 とよはま生活学校 新とよはま音頭協賛会 和田雨乞踊保存会 箕浦獅子舞保存会 豊浜町教育会
人権・同和教育	観音寺市人権・同和教育研究協議会	大野原町人権・同和教育推進協議会	豊浜町同和教育推進協議会

協議第１８号

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。 １　１市２町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。 ２　１市２町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。 ３　整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整する。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	１８	合併協定項目名	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
調整方針(案)	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。 １　１市２町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。 ２　１市２町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。 ３　整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整する。		

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
企画	観音寺市国際交流協会補助金 姉妹都市交流実行委員会補助金 粟井地区環境整備補助金	大野原町国際交流協会補助金 大野原町国際交流協会中学生海外派遣補助金	中学生海外派遣助成金 豊浜町まちづくり海外派遣助成金
広聴広報	観音寺市自治会協議会補助金	自治会補助金 ケーブルテレビ加入世帯補助金 ケーブルテレビ視聴料補助金	自治会協議会事務助成金 自治会協議会研修助成金
電算	観音寺市新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金		
消防	自主防災組織結成等補助金 消防団分団運営補助金 防火水槽等改修事業補助金	消防団互助会補助金 婦人防火クラブ補助金 幼年防火クラブ補助金	自主防災組織結成等補助金
税	 納税組合連合会補助金 観音寺市たばこ販売促進協議会補助金		納税貯蓄組合補助金
交通	市交通対策協議会運営補助金	 チャイルドシート購入助成金	 チャイルドシート購入助成金
環境	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 観音寺市リサイクル推進組織資源回収補助金 観音寺市生ゴミ処理機設置事業補助金 観音寺市衛生組合連合会補助金 河川清掃補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 資源回収補助金（大野原中学校ＰＴＡ他4校） 大野原町衛生組合補助金 クリーン作戦事業助成金	浄化槽設置補助金 リサイクル活動補助 生ゴミ処理機購入費補助金 豊浜町保健衛生推進協議会補助金
し尿		豊浜漁協水産振興補助金　三豊南部環境衛生組合 水利組合補助　三豊南部環境衛生組合	豊浜漁協水産振興補助金　三豊南部環境衛生組合 水利組合補助　三豊南部環境衛生組合
福祉	保護司会補助金 人権擁護委員会補助金 遺族連合会補助金 傷痍軍人会補助金 軍恩連盟補助金 更生保護事業補助金 母子福祉会補助金 民間保育所運営補助金 地域組織活動育成事業補助金 地域改善事業就学前部会補助金 香川県障害者雇用促進協会補助金 身体障害者協会運営事業補助金 香川県腎臓友の会補助金 西讃ろうあ協会補助金 香川県中途失聴・難聴者協会補助金 リウマチ友の会補助金	保護司会補助金 遺族連絡会補助金 傷痍軍人会補助金 軍恩連盟補助金 戦没者追悼式補助金 更生保護事業補助金 地域組織活動育成事業補助金 ショートステイ事業（身体障害者）補助金 県腎臓友の会補助金 三豊腎友会補助金 西讃ろうあ協会補助金	保護司会補助金 民生委員児童委員協議会研修補助金 傷痍軍人会補助金 運恩連盟補助金 豊浜地区慰霊祭補助金　和田地区慰霊祭補助金 更生保護事業補助金 母子寡婦福祉会補助金 身障者住宅整備事業補助金 身障分会補助金 腎臓友の会補助金 三豊腎臓友の会補助金 西讃ろうあ協会補助金 香川県西部養護学校教育振興助成事業補助金 ホームヘルプサービス事業補助金

合併協定項目番号	１８	合併協定項目名	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
調整方針(案)	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。 １　１市２町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。 ２　１市２町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。 ３　整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整する。		

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
福祉	さくらんぼ運営補助金 肢体不自由父母の会補助金 心身障害者小規模通所作業所運営事業補助金 観音寺市社会福祉協議会運営事業補助金 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業補助金 ささえあう健康長寿の地域づくり推進事業補助金 老人クラブ友愛訪問補助金 老人クラブ連合会補助金 老人単位クラブ補助金 老人スポーツ大会補助金 香川県原爆被害者の会補助金 ゲートボール大会補助金 ペタンク大会補助金 シルバー人材センター補助金 シルバー人材センター協会補助金 社会福祉法人施設整備借入金利子補給事業費補助金 特別養護老人ホーム施設整備事業補助金 視覚障害者福祉タクシー事業補助金 まるやま建設県借入金償還補助金（仮称） 母親クラブ運営補助金 民生委員協議会補助金 民生委員協議会補助金 ふれあいのまちづくり事業補助金 ホームヘルプサービス事業補助金 精神障害者短期入所事業補助金 精神障害者地域生活援助事業補助金	大野原町社会福祉協議会補助金 高齢者就業機会開発事業補助金 元気高齢者づくり対策事業補助金 老人クラブ助成金 住宅改修指導事業補助金 高齢者労働能力活用事業補助金 行旅人等旅費助成 ボランティア団体補助金 コスモスの会補助金 精神障害者協同作業所運営費補助金	豊浜町社会福祉協議会運営費補助金 長寿会連合会助成金 豊浜町長寿会補助金 シルバー人材センター補助金 あゆみの会補助金 社会福祉法人利子補給補助金 精神家族会補助金 陶芸クラブ補助金 子ども会育成会補助金 手をつなぐ親の会補助金 青少年育成町民会議補助金 ボランティア指定校補助金 勤労者レクリエーション助成金
健康	歯科医師会保健指導補助金 口腔衛生週間行事運営補助金（児童・生徒の歯科健診） 献血推進事業補助金 離島救急患者輸送補助金 公衆浴場組合補助金 公衆浴場施設改善事業補助金	大野原町食生活改善推進協議会補助金	三豊食品衛生協議会負担金
農林水産	三豊農業共済組合事業補助金 観音寺市生活研究グループ連絡協議会補助金 観音寺市４Ｈクラブ補助金 水田農業経営確立対策推進体制整備事業補助金 水田農業経営確立助成金交付事業補助金 水田農業経営確立対策事業補助金	地域推進体制整備事業補助金 確認事務協力費 生産調整緊急拡大分補助金 転作作物等推進事業費補助金 水田農業経営確立対策事業費補助金 中山間地域等直接支払交付金	三豊農業共済組合補助金 大豊農業振興センター補助金 三豊地域農業改良普及協議会補助金 香川県農業経営対策事業補助金 香川県農地流動化促進事業・認定農業者農地集積支援事業補助金 各種補助事業補助金 効率的・持続的な集落営農育成事業補助金

合併協定項目番号	１８	合併協定項目名	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
調整方針(案)	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。 １　１市２町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。 ２　１市２町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。 ３　整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整する。		

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
農林水産	農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金	農業経営基盤強化資金利子助成金	
	農業生産体制強化総合推進対策補助事業補助金		農業生産総合対策事業持続的農業総合対策事業補助金
	育成すべき農業者農地集積支援事業補助金		農地保有合理化促進対策事業補助金
	葉たばこ生産振興事業補助金		
	有害鳥獣駆除対策事業補助金	有害鳥獣駆除活動補助金	有害鳥獣駆除活動補助金
	農業近代化資金利子補給事業補助金	有害鳥獣対策事業費補助金	有害鳥獣対策事業費補助金
	多彩な園芸産地推進事業補助金	多彩な園芸産地等育成推進事業費補助金	有害鳥獣防止対策補助事業補助金
	中山間地域等直接支払金補助金	田野々パイロット事業補助金	
	土づくり推進事業補助金	土づくり推進事業費補助金	土づくり推進事業補助金
	園芸廃棄物処理事業補助金	独創型高付加価値農業育成対策事業費補助金	土づくり指導助成金
	経営構造対策事業補助金	新規就農希望者受入施設整備事業費補助金	町農地流動化事業補助金
	集落営農推進支援事業補助金	農業委託実習生受入事業補助金	蔬菜栽培技術研究助成金
	新規就農条件整備支援事業補助金	香川県認定農業者協議会補助金	JA香川豊浜支店補助金
	水田作付体系転換緊急推進事業補助金	グループ８５補助金	梨技術研究助成香川豊南農業協同組合補助金
	イノシシ被害防止対策事業補助金	町生活研究グループ助成金	技術研究助成金
	遊休農地保全管理対策事業補助金	ＪＡ活性化センター運営補助金	JA香川豊浜支店イチゴ生産組合補助金
	経営構造対策事業補助金	三豊農業共済組合負担金	農業共済事務負担金
	認定農業者経営改善リース支援強化事業補助金	香川豊南牛枝肉共励会補助金	定着団地化指導助成金
	農業生産総合対策事業補助金	高齢者・女性肉用子牛生産振興事業費補助金	野菜集団育成助金
	水田農業経営確立対策推進助成事業補助金	畜産環境整備特別対策事業費補助金	園芸組合助成金
	新生産調整推進対策牧草種子導入事業補助金		4Hクラブ助成金
	肉用子牛価格安定対策事業補助金	みどりの少年団補助金	自立農業経営実践活動助成金
	農業近代化（公）資金利子補給事業補助金	下刈事業補助金	メロン加工研究会助成金
	家畜伝染病防疫対策事業補助金	枝打事業補助金	営農集団助成金
	家畜防疫互助基金造成支援事業補助金		花卉部会助成金
	高齢者、女性肉用子牛生産振興事業補助金		豊浜町農業経営者協議会補助金
	畜産共進会事業補助金		畜産関係団体補助金
	畜産経営体質強化資金特別融通助成利子補給事業補助金		県単補助事業畜産振興補助金
	畜産振興特別対策事業補助金		生活研究グループ連絡協議会補助金
	全国和牛能力共進会事業補助金		梨加工研究会補助金
	観音寺市土地改良協議会補助金		観光農園補助金
	三豊干拓中央排水機維持管理費補助金	三豊干拓中央樋門管理費補助金	農作物栽培奨励事業補助金
	団体営土地改良事業借入金償還補助金		生産調整推進対策事業実行組合補助金
	団体営農道整備事業借入金償還補助金		豊浜町生活研究グループ補助金
	団体営かんがい排水事業借入金償還補助金		
	横断道関連単独県費補助土地改良事業借入金償還補助金		
	単独県費補助土地改良事業補助金	柞田川沿岸土地改良区連合補助金	単独町費土地改良事業補助金
	市単独補助土地改良事業補助金	大野原町ほ場整備土地改良区補助金	単独県費土地改良事業補助金
	団体営基盤整備促進事業（三豊干拓地区）補助金	土地改良区合同事務所補助金	
	団体営農村総合整備事業補助金		
	漁協婦人部補助金		

合併協定項目番号	１８	合併協定項目名	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
調整方針(案)	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。 １　１市２町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。 ２　１市２町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。 ３　整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整する。		

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
農林水産	水産振興対策事業（水産廃棄物等処理施設設置）補助金 地域活性化水産振興対策事業（建干網実施）補助金 漁業近代化資金利子補給事業補助金	 西かがわ漁業協同組合補助金	 西かがわ漁業協同組合補助金
商工観光	商工会議所補助金 照明近代化協議会補助金 中小企業保証料助成金 同和対策小規模事業融資利子補給補助金 小企業等経営改善資金利子補給補助金 職業安定協会補助金 中小小売商団体連合会助成金 中小企業団体中央会助成金 セントラルパーキング運営補助金 観音寺市商店街等活性化促進事業補助金 住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金 地域振興イベント推進事業補助金 観音寺あじさい祭補助金 観光協会運営補助金 総合コミュニティセンター運営補助金 世界のコイン館運営補助金 世界のコイン館建設借入金償還助成金	商工会補助金 企業誘致奨励金 水銀灯維持管理補助金 大野原町観光協会運営補助金	商工振興助成金 法人会助成金 商業活性化振興助成金
都市計画	土地開発公社補助金 ふるさと緑化推進事業補助金	 大野原町花いっぱい運動推進協議会補助金	
建設	単独県費補助土地改良事業補助金	自治会補助金	
住宅	公営住宅家賃収入補助金	 公営住宅家賃対策補助金	公営住宅家賃収入補助金 公営住宅家賃対策補助金
下水道	公共用用排水路清掃助成事業補助金		
教育	児童・生徒派遣費補助金 就学援助補助 就園奨励費補助金 観音寺市心身障害児育成補助金 観音寺市教育文化展覧会補助金 観音寺市障害児学級合同野外学習補助金 全国連合小・中学校校長会研究協議会特別研修補助金 同和教育研修補助金（小・中） 教職員校内研修補助金（小学校） 教職員校内研修補助金（中学校） 新入生徒のヘルメット補助金 校外補導会補助金 児童指導対策費（小学校） 児童指導対策費（中学校） 進路指導研修補助金	児童生徒派遣費補助金 就学援助補助金 就園援助補助金 障害児教育補助金 教職員の研修補助金 新入生徒のヘルメット補助金 校外補導補助金(中学校) クラブ活動振興補助金（中学校） 海外研修補助金	児童・生徒派遣費補助金 就学援助補助金 就園援助補助金 障害児野外学活動補助金 新入生徒のヘルメット補助金 児童指導対策費（小学校）補助金 児童指導対策費（中学校）補助金 中学生海外派遣助成金

合併協定項目番号	１８	合併協定項目名	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
調整方針(案)	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。 １　１市２町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。 ２　１市２町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。 ３　整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整する。		

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
教育	クラブ活動振興補助金（中学校） クラブ活動引率補助金 学校給食会運営補助金	少年交流補助金 修学旅行引率費補助金 生徒リーダー研修費補助金	
生涯学習	観音寺市ＰＴＡ連絡協議会補助金 観音寺市母親連絡会補助金 自治公民館建設補助金 観音寺市文化財保護協会 市体育協会補助金 地区体育祭補助金 近県高校女子ソフトボール大会補助金 三観地区中学校体操・新体操競技大会補助金 スポーツ少年団補助金 全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業補助金 姉妹都市スポーツ交流補助金 地区青少年育成会事業補助金 補導員普通障害保険加入補助金 市民短歌大会補助金 姉妹都市文化交流事業補助金 観音寺菊花展実行委員会補助金	大野原町PTA連絡協議会補助金 大野原町生涯学習推進協議補助金会 地区公民館補助金 地区公民館長研修補助金 中姫・下組・上の段・花稲公民館管理助成金 生涯学習町づくり推進地区公民館補助金 大野原町文化財保護協会補助金 大野原町文化協会補助金補助金 田野々雨乞踊保存会補助金 大野原鼈王太鼓保存振興会補助金 大野原音頭保存会補助金 大野原町体育協会補助金 大野原町地区体育協会補助金 大野原町ゲートボール連合会補助金 体育指導委員ユニフォーム補助金 大野原町スポーツ少年団育成連絡協議会補助金 各種スポーツ団体全国大会出場助成金 スポレク指導員講習会補助金 青少年育成大野原町民会議補助金 大野原町子ども会育成連絡協議会補助金 大野原町子どもボランティアサークル補助金 大野原町婦人会補助金 大野原町青年団補助金 大野原町生活改善推進協議会補助金 世代交流伝承事業助成金	豊浜町文化財保護協会 和田雨乞踊保存会補助金 箕浦獅子舞保存会補助金 新とよはま音頭協賛会補助金 豊浜町体育協会補助金 スポーツ少年団育成事業交付金 豊浜町スポーツ振興助成金 地域スポーツ育成事業交付金 青少年育成豊浜町民会議補助金 子ども会活動助成事業補助金 ボーイスカウト助成事業補助金 婦人会活動助成事業補助金 青年団活動助成事業補助金 とよはま生活学校活動助成事業補助金 ふるさと運動補助金 ふるさと運動活動助成事業補助金 豊浜町教育会活動助成事業補助金
人権・同和教育	市人権・同和教育推進協議会補助事業補助金 子ども会活動補助事業補助金 人権・同和教育研修会参加補助事業補助金 小中学校夜間指導補助事業補助金	大野原町人権・同和教育推進協議会補助金 同和地区児童・生徒就学援助金	

協議第２２号

公の施設の取扱いについて

公の施設の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

公の施設の取扱いについて
公の施設の設置、管理等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新市において、必要に応じて調整するものとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	２２	合併協定項目名	公の施設の取扱いについて	専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針(案)	公の施設の設置、管理等については、原則として現行のとおり引継ぎ、新市において、必要に応じて調整するものとする。						

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
1 小学校	観音寺市立観音寺南小学校 観音寺市立観音寺東小学校 観音寺市立高室小学校 観音寺市立常磐小学校 観音寺市立柞田小学校 観音寺市立豊田小学校 観音寺市立粟井小学校 観音寺市立一ノ谷小学校 観音寺市立伊吹小学校	大野原町立大野原小学校 大野原町立萩原小学校 大野原町立五郷小学校 大野原町立紀伊小学校	豊浜町立豊浜小学校
2 中学校	観音寺市立観音寺中学校 観音寺市立中部中学校 観音寺市立伊吹中学校 香川県三豊郡山本町・観音寺市学校組合立三豊中学校	大野原町立大野原中学校	豊浜町立豊浜中学校
3 幼稚園	観音寺市立観音寺幼稚園 観音寺市立高室幼稚園 観音寺市立常磐幼稚園 観音寺市立柞田幼稚園 観音寺市立豊田幼稚園 観音寺市立一ノ谷幼稚園	大野原町立大野原幼稚園	豊浜町立豊浜幼稚園
4 給食センター	観音寺市学校給食センター 観音寺市伊吹学校給食センター	大野原町学校給食センター	
5 図書館	観音寺市立図書館		豊浜町立図書館
6 中央公民館	観音寺市中央公民館	大野原町中央公民館	豊浜町立中央公民館
7 地区公民館	観音寺市高室公民館 観音寺市常磐公民館 観音寺市柞田公民館 観音寺市木之郷公民館 観音寺市粟井公民館 観音寺市豊田公民館 観音寺市一ノ谷公民館 観音寺市伊吹公民館 観音寺市観音寺東公民館 観音寺市観音寺南公民館 観音寺市観音寺西公民館	萩原公民館 五郷公民館 紀伊公民館 中姫公民館	

合併協定項目番号	２２	合併協定項目名	公の施設の取扱いについて	専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針(案)	公の施設の設置、管理等については、原則として現行のとおり引継ぎ、新市において、必要に応じて調整するものとする。						

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
8　生涯学習施設	観音寺共同福祉施設 観音寺市働く婦人の家 観音寺市伊吹開発総合センター 観音寺市少年育成センター 観音寺市郷土資料館 観音寺市有明ふれあい海岸施設 （観音寺ファミリープール） （観音寺ファミリーキャンプ） 観音寺市立総合体育館 観音寺市キャンプサイト	大野原町少年育成センター 大野原町中央集会場	豊浜町少年育成センター 豊浜町民体育館 豊浜町民野球場 豊浜町南部広場 豊浜町トレーニングセンター 豊浜町ちょうさ会館 豊浜町郷土資料館
10　保育所	観音寺市立東保育所 観音寺市立西保育所 観音寺市立粟井保育所 観音寺市立伊吹保育所	大野原町立大野原保育所	豊浜町立豊浜保育所
11　社会福祉施設	観音寺市立あさひの家 観音寺市立老人憩の家　琴陽館 観音寺市ふれあい文化センター	大野原町総合福祉会館 （大野原町老人福祉センター） （大野原町コミュニティセンター） 大野原町いきいきセンター 大野原町やすらぎ工房	豊浜町福祉会館 （豊浜町老人福祉センター） （豊浜町母子健康センター） （豊浜町児童会館） 豊浜町老人介護支援センター 豊浜町国民健康保険介護老人保健施設わたつみ苑
12　保健衛生施設	観音寺市保健センター		
13　住民施設		大野原町カントリーパーク 大野原町農業者トレーニングセンター 大野原町簡易宿泊施設 大野原町産業展示館 大野原町テニスコート 大野原町こどもゲレンデ 大野原町多目的広場 大野原町中央公園 大野原町豊稔池遊水公園 大野原町萩の丘公園プール 大野原町交流センター 大野原町高齢者等活性化センター 大野原町五郷活性化センター 健康交流施設「おおのはら」 大野原町花稲研修センター	豊浜町コミュニティセンター 豊浜町ふれあいセンター

合併協定項目番号	２２	合併協定項目名	公の施設の取扱いについて	専門部会名	総務部会	分科会名	管財分科会
調整方針(案)	公の施設の設置、管理等については、原則として現行のとおり引継ぎ、新市において、必要に応じて調整するものとする。						

区　分	観音寺市	大野原町	豊浜町
14 環境衛生施設	観音寺衛生センター 観音寺市伊吹清掃センター		豊浜町墓地公園
15 火葬場	観音寺市三本松火葬場 観音寺市伊吹火葬場	大野原町火葬場	豊浜町火葬場
16 診療所	観音寺市国民健康保険伊吹診療所		
17 住　宅	観音寺市営住宅 見卓団地 一ノ谷団地 山田団地 黒渕団地 三谷団地 宮下団地 下津団地 池之尻団地 東丸山団地 高屋団地 明星団地 大池団地	大野原町営住宅 大鞘西団地	豊浜町営住宅 第15号住宅（本町） 第16号住宅（岡） 第17号住宅（本町） 第18号住宅（東浜） 第19号住宅（東浜） 第20号住宅（東浜） 第21号住宅（宮の後） 第22号住宅（中の町） 第23号住宅（道溝） 第23号住宅（道溝）（特賃）
18 公　園	中央児童公園　ひがし児童公園　山田児童公園 見卓公園　三本松近隣公園　三本松緑地 角の町小公園　観音寺小公園、　街角広場、 元町広場　三本松遊園地　駅南広場 宮の元地区公園　北条地区公園　ニッシン前園地 山田ふれあい緑地		一の宮公園 高須賀夕映え公園
19 農林施設		大野原町萩の丘公園キャンプ場 雲辺寺ヶ原史跡広場 大野原町勤労青少年ホーム	豊浜南部集会所 豊浜西部集会所 台山農村公園
20　その他			みちの駅「とよはま」

協議第２３号－８

各種事務事業（電算システム事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（電算システム事業関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種事務事業（電算システム事業関係）の取扱いについて
電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

基幹系電算システム一覧

区　　分	№	業務名	対象市町	主たる使用目的及び利用状況	処理内容
税関係業務	1	住民税	１市２町	納税通知書（月１回）　課税台帳（年１回） 住民税更正（決定）通知書（月１回） 住民税調定（変更）伺書（月１回） 市県民税所得証明書 市県民税課税証明書	市町県民税の当初処理及び随時処理
	2	国民健康保険税	１市２町	課税台帳（年１回）　納税通知書（月１回） 徴収簿（年１回）　更正決定通知書（月１回）	国民健康保険税の当初処理及び随時処理
	3	固定資産税	１市２町	土地・家屋課税台帳（年１回） 名寄帳（年１回）　名寄帳索引簿（年１回） 納税通知書（年１回） 償却資産課税台帳（年１回） 償却資産種類別明細書（年１回） 評価証明書　資産証明書 車庫証明書 固定資産税証明書	土地・家屋・償却資産の固定資産税当初処理・評価替え・その他（観音寺市については、都市計画税の処理も加わる）
	4	軽自動車税	１市２町	納税通知書（年１回） 車種別集計表（年１回）　行政区別集計表（年１回）	軽自動車税の当初処理
	5	収納消込		納税・課税証明書 軽自納税証明書 納付書　督促状（随時） 未納者一覧表（随時）	住民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税の収納消し込み処理
	6	法人市民税	観音寺市	申告書、市民税台帳、調定簿他	市の法人市民税処理
	7	税ｵﾝﾗｲﾝ	１市２町	各税証明書、収納関係証明書、住登外、口座の異動	４税、収納消込み及び宛名（住登外・共有・口座）の証明書発行、検索、一部異動処理

基幹系電算システム一覧

区　　分	№	業務名	対象市町	主たる使用目的及び利用状況	処理内容
住基関連業務	8	住民記録	１市２町	住民票写　　転出証明書 住民基本台帳登録名簿(年１回) 人口移動調査報告書（年１回） 成人式該当者名簿案内状（年１回） 選挙人名簿（随時）　　投票所入場券（随時） 児童手当索引簿　　（年１回） 健康審査対象者通知書（随時）	住民の異動・国保・年金の異動等、及び各種統計、一覧表等の出力
	9	国保（住記）	１市２町	異動者リスト（年１回） 国保・退職医療被保険者証（年１回） 被保険者集計表（年１回）	
	10	国民年金	１市２町	処理経過一覧表（月１回） ２０歳到達者名簿通知書（年１回）	年金資格関係の処理（賦課関係は１４年４月より、社保へ）
	11	保健衛生	１市２町	間接撮影対象者名簿（随時） 総合検診名簿（随時）	各種検診名簿、
	12	老人医療	１市２町	所得一覧等	市町導入の福祉システムの補完業務
	13	福祉年金	１市２町	連名簿、保管証、受給者一覧他	福祉年金関係処理一式
	14	福祉	１市２町	敬老会名簿（年１回）　　高齢者名簿（年１回） 独居老人名簿（年１回）	福祉関係名簿、一覧表他の出力
	15	児童手当	１市２町	受給者台帳、支出調書、各種名簿他	児童手当関係の処理一式
	16	教育	１市２町	幼稚園入園予定者通知書（年１回） 小・中学校入学者名簿（年１回）	幼稚園、小中学校関係の名簿通知書等の出力
	17	保育料	１市２町	年度当初の保育料の算定	保育料の計算、収納一式
	18	住登外	１市２町	住登外・事業所一覧表（年１回）	住民登録外者の異動、共有者の異動、口座関係の異動他
	19	住民情報ｵﾝﾗｲﾝ	１市２町	事務の効率化を図る	住基関係オンライン処理
	20	印鑑ｵﾝﾗｲﾝ	１市２町	印鑑証明書	印鑑証明書関係の異動、証明書関係
	21	住基ネット	１市２町	１次稼動の運用他	住基ネット関係のサーバー処理業務

基幹系電算システム一覧

区　　分	№	業務名	対象市町	主たる使用目的及び利用状況	処理内容
その他業務	22	選挙・農業選挙	１市２町	選挙人名簿、選挙入場券他	選挙関係の処理一式
	23	起債管理		起債台帳（年１回） 償還明細表（年１回） 償還計画表（年１回）	各市町に個別システムがあるが、そこで補完しきれない部分の処理
	24	給与計算	１市２町	人事マスター一覧表（年１回） 支給明細表（月１回）（期末） 職員台帳簿（年１回）	給与計算、期末勤勉手当、年末調整、人事マスター管理等
	25	下水道	観音寺市	納付書（月１回）　　下水道台帳（年１回） 処理経過一覧表（年１回）	
	26	清掃	観音寺市	納入通知書（月１回）　　徴収簿（月１回） 清掃マスター異動照合表（月１回）	
	27	農家台帳	ﾃﾞｰﾀ連携のみ	住基・税マスターによるデータ更新	各市町導入の個別システムに対するデータの提供等
	28	介護保険	１市２町	介護保険被保険者証 介護保険料賦課通知書 介護保険受給資格証明書 介護保険被保険者台帳 介護保険賦課台帳 他機関向け情報作成	各市町導入の個別システムに対するデータの補完処理

個別電算システム一覧

項　　目	システム名	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
グループウェア		○	○	○
文書管理				○
地図	森林・農林情報			○
	都市計画図閲覧	○		○
土木	道路管理		○	○
	街灯台帳			○
緊急･防災	緊急通報	○	○	○
財務会計		○	○	○
起債管理		○	○	○
備品管理/財産管理			○	
例規		○		
住基	国民年金被保険者情報参照	○	○	○
税務	固定資産評価換え/管理情報	○	○	○
	住民税申告		○	○
福祉	児童手当	○	○	○
	児童扶養手当	○		
	福祉	○		○
	生活保護	○		
	老人医療	○	○	○
	医療助成	○	○	○
	前期高齢	○	○	○
	健康管理	○	○	○
	高額医療	○	○	○
	高額療養費支給管理	○	○	○
	介護保険	○	○	○
選挙・農業選挙		○		
上水道		○	○	○
農業関連	農家台帳	○	○	○
	農地情報	○		○
	転作支援	○	○	○
教育	幼稚園・保育料管理	○	○	
住宅	住宅管理	○		
図書館		○	○	○
公営企業財務会計水道		○	○	

1　ネットワークの構成区分

地域公共ネットワークの整備については、まずネットワークの構成区分について接続形態の特徴や地域の特性を考慮し、新市の行政事務の効率化、将来の住民サービスの向上に対応できる最適なネットワークを構築する必要がある。

地域公共ネットワークの構成イメージ

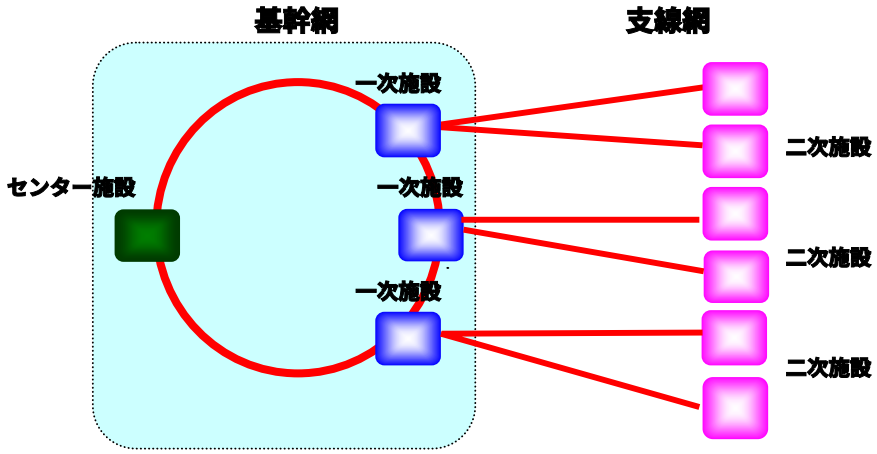

◎　ネットワークの構成区分

構成区分	内　　容
センター施設	・地域公共ネットワークの情報発信拠点となる施設であり、サーバや送受信装置等のセンター装置が設置される。 ・インターネットとの接続を行う場合の拠点にもなるため、高い信頼性が求められる。
一次施設	・センター施設と接続される施設であり、他の施設への中継拠点にもなる施設。 ・施設内の通信と同時に、配下の施設からの通信をストレスなく行うことも必要であり、高度なネットワーク設備が求められる。
二次施設	・センター施設と接続される施設であり、他の施設への中継をしない施設。 ・ネットワーク設備としては、施設内で提供するサービス要件のみを考慮すればよいので、一次施設ほど高度な設備は求められない。
基幹網	・センター施設と一次施設または一次施設間を接続するネットワーク。 ・一次施設内で提供されるサービスと、配下の一次施設および二次施設で提供されるサービスによって構成が決められる。 ・複数の施設が収容されるネットワークであるため、各施設におけるサービスを安定した品質で提供するための高い信頼性と高速性が求められる。
支線網	・センター施設と二次施設、または一次施設と二次施設を接続するネットワーク。 ・二次施設で提供されるサービスによって構成が決められる。 ・一般的には基幹網ほど高度な信頼性は求められない。
施設内ＬＡＮ	・センター施設や一次施設、二次施設における構内のネットワーク。 ・各施設に設置される拠点装置が接続され、当該施設内で提供されるサービスによって構成が決められる。

2　ネットワークの接続形態

施設間のネットワークの構成としては、施設間をループ状に接続する方法とスター状に接続する方法、バス状に接続する方法の３つの接続形態がある。

◎　ネットワークの接続形態と特徴

項目		ループ型	スター型	バス型
接続形態		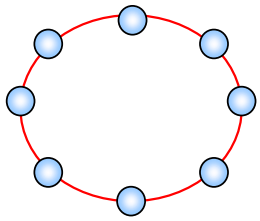	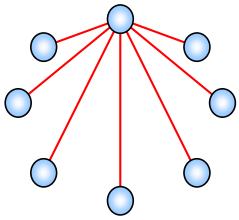	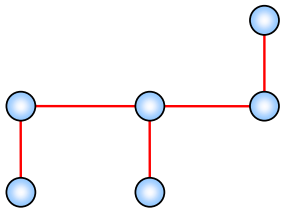
地域性		住宅や集落が分散している地域、災害対策が重要課題である地域に適している。	住宅が一部に密集している地域等に適している。	細長い地域などで、ループ型、スター型が採用しにくい地域に適用される。
信頼性		大	中	小
		全施設間がループ型で接続されているため信頼性は高い。 ある区間の光ファイバ障害時には正常ルートを迂回して通信が継続可能（ネットワーク機器に自動迂回機能及び迂回時間を短縮するための機能が必要）	各施設間は光ファイバが１回線のみで接続されているため、光ファイバ障害時には通信不可となるため左記と比較すると信頼性は劣る。信頼性を向上させるためには別途迂回用の回線を設ける必要がある。	各施設間は光ファイバが１回線のみで接続されており、光ファイバ障害時には複数の施設で通信不可となるおそれもあるため左記と比較すると信頼性は劣る。信頼性を向上させるためには別途迂回用の回線を設ける必要がある。
適性	基幹網	◎	○	△
	支線網	―	◎	―

◎：非常に適している　　○：適している　　△：一般には適さない

3　各接続形態を効率的に組み合わせた、一般的なネットワーク構成例

◎　ネットワーク構成例

分類	概要	ネットワーク構成例
小規模 ネットワーク	他の施設への中継を行う「一次施設」にあたる拠点がなく、「センター施設」から直接「二次施設」へと接続する。通常スター型のトポロジである場合が多い。	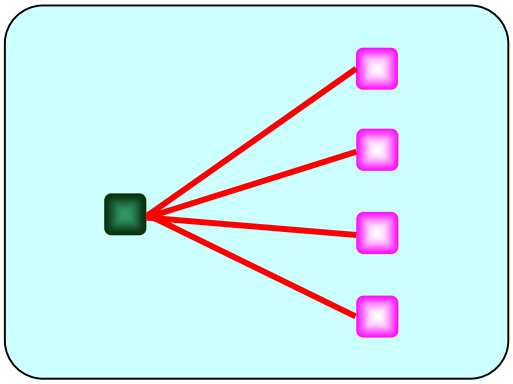
中規模 ネットワーク	スター型のトポロジやバス型のトポロジをとる場合が多い。	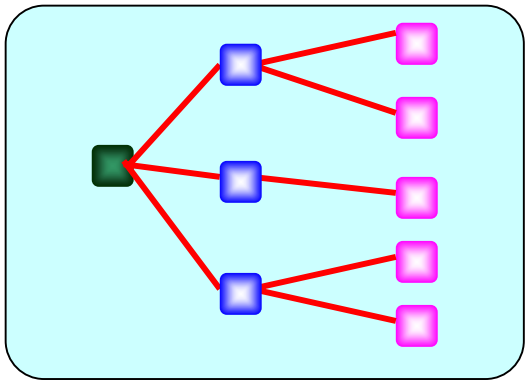
大規模 ネットワーク	センター装置を設置する「センター施設」、他の施設への中継点となる「一次施設」、他の施設への中継をしない「二次施設」から構成される。ループ型トポロジとスター型トポロジ等の組み合わせになっている場合が多い。	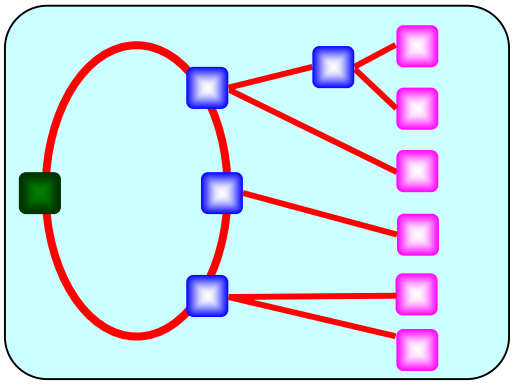

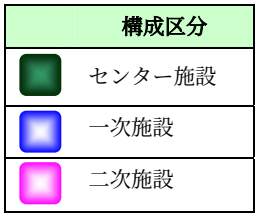

協議第２３号－１２

各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについて

各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについて
１　老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。 ２　健康増進計画については、観音寺市の例により、新市において策定する。 ３　若年健康診査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 ４　妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。 ５　乳幼児健康診査（乳児、１歳６ヶ月児、２歳児、３歳児）及び３歳児健康診査後フォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 ６　母子保健推進員育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 ７　母子愛育会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 ８　一般健康相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 ９　基本健康診査については、新市において、併用方式にて実施する。 １０　機能訓練事業については、Ａ型Ｂ型の実施状況を集約し、介護保険事業との重複を避け、新市において実施する。 １１　各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 １２　骨密度検査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

１３　歯周疾患検診については、新市において統一する。
１４　食生活改善推進協議会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
１５　保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会

調整の方針（案）	1　老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。 2　健康増進計画については、観音寺市の例により、新市において策定する。 3　若年健康診査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 4　妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
老人保健福祉計画	○老人保健福祉計画 「観音寺市老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」 ・策定（見直し）年度　平成14年度 ・計画期間　平成15年度～平成19年度（平成17年度に再度見直し）	○老人保健福祉計画 「大野原町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」 ・策定（見直し）年度　平成14年度 ・計画期間　平成15年度～平成19年度（平成17年度に再度見直し）	○老人保健福祉計画 「豊浜町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第2期)」 ・策定（見直し）年度　平成14年度 ・計画期間　平成15年度～平成19年度（平成17年度に再度見直し）
健康増進計画	「元気印のかんおんじ21」 ・目的 健康増進法の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりが健康づくりを推進するため ・策定年度　平成14年度 ・計画期間　平成15年度～平成24年度	－	－
若年健康診査	－	－	・目的 生活習慣病の早期発見、治療のため ・対象 18歳～39歳の受診希望者
妊婦・乳児健康診査受診票交付事務	・目的 健康管理の向上のため ・対象 市内在住の妊婦、乳児 ・実施方法 受診票による医療機関での個別健康診査 （受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行） ・受診票発行枚数 妊婦一般健康診査　4枚（うち2枚は県補助分） （うち1枚はHBs抗原検査） 超音波検査（35歳以上妊婦）　1枚 乳児一般健康診査　2枚	・目的 健康管理の向上のため ・対象 町内在住の妊婦、乳児 ・実施方法 受診票による医療機関での個別健康診査 （受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行） ・受診票発行枚数 妊婦一般健康診査　5枚（うち2枚は県補助分） （うち1枚はHBs抗原検査） 超音波検査（35歳以上妊婦）　1枚 乳児一般健康診査　2枚	・目的 健康管理の向上のため ・対象 町内在住の妊婦、乳児 ・実施方法 受診票による医療機関での個別健康診査 （受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行） ・受診票発行枚数 妊婦一般健康診査　5枚（うち2枚は県補助分） （うち1枚はHBs抗原検査） 超音波検査（35歳以上妊婦）　1枚 乳児一般健康診査　2枚

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		5　乳幼児健康診査（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児）及び3歳児健康診査後のフォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
乳児健康診査	・目的 乳児の発達段階に応じた観察及び発達促進と育児支援 ・対象 3、7、10ヶ月児 ・実施回数 毎月1回 ・周知方法 3ヶ月児：母子保健推進員による受診勧奨、郵送 7ヶ月児：郵送 10ヶ月児：7ヶ月児健診来所時に次回日程案内、広報 ・実施方法 3ヶ月児：受付→問診・予防接種案内配布→計測 →予防接種説明→診察（内科、股関節）→相談 7ヶ月児：受付→ブックスタート事業→問診→計測 →診察→栄養相談（希望者のみ）→相談 10ヶ月児：受付→問診→計測→診察→相談	・目的 乳児の発育相談と異常の早期発見、母親、家族の 育児不安の解消、育児支援 ・対象 3、6ヶ月、1歳児 ・実施回数 3ヶ月は毎月、6ヶ月、1歳児は隔月 ・周知方法 広報、オフトーク、個別通知 ・実施方法 3ヶ月児：受付→ブックスタート事業→計測 →予防接種説明、離乳食指導→診察（内科、斜頚） 6ヶ月、1歳児：受付→計測→保健指導→診察 →栄養相談	・目的 乳幼児の身体発育、運動発達の観察と異常の早期発見 及び育児相談 ・対象 3、6、10ヶ月、1歳児 ・実施回数 毎月1回 ・周知方法 広報、個別通知 ・実施方法 受付→問診→計測→診察→ブックスタートコーナー(3ヶ月児) →保健、栄養相談
1歳6ヶ月児健康診査	・目的 幼児初期の身体発育・精神発達の健全育成の支援 ・対象 満1歳6ヶ月に達する月の児 ・実施回数 毎月1回 ・周知方法 個人通知、母子保健推進員による受診勧奨、広報 ・実施方法 受付→問診→計測→診察（内科、歯科） →ブラッシング指導→栄養相談→相談	・目的 発育相談、異常の早期発見及び育児不安の解消 ・対象 1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児 ・実施回数 年4回（6、9、12、3月） ・周知方法 広報、オフトーク、個別通知 ・実施方法 受付→問診→計測→診察（内科、歯科） →栄養、保健指導	・目的 身体発育、精神発達の観察、異常の早期発見 及び育児不安の軽減 ・対象 1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児 ・実施回数 年4回（5、8、11、2月） ・周知方法 広報、個別通知 ・実施方法 受付→問診→計測→診察（内科、歯科） →保健相談→栄養相談→歯科相談

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		5　乳幼児健康診査（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児）及び3歳児健康診査後のフォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
2歳児健康診査	—	・目的 発達相談、異常の早期発見及び虫歯の予防 ・対象 2歳6ヶ月～8ヶ月児 ・実施回数 年4回（5、8、11、2月） ・周知方法 広報、オフトーク、個別通知 ・実施方法 受付→計測→診察→ブラッシング指導→保健、栄養指導	・目的 成長発達の観察、異常の早期発見及び虫歯予防対策 ・対象 2歳6ヶ月～8ヶ月児 ・実施回数 年4回（5、8、11、2月） ・周知方法 広報、個別通知 ・実施方法 受付→問診→計測→歯科検診→フッ素塗布・歯の相談・指導 →保健相談→栄養相談
3歳児健康診査	・目的 児童の健全育成の支援 ・対象 満3歳6ヶ月に達する月の児 ・実施回数 毎月1回 ・周知方法 個人通知、広報 ・実施方法 受付→問診→計測→尿検査→診察（内科、歯科） →視力検査→聴力検査→生活観察→ブラッシング指導 →保健相談	・目的 発達相談、異常の早期発見及び育児不安の解消 ・対象 3歳6ヶ月～3歳8ヶ月児 ・実施回数 年4回（4、7、10、1月） ・周知方法 広報、オフトーク、個別通知 ・実施方法 受付→問診→計測→尿検査→生活観察→視力検査 →聴力検査→診察（内科、歯科）→栄養、保健指導	・目的 身体発育、精神発達の観察、異常の早期発見及び育児不安の軽減 ・対象 3歳5ヶ月～3歳7ヶ月児 ・実施回数 年4回（5、8、11、2月） ・周知方法 広報、個別通知 ・実施方法 受付→問診→計測→尿検査→視力検査→聴力検査 →診察(内科、歯科)→生活観察→歯の相談(ジェラティン塗布) →保健、栄養相談
3歳児健康診査後のフォロー相談	・目的 3歳児健診後の育児の適切な対応の相談 ・実施回数 毎月1回 ・周知方法 個人通知 ・実施方法 保護者に相談事項や前回から変わった事柄などを問診。 その後心理判定員との相談を行う。	・目的 発達相談及び育児不安の解消 ・実施回数 年6回（5、7、11、12、2月） ・周知方法 個別通知 ・実施方法 時間予約による個人面接（心理相談員、保健師）	・目的 3歳児健診後の病気や障害の早期発見・早期療養 ・実施回数 年4回（6、9、12、3月） ・周知方法 個別通知 ・実施方法 個別面接

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）	6　母子保健推進員育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 7　母子愛育会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 8　一般健康相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
母子保健推進員育成事業	○母子保健推進員 任期　1年 人数　20名 活動内容 ・育児中のお母さんの不安、悩みを聞き、声掛けをする。 ・3ヶ月健診、1歳6ヶ月児健診の通知書を配布し、受診勧奨をする。 ・市の保健事業の紹介	○母子保健推進員 任期　1年 人数　17名（愛育会役員が兼務） 活動内容 ・健診時の手伝い ・訪問（声かけ）カードの作成 ・母子関係の講演会に参加 など	○母子保健推進員 任期　1年 人数　20名（愛育会役員が一部兼務） 活動内容 ・健診時の手伝い ・担当地区の健康情報を保健師へ連絡
母子愛育会育成事業	○母子愛育会 目的 親子のふれあい、地域の人々との交流、声かけを通して子育てを支援する。 組織概要 9地区、645名 活動内容 親子体操、ミニ運動会、クリスマス会など	○母子愛育会 目的 母子衛生と育児に関する知識と技術を高め、健全な発育を促す。 組織概要 8地区、350名 活動内容 人形劇、ワイワイクッキング、不用品バザーなど	○母子愛育会 目的 母子の健康のために会員相互の連絡強調を図り、母子保健の向上に役立てる。 組織概要 4地区、90名 活動内容 ぎょうちゅう検査、料理講習、救急法講習会など
一般健康相談	○一般健康相談 目的 健康なライフスタイルの普及を図り、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を推進する。 実施回数 保健センター　毎週1回 伊吹公民館　毎月2回 リハビリ教室　毎週2回 その他　随時 周知方法 結核検診等の個人通知時に併せて案内、広報 実施方法 血圧測定、検尿、体脂肪測定、骨密度測定による生活習慣の指導・相談	○一般健康相談 目的 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康の増進、疾病の早期発見を図る。 実施回数 いきいきセンター　毎月1回 各公民館8会場　年2回 周知方法 広報、オフトーク、衛生組合を通じた回覧、個人通知 実施方法 検尿、血圧、健康、栄養相談、体脂肪、筋力測定 血管老人度測定、みそ汁塩分測定	○一般健康相談 目的 住民の健康保持・増進 実施回数 福祉会館　毎週1回 自治会集会所　毎月2回 周知方法 広報 実施方法 検尿、血圧、体脂肪の測定、相談助言

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会

調整の方針（案）	9　基本健康診査については、新市において、併用方式にて実施する。 10　機能訓練事業については、A型B型の実施状況を集約し、介護保険事業との重複を避け、新市において実施する。

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
基本健康診査	○基本健康診査 対象：40歳以上 実施方法：個別 実施場所：医療機関 実施時期：成人（40歳～69歳）9月～10月中旬（6週間） 老人（70歳以上）6月～7月中旬（6週間） 個人負担：成人1,500円、老人500円 ○肝炎ウィルス検査 対象 ・節目（40歳～70歳までの5歳きざみ） ・要指導者等 実施方法：個別 実施場所、実施時期：基本健康診査に準ずる 個人負担：節目1,200円、節目外1,200円	○基本健康診査 対象：40歳以上 実施方法：個別、集団 実施場所：個別：町内医療機関 集団：いきいきセンター 実施時期：個別 6月～9月医療機関の開院日 集団 7月（5日間）、11月（半日） 個人負担：成人1,000円、老人500円 ○肝炎ウィルス検査 対象 ・節目（40歳～70歳までの5歳きざみ） ・要指導者等 実施方法：個別、集団 実施場所、実施時期：基本健康診査に準ずる 個人負担：成人1,200円、老人500円	○基本健康診査 対象：40歳以上 実施方法：個別、集団 実施場所：個別：町内医療機関 集団：福祉会館 実施時期：個別 6月（4日間） 集団 7月、8月（20日間） 個人負担：成人1,000円、老人500円 ○肝炎ウィルス検査 対象 ・節目（40歳～70歳までの5歳きざみ） 実施方法：集団 実施場所、実施時期：基本健康診査に準ずる 個人負担：C型700円、B型＋C型800円 （70歳以上500円、非課税世帯無料）
機能訓練事業	○機能訓練 （A型） 対象：在宅で脳卒中等により身体に障害のある人 実施回数：毎週2回 周知方法：広報、個別訪問等 実施方法：PTによる個別訓練 保健師による生活訓練等 個人負担：なし （B型） 対象：介護保険に該当しない居宅老人 参加希望者 実施回数：毎月1回 周知方法：参加希望者に毎月案内通知 実施方法：レクリエーション(歌、手芸等)等 個人負担：1回につき500円	○機能訓練 いきいきセンターの機能訓練室を自由開放 実施回数：毎週6回（午前9時から午後4時） 周知方法：広報、個別訪問等 実施方法：健康運動器具を使っての自主的な運動、ビデオ体操など	○機能訓練 対象：脳卒中後遺症を持つ人 実施回数：毎月1回 周知方法：個別通知、広報 実施方法：受付→問診・健康チェック →集団指導（体操、ゲーム等）

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		11　各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
胃がん検診	○胃がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団 実施回数　集団　15回（4月～6月、9月～10月、済生丸は5月、6月） 周知方法　希望調査及び広報により募集し、個人通知 個人負担　40歳～69歳1,300円、70歳以上500円（申請により免除制度あり、済生丸は無料）	○胃がん検診 対象者　受診希望者（年齢制限なし） 実施方法　集団 実施回数　9回（7月） 周知方法　衛生組合を通じて申込者に個別通知、広報、オフトーク 個人負担　69歳以下1,000円、70歳以上500円（国民健康保険者は無料）	○胃がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団 実施回数　7回（6、10、1月） 周知方法　希望調査により個別通知、広報、回覧 個人負担　69歳以下1,000円、70歳以上500円（非課税世帯は無料）
大腸がん検診	○大腸がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団 実施回数　9日間（7月～8月）＋9月に1日（伊吹） 周知方法　希望調査及び広報により募集し、個人通知 個人負担　69歳以下500円、70歳以上無料（非課税世帯及び生活保護世帯は申請により無料）	○大腸がん検診 対象者　受診希望者（年齢制限なし） 実施方法　集団 実施回数　2日間（11月） 周知方法　衛生組合を通じて申込者に個別通知、広報、オフトーク 個人負担　69歳以下500円、70歳以上300円	○大腸がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団 実施回数　4日間（6月）＋補充10日間 周知方法　希望調査により個別通知、広報、回覧 個人負担　69歳以下500円、70歳以上300円（非課税世帯は無料）
肺がん検診	○肺がん検診 対象者　40歳以上 実施方法　集団 実施回数　37回（5月～6月） 周知方法　希望調査及び広報により募集し、結核検診と同時に通知 個人負担　読影のみ200円 喀痰検査600円（70歳以上は無料） 済生丸は無料	○肺がん検診 対象者　40歳以上 実施方法　集団 実施回数　17回（9月） 周知方法　衛生組合を通じて申込者に個別通知、広報、オフトーク 個人負担　読影無料 喀痰検査500円（70歳以上は300円）	○肺がん検診 対象者　40歳以上 実施方法　集団 実施回数　6.5日間（10月、11月） 周知方法　希望調査により個別通知、広報、回覧 個人負担　喀痰検査500円（70歳以上は300円）（非課税世帯は無料）

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会
調整の方針（案）		11　各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。					

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
乳がん検診	○乳がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団、個別 実施回数　集団　7回（4、5、6、9、10月） （済生丸は5月、6月に1回） 個別　毎週1回（5月～1月） 周知方法　希望調査及び広報 個人負担　集団 視触診69歳以下300円、70歳以上無料(済生丸無料) マンモグラフィー69歳以下1,500円､70歳以上500円 個別 視触診69歳以下900円、70歳以上500円 マンモグラフィー69歳以下1,500円､70歳以上500円	○乳がん検診 対象者　30歳以上の受診希望者 （30歳～49歳は視触診のみ、 50歳以上は視触診＋マンモグラフィー） 実施方法　集団 実施回数　11月 周知方法　衛生組合を通じて申込者に個別通知、広報、オフトーク 個人負担　視触診無料 マンモグラフィー1,000円 （70歳以上も同額）	○乳がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団 実施回数　6回（6、10月） 周知方法　希望調査により個別通知、広報、回覧 個人負担　無料
子宮がん検診	○子宮がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団、個別 実施回数　集団　14回（4～6月、9～10月） 個別　4月～10月 周知方法　希望調査及び広報 個人負担　集団 69歳以下1,000円、70歳以上500円 個別 頸部 69歳以下2,100円、70歳以上500円 頸部＋体部 69歳以下3,000円、70歳以上500円	○子宮がん検診 対象者　受診希望者（年齢制限なし） 実施方法　集団 実施回数　9回（7月） 周知方法　衛生組合を通じて申込者に個別通知、広報、オフトーク 個人負担　69歳以下1,000円、70歳以上500円	○子宮がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 実施方法　集団 実施回数　6回（6、10月） 周知方法　希望調査により個別通知、広報、回覧 個人負担　69歳以下1,000円、70歳以上500円 （非課税世帯は無料）
前立腺がん検診	○前立腺がん検診 対象者　50歳～79歳男性 実施方法　個別 実施時期　6～7月、9～10月 周知方法　希望調査及び広報 個人負担　50歳～69歳　700円 70歳～79歳　500円	○前立腺がん検診 対象者　50歳以上の男性 実施方法　集団、個別 実施時期　基本健康診査と同時実施 周知方法　広報、オフトーク、基本健康診査時に窓口で勧奨 個人負担　50歳～69歳　500円 70歳以上　300円	○前立腺がん検診 対象者　40歳以上の受診希望者 （ただし基本健康診査受診者） 実施方法　集団 実施時期　基本健康診査と同時実施 周知方法　希望調査により個別通知、広報、回覧 個人負担　40歳～69歳　700円 70歳以上　500円

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会

調整の方針（案）	12　骨密度検査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 13　歯周疾患検診については、新市において統一する。 14　食生活改善推進協議会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
骨密度検査	○骨密度検査 対象者　希望者 実施回数　毎月2回、健康まつり時等 周知方法　広報、がん検診通知書等にチラシ同封 個人負担　無料 ○骨粗鬆症検診（基本健康診査時に実施） 対象　40歳～69歳の受診希望者 実施方法　個別 実施場所、実施時期　基本健康診査に準ずる 個人負担　700円	○骨密度検査 対象者　希望者 実施回数　3日間（1月）、イベント時（11、3月） 周知方法　広報、オフトーク、回覧 個人負担　無料	○骨密度検査 対象者　希望者 実施回数　年5回（6、11月） 周知方法　広報、回覧 個人負担　69歳以下　500円、70歳以上　300円 （非課税世帯無料）
歯周疾患検診	○歯周疾患検診 対象者　40歳及び50歳の男女 実施時期　9月の4週間 周知方法　個人通知 個人負担　1,000円	－	－
食生活改善推進協議会育成事業	○食生活改善推進協議会 目的 健康日本21を推進するため、食生活改善推進員が行う実践活動を通して広く市民の健康づくりを支援する。 会員数　108名 発足　平成元年度 活動状況 ・ヘルスメイト研修 ・地区講習 ・在宅介護食ボランティア育成事業 ・その他 健康まつり、男性の料理教室他	○食生活改善推進協議会 目的 栄養及び食生活改善の普及啓発と地域の自主的活動を活発にし、栄養水準の向上を図り、疾病の予防と町民の健康増進に寄与する。 会員数　95名 発足　昭和56年度 活動状況 ・ヘルスメイト研修 ・地区講習会 ・ヘルスメイト養成講座 ・その他 給食サービス事業、健康福祉まつり他	○食生活改善推進協議会 目的 栄養改善の普及改善に努め、よい食習慣の実践と定着を目指している。 会員数　100名 発足　昭和55年度 活動状況 ・ヘルスメイト研修 ・地区講習会 ・ヘルスメイト養成講座 ・その他 一人暮らし料理教室、男性料理教室他

協定項目番号	23-12	合併協定項目	各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	健康分科会

調整の方針（案）	15　保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町
保健センター	○観音寺市保健センター 目的 市民の健康づくりを推進するために、母子保健及び老人保健事業並びに栄養改善等の対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、市民の自主的な保健活動の場とするために設置 位置　観音寺市坂本町一丁目1番1号 開館時間　午前9時～午後4時30分 （特別の理由があるときは延長又は短縮可） 休館日　・毎週日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12月28日～翌年1月4日まで） （特別の理由があるときは変更、休館可）	○大野原町いきいきセンター 目的 地域保健法第18条第2項の規定に基づく保健センター業務及び社会福祉に係るサービスを総合的に推進する拠点施設として、住民の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。 位置　大野原町大字大野原1265番地 開館時間　午前8時20分～午後5時5分 （町長が必要があると認めたときは変更可） 休館日　・毎週日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）	○豊浜町母子健康センター（福祉会館） 目的 妊産婦及び乳幼児の保健指導並びに母子愛育会の育成等、母子衛生の向上と増進を図るための総合的機能を供与することを目的とする。 位置　豊浜町大字和田浜1544番地の1 開館時間　午前9時～午後5時 （町長がやむを得ない理由があると認めかつその使用に支障のない場合は午後10時） 休館日　・毎週日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12月28日～翌年1月4日まで） （町長がやむを得ない理由があると認めた場合変更可）

【先進地事例】

・柳川市・大和町・三橋町合併協議会（平成17年3月21日合併予定）

1　がん検診等事業
(1)　各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。

2　健康づくり事業
…… (1)　食生活改善教室（食生活改善推進員養成講座）は、統合する方向で調整する。
(2)　省略
(3)　新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努める。
(4)　単独事業は、合併時までに協議・調整する。

・下五島1市5町合併協議会（平成16年8月1日合併予定）

(1)　乳児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査については、事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、対象、回数等については合併後に調整する。
(2)　妊婦健康診査については、現行のとおりとする。
(3)～(8)　省略
(9)　健康診査、各種がん検診については、合併後に調整する。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。
…… (10)　健康教育、健康相談、訪問指導については、地域性を考慮し、合併後に調整する。
(11)　機能訓練については、5町の例による。
(12)　省略
(13)　肝炎総合対策については、現行のとおりとする。
(14)～(21)　省略
(22)　保健センター等施設については、新市に引き継ぐ。

・松阪地方合併協議会（平成17年1月1日合併予定）

…… (1)～(2)　省略
(3)健康診査の検査項目数及び対象年齢：平成17年度から拡大するよう調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
(4)健康診査の自己負担額：合併時に統一する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
(5)集団・個別の実施区分：医療機関の有無や医療機関の受け入れ態勢などの地域性を考慮し調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
(6)省略
(7)事業実施にあたっては、新市において医師会等関係機関と調整を図り、新市全域における公平なサービスの提供に努める。

協議第２３号－１９

各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて

各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて
１　道路認定については、合併時に再編統一する。 ２　国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。 ３　急傾斜地対策事業については、合併時に再編統一する。 ４　道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 ５　道路占用料については、合併時に再編統一する。 ６　河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。 ７　法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。 ８　港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	1 道路認定については、合併時に再編統一する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
市道･町道の状況	路線数 991 路線 実延長 358.821 km 自転車歩行者道 15.284 km 橋梁 223 橋 踏切 16 箇所	路線数 170 路線 実延長 122.22 km 自転車歩行者道 10.102 km 橋梁 70 橋 踏切 3 箇所	路線数 168 路線 実延長 72.813 km 自転車歩行者道 4.414 km 橋梁 67 橋 踏切 10 箇所
認定時期	年1回 (3月議会)	随時	随時
認定基準	通常分 ①基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 ②構造及び付属物設置基準 ③交通安全施設設置基準 ④占用物件の設置基準	通常分 ①基本的な条件 ･起点及び終点が国道、県道、又は町道と連絡、接続する道路 ･公園、学校、その他主要公共施設等に連絡する道路 ･現況幅員がおおむね4m以上 ･ 路面、路肩、その他道路施設が良好で最低5ヶ年は維持、補修工事が必要としないこと ･道路敷の所有権を速やかに町に寄付でき、他の権利の設定や係争のないもの ②構造及び付属物設置基準 ③交通安全施設設置基準 ④占用物件の設置基準	通常分 ①基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 ②構造及び付属物設置基準 ③交通安全施設設置基準 ④占用物件の設置基準
	都市計画法第32条に規定する公共施設（道路）の協議で同意したもの。 ①基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 ②構造及び付属物設置基準 ③交通安全施設設置基準 ④占用物件の設置基準	都市計画法第32条に規定する公共施設（道路）の協議で同意したもの。 ―――	都市計画法第32条に規定する公共施設（道路）の協議で同意したもの。 ①基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 ②構造及び付属物設置基準 ③交通安全施設設置基準 ④占用物件の設置基準
添付書類	①位置図･公図･平面図･断面図･地積測量図 ②道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 ③埋設構造物の工事写真 ④利害関係人の同意書 ⑤道路敷地の登記簿謄本 ⑥管理承諾書 ⑦所有権移転登記に必要な書類	①位置図･公図･平面図･断面図･地積測量図 ②道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 ③埋設構造物の工事写真 ④利害関係人の同意書 ⑤道路敷地の登記簿謄本 ⑥管理承諾書 ⑦所有権移転登記に必要な書類	①位置図･公図･平面図･断面図･地積測量図 ②道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 ③埋設構造物の工事写真 ④利害関係人の同意書 ⑤道路敷地の登記簿謄本 ⑥管理承諾書 ⑦所有権移転登記に必要な書類

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	2 国庫補助事業･単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
国庫補助事業	地方道路整備臨時交付金(Bタイプ補助率 55%	地方道路整備臨時交付金(Aタイフ補助率 50%	――――
		道路改築事業(地域戦略プラン) 補助率 50%	
単独県費補助事	単独県費補助事業 補助率 35% (橋梁については50%)	単独県費補助事 補助率 35% (橋梁については50%)	単独県費補助事業 補助率 35% (橋梁については50%)
地方特定道路整備事業	地方特定道路整備事業(起債事業)	地方特定道路整備事業(起債事業)	――――
単独事業	観音寺市単独事業 (市費 100%)	大野原町単独事業 (町費 100%)	豊浜町単独事業 (町費 100%)
15年度実績	地方道路整備臨時交付金(Bタイプ) 2路線	地方道路整備臨時交付金(Aタイプ) 1路線	――――
	――――	道路改築事業(地域戦略プラン) 2路線	――――
	単独県費補助事業 1路線	単独県費補助事 4路線	単独県費補助事業 4路線
	地方特定道路整備事業(起債事業) 2路線	地方特定道路整備事業(起債事業) 1路線	――――
	観音寺市単独事業 2路線	大野原町単独事業 2路線	豊浜町単独事業 20路線

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	3 急傾斜地対策事業については、合併時に再編統一する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
急傾斜対策事業	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。
区域数	5地域	5地域	2地域
箇所数	8箇所	10箇所	2箇所
補助率	香川県 2／3	香川県 2／3	香川県 2／3
上乗せ補助	観音寺市 1／3	大野原町 1／6	豊浜町 補助残額の60％
地元負担	地元負担 0	地元負担 1／6	地元負担 補助残額の40％

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
維持管理体制	1 道路除草 ①事業実施状況 路肩から1m程度の道路法面の除草を業者に委託する ②7月から8月にかけて年1回程度	1 道路除草 ①事業実施状況 山間部等で通行に支障がある場合には除草を業者に委託する ②7月から8月にかけて年1回程度	1 道路除草 ①事業実施状況 現地調査 町道沿いで昨年実施箇所及び要望箇所 ②設計書作成　職員による ③発注方法　入札により町内の業者もしくはシルバー ④実施時期　年数回実施
	2 路面補修(軽微) ①道路パトロール用の職員がいないので、地元からの通報により職員で対応(常温混合材) ②観音寺郵便局と地域安全協定を締結し補修箇所の連絡体制の強化 ③地元自治会及び公民館、市職員への連絡を依頼している ④予算　原材料費	2 路面補修(軽微) ①地元からの通報により職員で対応(常温混合材) ②年に数回町道をパトロールしている ③予算　原材料費	2 路面補修(軽微) ①直営(常温合材) ②予算　原材料費 購入　業者から直接購入
	3 路面補修(重大) ①職員によるバリケードでの安全対策 ②業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 ③小規模工事(300千円以下)であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる	3 路面補修(重大) ①職員によるバリケードでの安全対策 ②業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 ③小規模工事であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる	3 路面補修(重大) ①バリケードで安全対策(直営) ②設計書作成 職員による ③工事発注･契約 通常の方法で締結
	4 側溝蓋等の補修 ①職員によるバリケードでの安全対策 ②業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 ③小規模工事(300千円以下)であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる	4 側溝蓋等の補修 ①職員によるバリケードでの安全対策 ②業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 ③小規模工事であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる	4 側溝蓋等の補修 ①直営(軽微な場合) ②バリケードで安全対策(直営) ③設計書作成　職員による ④工事発注･契約　通常の方法で締結(重大な場合)
	5 側溝清掃 ①用水路と道路排水が兼用工作物となっている側溝は、地元自治会、地域住民、水利組合等が自主的に実施 ②市街地等で道路排水機能のみの側溝は市において状況に応じて業者と契約し清掃をする ③道路横断用の用水路(ヒューム管、暗渠等)の管理は水利組合等であるが、機能障害時には市において清掃及び改修等で対応する	5 側溝清掃 ①用水路と道路排水が兼用工作物となっている側溝は、地元自治会、地域住民、水利組合等が自主的に実施 ②道路横断用の用水路(ヒューム管、暗渠等)の管理は水利組合等であるが、機能障害時には町において清掃及び改修等で対応する	5 側溝清掃 ①必要に応じて町において実施する。 ②小規模のものは職員で対応し、大規模なものについては、業者及びシルバー人材センターに委託している。
	6 道路清掃 ①必要に応じて市において実施する ②エコ･アダプトロード実施箇所以外で幹線道路を年1回程度業者に委託し実施する	6 道路清掃 ①必要に応じて町において実施する ②シルバー人材センターに委託している	6 道路清掃 ①必要に応じて町において実施する。 ②小規模のものは職員で対応し、大規模なものについては、業者及びシルバー人材センターに委託している。

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
	7 街路樹の剪定及び灌水 ①街路樹の種類により剪定時期の決定し必要に応じ年1回程度業者に委託する ②夏季の街路樹への灌水を必要に応じ業者に委託する	7 街路樹の剪定及び灌水 ①街路樹の剪定及び灌水については、必要に応じて業者及びシルバー人材センターへ委託	7 街路樹の剪定及び灌水 ①街路樹の剪定及び灌水については、必要に応じて業者及びシルバー人材センターへ委託
	8 市道の路肩改修及び側溝整備(新設･改修) ①地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する ②道路管理上必要な箇所の整備 ③施工にあたっては地元地権者及び自治会長、水利関係者等と工法及び施工方法、施工時期、境界等の協議をする	8 町道の路肩改修及び側溝整備(新設･改修) ①地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する ②道路管理上必要な箇所の整備 ③施工にあたっては地元地権者及び自治会長、水利関係者等と工法及び施工方法、施工時期、境界等の協議をする	8 町道の路肩改修及び側溝整備(新設･改修) ①地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する ②道路管理上必要な箇所の整備 ③施工にあたっては地元地権者及び自治会長、水利関係者等と工法及び施工方法、施工時期、境界等の協議をする
	9 市道の舗装新設及び舗装修繕 ①地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する ②道路管理上必要な箇所の修繕 ③施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする	9 町道の舗装新設及び舗装修繕 ①地元自治会からの要望又、町内ﾊﾟﾄﾛｰﾙにより緊急性の高い案件から順次整備する ②道路管理上必要な箇所の修繕 ③施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする	9 町道の舗装新設及び舗装修繕 ①地元自治会からの要望又、町内ﾊﾟﾄﾛｰﾙにより緊急性の高い案件から順次整備する ②道路管理上必要な箇所の修繕 ③施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする
関連事業	1 市道以外の舗装の新設及び修繕 ①地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する ②分譲住宅地内の道路については施工しない ③施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする	1 町単独町費補助事業 ･補助申請は9月末日までに申請書を提出 ･自治会道採択基準 幅員3．0m以上とし、自治会唯一の重要路線であること 関係戸数が10戸以上 橋梁、暗渠、床版等は二等橋に相当する工法 認定事業費は資材費、用地及び補償費、特殊労務費であって普通労務費は含まれていない。 用地買収費の限度は町が行う公共土木事業費の買収価格とする。 ･事業費は100万円を限度とする。 ･補助率 自治会道改良事業　50%以内 自治会道舗装事業　50%以内	1 町単独町費補助事業 ･補助申請は6月末までに申請書を提出 ･特別な理由がある場合において、町長が必要と認める場合は別に期日をもうける ･補助する工作物 道路、橋梁 河川、排水路、海岸、水門 港湾、漁港 上記の付属物 ･事業費については、150万を最高限度として査定する ･採択については担当者が現地調査を行い ･道路の状態などを調べ、報告 ･補助率について 道路、橋梁　60%以内 河川、水門　50%以内 海岸　40%以内 港湾、漁港　50%以内 ･上記に経済課より20%の補助
	2 単独県費土地改良事業による市道に隣接した用水路の整備 ①単独県費土地改良事業に採択となればその事業の地元負担金を市道管理者の市において支払いをする ②用水路が蓋付き構造であればすべて補助対象となる ③用水が開水路であり今回事業で蓋付きにする場合は蓋の費用は市費となる ④県費補助率50%、市農林水産補助20%、市道管理(建設課)補助30%(賦課金分)		

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4　道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
	3　市道及び生活道の路面維持修繕用の材料支給 ①材料とは生コンクリート、花崗土、砕石、コンクリート蓋等二次製品等である ②市道及び生活道が対象であるが人家のない農道等は不可 ③施工は市からの材料の支給であり施工の労力は地元関係者の協力による ④市道の路面維持は市がするべきであるが予算的な観点から地元の協力が得られるならば材料を支給する。そのほうが施工時期が早くなる場合が多い(施工実績は減少している)		4　豊浜町住宅用地造成支援の申請 ①豊浜町内において1団地につき3戸以上の宅地造成に伴う下記に定める補助対象施設を建設しようとする個人または法人に対して申請を認める。 ②補助対象施設 ・幅員4m以上で下記のどれかに属するもの Ⅰ．路線の両端が道路法第3条に規定する道路(以下「道路法上の道路」という。)に接続、または他の一端が3m以上の農道。 Ⅱ．路線の一端が道路法上の道路に接続し、他の一端が公園、又は学校等公共施設に通じる道路。 Ⅲ．路線の一端が道路法上の道路に接続し、循環上になる道路又は他の一端部分に回転広場が設けられ交通に支障がないと　認められる道路。 ③補助金額 Ⅰ．3戸以上の住宅建築又は3区画以上の宅地造成をする場合……補助対象施設の工事費の40%以内。但し、補助金の額は200万円が最高限度。 Ⅱ．8戸以上の住宅建築又は8区画以上の宅地造成をする場合……補助対象施設の工事費の40%以内。但し、補助金の額は400万円が最高限度。
	5　里親制度(エコ・アダプトロード実施状況) Ⅰ.観音寺市第四次総合振興計画では、市民一人ひとりが主役となり、市民と行政とが協働で取り組む「みんなで創るまちずくり」を基本とし、「自然環境との共生と人間尊重」をまちづくりの基本理念としている。 本市の「アダプト・プログラム」の名称は「エコ・アダプトロード」といい平成13年4月1日実施要綱を制定。 ○概要(平成15年2月1日現在) 団体等数　1個人19団体、参加者数1909人 市道管理区間43.3km 市の方針 ボランティアの活動に対して市民の理解が一層深まり、ボランティアの方々がより活動しやすいように支援する。 ○この制度は単なる清掃作業の委託先の変更ではない。 ○ボランティア活動の強化でもない。 ○市民と行政とが対等な関係で地域を美しくするかボランティ	5　里親制度 ―――	5　里親制度 ―――

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
	活動である 効果 散乱ゴミの減少 ・ポイ捨て防止の啓発活動 ・児童、子供達への環境教育 ・市民と行政のパートナーシップの醸成･強化 ・ボランティア活動への理解と関心を高める ・地域コミュニケーションの円滑化 この「エコ･アダプトロード」から国道･県道･川･海岸へと活動の輪が拡大し、市民の理解と関心が高まっている。 Ⅱ..取扱事務 ①エコ･アダプトロード認定申込書 計画書･参加者名簿 ②合意書の締結 活動範囲 活動回数 其々の役割 ③認定証の交付(市町応接室)･清掃用具･ごみ袋･作業用ベスト支給 ④保険に加入 ⑤アダプトサインの設置 ⑥活動報告書 ⑦ごみの処理(一般ごみ) 収集したごみは、原則として地域のごみステーションへ可燃と不燃とに分別し、収集日に持っていく。ごみの量が多い場合等は、ボランティアごみ収集申込書により生活環境課が対応する。 産業廃棄物等は管理者が対応する。		
	6 その他市内の道路の清掃等活動 ○さわやかロード(県道) 団体等数 12団体、参加者数1597人 県道道管理区間 11.5km ○ボランティアサポートシステム(国道) 団体等数 3団体、参加者数 207人 国道管理区間 3.3km 取扱事務(国･県とも同じ) 土木事務所等との連絡調整 契約の締結 ごみ袋の支給 ゴミの処理(一般ごみ)	6 その他市内の道路の清掃等活動 ○さわやかロード(県道) ―――― ○ボランティアサポートシステム(国道) ――――	6 その他市内の道路の清掃等活動 ○さわやかロード(県道) 団体等数 1団体、参加者数 33人 県道道管理区間 0.1km ○ボランティアサポートシステム(国道) 取扱事務(国･県とも同じ) 土木事務所等との連絡調整 契約の締結 ごみ袋の支給 ゴミの処理(一般ごみ)
	7 路上放置自動車の処理 ①建設課 発見通報により認知 ②交通に支障のある場合は、直ちにセイフティコーン、ロープ等を設置 ③車に警告書を貼付 ④警察署に通知 ⑤警察から放置自動車の認定 ⑥撤去手続き	7 路上放置自動車の処理 ①建設水道課 発見通報により認知 ②交通に支障のある場合は、直ちにセイフティコーン、ロープ等を設置 ③車に警告書を貼付 ④警察署に通知 ⑤警察から放置自動車の認定 ⑥撤去手続き	7 路上放置自動車の処理 ①建設水道課 発見通報により認知 ②交通に支障のある場合は、直ちにセイフティコーン、ロープ等を設置 ③車に警告書を貼付 ④警察署に通知 ⑤警察から放置自動車の認定 ⑥撤去手続き

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
	8 違反広告物の撤去 県道及び市道上の違反広告物の撤去は、県、警察、電力、NTTとともに県下一斉合同取締り日に行う。 回数 年4回 参加者 2人 なお、違反広告物が特に多い時は、県下一斉合同取締りの実施日以外でもその都度撤去する。	8 違反広告物の撤去 県道及び町道上の違反広告物の撤去は、県、警察、電力、NTTとともに対応する。 回数 随時 参加者 2人	8 違反広告物の撤去 県道及び町道上の違反広告物の撤去は、県、警察、電力、NTTとともに対応する。 回数 随時 参加者 2人

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	5 道路占用料については、合併時に再編統一する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
占用許可手続き	道路法第32条に規定する占用許可手続き ①電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理 ②内容の聞き取り及び添付と書類の点検 ③申請内容を審査し許可、不許可の決裁 ④警察署長及び三豊広域消防長の意見聴取 ⑤許可書の交付 ⑥道路通行の制限･禁止の申請 ⑦道路通行の制限･禁止の通知書 ⑧着手届の受理 ⑨占用料の徴収(市条例に規定する額　別表) 路面復旧費(市要綱に規定する額　別表) ⑩完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理	道路法第32条に規定する占用許可手続き ①電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理 ②内容の聞き取り及び添付と書類の点検 ③申請内容を審査し許可、不許可の決裁 ④警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収 ⑤許可書の交付 ⑥道路通行の制限･禁止の申請 ⑦道路通行の制限･禁止の通知書 ⑧着手届の受理 ⑨占用料の徴収(町条例に規定する額　別表) 路面復旧費(県に準ずる) ⑩完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理	道路法第32条に規定する占用許可手続き ①電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理 ②内容の聞き取り及び添付と書類の点検 ③申請内容を審査し許可、不許可の決裁 ④警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収 (必要であれば) ⑤許可書の交付 ⑥道路通行の制限･禁止の申請 ⑦道路通行の制限･禁止の通知書 ⑧着手届の受理 ⑨占用料の徴収(町条例に規定する額　別表) ⑩完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理

別表

占用物件			占用料 単位	観音寺市 金額 (円)	大野原町 金額 (円)	豊浜町 金額 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	1,000	770	770
	第2種電柱			1,600	1,200	1,200
	第3種電柱			2,200	1,600	1,600
	第1種電話柱			930	690	690
	第2種電話柱			1,500	1,100	1,100
	第3種電話柱			2,100	1,500	1,500
	その他の柱類			72	53	53
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	10	7	7
	地下電線その他地下に設ける線類			5	4	4
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700	ー	ー
	地下に設ける変圧器		面積1平方メートルにつき1年	480	ー	ー
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	ー	ー
	郵便差出箱			600	ー	ー
	広告塔		面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100	1,100
	その他のもの		面積1平方メートルにつき1年	1,400	ー	ー
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.1メートル未満		長さ1メートルにつき1年	48	36	36
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満			72	53	53
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満			95	71	71
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満			190	140	140
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満			480	360	360
	外径1.0メートル以上			950	710	ー
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			面積1平方メートルにつき1年	1,400	ー	ー
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		面積1平方メートルにつき1日	44	11	11
	その他のもの		面積1平方メートルにつき1月	440	110	110
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	110
		その他のもの	面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100	1,100
	標識		1本につき1年	1,100	850	850
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	ー	ー
		その他のもの	1本につき1月	440	ー	ー
	幕(道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日	44	11	11
		その他のもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	1,100	1,100
		その他のもの		2,200	540	540
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			面積1平方メートルにつき1月	440	110	110
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				140	ー	ー
その他上記に定めるもの以外のもの				上記に準じてその都度市長が定める額	上記に準じてその都度町長が定める額	上記に準じてその都度町長が定める額

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
河川の維持管理体制	――――	①河川維持管理 ・準用河川の浚渫にかかる調査、設計、発注事務及び監督業務 ・小規模河川の浚渫にかかる調査、設計 、発注事務及び監督業務 ②苦情処理対策の実施 ⅰ)苦情の受付 ⅱ)現地調査 ⅲ)原因究明･内部協議･検討 ･軽微なもの 現地調査後建設水道課員で対応 ･建設水道課員で対応できないこと 見積徴集及び審査 ⅳ)契約 ③準用･普通河川に関する要望書の処理 ⅰ)現地調査 ⅱ)内容検討 ⅲ)計画策定(測量･設計) ⅳ)予算措置･工事の施工 ･優先度の高い現場より実施。 危険度や緊急性が高く、小額のものについては、最寄の業者より見 積を徴集･審査し、早急に工事を発注	①河川維持管理 ・準用河川の浚渫にかかる調査、設計、発注事務及び監督業務 ・小規模河川の浚渫にかかる調査、設計 、発注事務及び監督業務 ②苦情処理対策の実施 ⅰ)苦情の受付 ⅱ)現地調査 ⅲ)原因究明･内部協議･検討 ･軽微なもの 現地調査後建設水道課員で対応 ･建設水道課員で対応できないこと 見積徴集及び審査 ⅳ)契約 ③準用･普通河川に関する要望書の処理 ⅰ)現地調査 ⅱ)内容検討 ⅲ)計画策定(測量･設計) ⅳ)予算措置･工事の施工 ･優先度の高い現場より実施。 危険度や緊急性が高く、小額のものについては、最寄の業者より見 積を徴集･審査し、早急に工事を発注
河川関連施設維持管理	①河川関連施設維持管理 Ⅰ．水門及びポンプ場の管理事務 ⅰ)二級河川の河口に内水面の排水用の水門、ポンプ場施設がある ⅱ)ポンプ場　4箇所 水門　10箇所 ⅲ)委託料(年間)　782,000円 (別紙1) ⅳ)維持管理に関しては水利組合又は自治会に維持管理を委託している ⅴ)施設の修繕費･燃料費等は市において負担 Ⅱ．河川河口の高潮対策ゲートの管理 ⅰ)財田川、一ノ谷川河口に高潮対策用のゲートがあるが、整備は県、維持管理は市となっている ⅱ)ゲートの点検(年1～2回実施)し、異常があれば県に連絡のうえ修繕を依頼する ⅲ)台風及び高潮注意報発令時にはゲートを閉める	――――	――――

協定項目番号	23－19	合 併 協 定 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担 当 部 会 名	建設部会	担 当 分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針 (案)	6 河川の維持管理については、継続中の事業については新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。						

区　　分	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
	Ⅲ. 市有地の汐溜まりの管理 ⅰ)市の行政財産である汐溜まりの境界確認 ⅱ)汐溜まりの維持管理		
15年度実績	――――	井関谷護岸改修工事 白坂川支流河川改修工事	長尾川河川改修工事

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
管理	①公共物管理条例　制定済 使用料 別表 公共物管理施行規則　制定済 ②境界協議 県に準じた事務処理を予定 境界確定事務処理要綱 未制定 境界確定事務取扱要領 未制定 ③用途廃止･寄付 県に準じた事務処理を予定 ④払い下げ 用途廃止･寄付後、行政財産から普通財産へ移管となり、総務課に引継ぐ。払い下げ事務は総務課でする。 ⑤法定外公共物の境界立会 17年4月から市町の事務となる。 方針 県の立会と同様に申請書及び関係書類の提出を求める。 現在譲与事務及び管理事務は農林水産課土地改良係が担当し、17年3月までに譲与をうけるため作業中	①公共用財産管理条例　制定済 使用料は別添資料 ②境界協議 県に準じた事務処理を予定 ※譲与完了まで、譲与済地区は町、それ以外は県が事務処理するため、整合性をはかる。 境界確定事務処理要領　制定済 境界確認事務取扱い要領　制定済 ③用途廃止･寄付 県に準じた事務処理を予定 ※理由は、境界協議と同じ 用途廃止事務処理要領　制定済 寄付受納事務取扱い要領 制定済 用途廃止･寄付決定財産は、総務企画課へ引継ぎ ④払い下げ 用途廃止･寄付後、行政財産から普通財産へ移管となり、総務企画課に引継ぐ。払い下げ事務は総務企画課でする。 ⑤法定外公共物の境界立会 17年4月から市町の事務となる。 方針 県の立会と同様に申請書及び関係書類の提出を求める。 現在譲与事務及び管理事務は建設水道課が担当し、17年3月までに譲与をうけるため作業中	①公共用財産管理条例 制定済 使用料も制定済 法定外公共物事務処理要領 ②境界協議 県に準じた事務処理を予定 境界確定事務処理要領 制定済 ③用途廃止･寄付 県に準じた事務処理を予定 用途廃止事務取扱要領 制定済 寄付受納事務取扱い要領 制定済 用途廃止･寄付決定財産は、総務課に引継ぐ。 ④払い下げ 用途廃止･寄付後、行政財産から普通財産へ移管となり、総務課に引継ぐ。払い下げ事務は総務課でする。 ⑤法定外公共物の境界立会 一部、16年4月から市町の事務。 方針 県の立会と同様にに申請書及び関係書類の提出を求める。 現在譲与事務は建設水道課が担当し、16年度に箕浦地区･和田地区、17年度に和田浜地区･姫浜地区の譲与を受ける予定。 現在、譲与事務及び管理事務は、建設水道課が担当。

別表（第5条関係）

区分		単位	観音寺市 使用料	大野原町 使用料	豊浜町 使用料
宅地		使用面積1平方メートルにつき1年	470円	240円	240円
耕作地			14円	14円	14円
物置場			240円	240円	240円
軌道敷地		長さ1メートルにつき1年	60円	60円	60円
電柱敷		1本につき1年	1,200円	1,200円	1,200円
鉄塔敷		使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,100円	1,100円
広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,100円	1,100円
管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	140円	140円	140円
	外径が0.4メートル以上のもの		360円	360円	360円
その他工作物		使用面積1平方メートルにつき1年	240円	240円	240円
上空使用		1箇所につき1年	1,100円	1,100円	1,100円
ゴルフ場又はこれに類するもの		使用面積1平方メートルにつき1年	14円	14円	14円

備考

1　この表において「表示面積」とは、広告物の表示部分の面積をいう。

2　使用面積、表示面積若しくは使用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

3　使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	8 港湾･海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
取扱事務	観音寺市管理港湾 ◎観音寺市港湾管理条例に基づく施設管理 ○市管理港湾 ･港湾施設使用許可申請書の受付、許可書の交付 施設使用料(別表) 現在、電力柱6本の施設使用料 が納入されている。 ･船舶の入出港届の受理 ･港湾統計集計 (2月、香川県港湾課提出) ･係留施設別貨物･輸移出入調査 (2月、香川県港湾課提出)	大野原町管理港湾	豊浜町管理港湾

別表

観音寺市港湾設備使用料

種別	区分		単位	金額
1 港銭	乗降船客			
	大人(13才以上)		1人につき1回	3円85銭
	小人(13才未満5才以上)		1人につき1回	1円92銭
	貨物		1トンまでごとに	3円16銭
2 けい船料	定期船			
	1けい留までごとにつき		総トン数1トンにつき	1円58銭
	不定期船			
	1けい留(24時間)までごとにつき		総トン数1トンにつき	3円16銭
3 物揚場使用料	一般使用(初日は無料)			
	使用1日につき		1平方メートルにつき	2円84銭
	15日以上継続使用するものは超過1日につき		1平方メートルにつき	4円25銭
4 野積場使用料	使用1日につき		1平方メートルにつき	3円26銭
5 ふ頭用地使用料	電柱類	木柱･鉄柱･コンクリート柱	1か年1本につき	710円
		鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円
	地下埋設物	外径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円
		外径0.2メートル以上0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円
		外径0.4メートル以上1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円
		外径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円
	架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ
	広告類	標識	1か年1本につき	520円
		看板･広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円

備考

1 24時間に満たないものは24時間とする。

2 1トンに満たないものは1トンとする。

3 観音寺市に在籍する船舶のけい船料は定期、不定期船ともに5割引とする。

全部改正(昭和52年条例11号)、一部改正(昭和54年条例6号･55年16号･56年25号･59年17号･25号･62年19号･平成5年33号)

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会

関　係　法　令

道　路　法(抜粋)

(この法律の目的)

第1条　この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉をを増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条　この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2～5省略

(道路の種類)

第3条　道路の種類は、左に掲げるものとする。

(1)　高速自動車国道

(2)　一般国道

(3)　都道府県道

(4)　市町村道

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条　第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2～5省略

第28条　道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調整し、これを保管しなければならない。

2～3省略

(道路の維持又は修繕)

第42条　道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように勤めなければならない。

2　省略

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会

関　係　法　令

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条　この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

(定義)

第2条　この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。

2　この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第1項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

3　この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第1項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第3条　都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見を聞いて、崩壊するおそれがのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第7条第1項各号に掲げる行為が行われることを制限する土地の区域を急傾斜地崩壊区域として指定することができる。

2　前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

3　都道府県知事は、第1項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4　傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によってその効力を生ずる。

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会

関　係　法　令

河　川　法(抜粋)

(目的)

第1条　この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第2条　河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行わなければならない。

2　河川の流水は、私権の目的となることができない。

(この法律の規定を準用する河川)

第100条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定めた規定を除く。)を準用する。

2　省略

協定項目番号	23－19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会

先 進 地 事 例

団 体 名	合 併 期 日	調 整 方 針
さぬき市	H14.4.1	(1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市において調整するものとする。 (2) 町道･橋梁･港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。 (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続工事については引き続き実施する。 (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理使用条例は廃止する。
松坂地方 合併協議会 (松坂市) 三重県	H17.1.1	(1) 市町道路認定･廃止･変更 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 新市における道路認定基準については、合併時までに調整する。 (2) 道路維持修繕事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 河川維持修繕事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 建設関係事業 新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。
宇城西部 五町合併協議会 (宇城市) 熊本県	H17.1.15	(1) 町道、準用河川、港湾関係、法定外公共物については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、路線区分については新市で調製する。 (2) 町道、橋梁、港湾工事等に係る費用については、新市において引き続き負担する。 (3) 工事負担金条例及び優良宅地、宅地認定申請手数料については、合併時までに調整する。 (4) 公共土木、建築関係事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に行い、継続事業については、新市において引き続き実施する。 (5) 道路占用料、河川占用料については、松橋町の例による。
八日市･永源寺町･五個荘町･愛東町 合併協議会 (東近江市) 滋賀県	H17.2.11	･ 道路河川事業で継続中のものは新市に引き継ぎ、新規事業は新市で計画的に整備、推進する。また市道以外の生活道路は、地元要望を踏まえ自治会、新市が事業費を負担し整備する。 ･ 道路の維持管理は、基本的に現行のとおり新市に引き継ぐ。 ･ 市道の認定基準及び再編は、新市で定める。ただし、旧市町の既認定路線は新市に引き継ぐ。

協議第２３号－２１

各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて

各種事務事業(公営住宅関係) の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについてについて
１　公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。 ２　公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 ３　収納管理については、合併時に再編統一する。 ４　改良住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ５　特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会
調整方針(案)	1　公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。						

区分		観音寺市	大野原町	豊浜町
公営住宅ストック活用計画				
	基本計画	住戸、住棟の改善による安全性･居住性の向上 高齢者･障害者等への対応 多様な社会ニーズへの対応 まちづくりの貢献		
	整備水準の目標	住戸の規模および構成に関わる目標 (規模･構成) 住戸性能および設備に関わる目標 (安全性･耐久性･快適性･保健性･高齢者への配慮･省エネルギー性) 共用部分および外部空間に関わる目標 (共用部分･付帯施設･共同施設)		
	具体的活用手法の選定基準	一次判定 経過年数、需要、高度利用の可能性および改善履歴による評価を行い、建替え、用途廃止、維持保全の対象候補とする住棟を判定 二次判定 躯体の安全性による判定、避難の安全性による判定、居住性による判定 三次判定 団地単位での総合的な事業判定		

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会
調整方針(案)	1　公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。						

区分：市営住宅･町営住宅

観音寺市

団地名	構造	管理戸数
見卓	木造	58
木之郷	木造	1
一ノ谷	木造	3
山田	木造･簡平	33
黒渕	木造･簡平･簡二	68
三谷	簡平･簡二	85
宮下	簡平･簡二	100
下津	耐二･中耐	64
池之尻	耐二	14
東丸山	中耐	108
高屋	中耐	60
明星	中耐	6
大池	中耐	15
明星改良	中耐	72
合計		687

大野原町

団地名	構造	管理戸数
大鞘西団地(公営住宅)	耐二	38
大鞘西団地(特定公共賃貸住宅)	耐二	12
合計		50

豊浜町

団地名	構造	管理戸数
緑ケ丘	木造	15
荒神面	木造	8
朝日ケ丘	木造	12
東浜	簡準二	25
宮の後	簡準二	4
	耐二	6
中の町	中耐	18
道溝(公営住宅)	中耐	16
道溝(特定公共賃貸住宅)	中耐	8
合計		112

公営住宅：公営住宅法に基づき、国の補助を受けて建設し、管理する住宅

改良住宅：住宅地区改良法に基づき、国の補助を受けて建設し、管理する住宅

特定公共賃貸住宅：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設し、管理する住宅

木造：木造住宅

簡平：簡易耐火住宅平屋建

簡二：簡易耐火住宅二階建

耐二：耐火住宅二階建

中耐：中層耐火住宅(3階建以上)

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会

調整方針(案)　2　公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

<table>
<tr><th>区分</th><th>観音寺市</th><th>大野原町</th><th>豊浜町</th></tr>
<tr><td>公営住宅家賃</td><td>家賃算定基礎額*市町立地係数*規模係数*経過年数*
利便性係数</td><td>家賃算定基礎額*市町立地係数*規模係数*経過年数*
利便性係数</td><td>家賃算定基礎額*市町立地係数*規模係数*経過年数*
利便性係数</td></tr>
<tr><td>家賃の減免</td><td>家賃の減免･徴収猶予について、減免･徴収猶予の規程は、条例上にはあるが、実際に運用するための要綱ができておらず、現在は行っていない。</td><td>家賃の減免･徴収猶予について、条例で規定を設け、処理は減免･徴収猶予取扱要領による。

大野原町減免要領
<table><tr><td>1　生活保護法に基づく保護を受けていること</td><td>生活保護法による住宅扶助特別基準限度額を超える額。ただし、疾病等による長期入院加療のため住宅扶助の支給を停止されたときは全額</td></tr><tr><td>2　市町村民税が非課税の世帯であること</td><td>備考により算出した額</td></tr><tr><td>3　市町村民税の課税額が均等割のみの世帯であること</td><td>同　上</td></tr><tr><td>4　市町村民税の減免措置を受けていること</td><td>同　上</td></tr><tr><td>5　退職等により収入が将来にわたって恒常的に減少すると認められる世帯であること</td><td>減少した収入で算定した家賃の額を超える額</td></tr><tr><td>6　用途廃止により特別町営住宅から一般町営住宅へ入居した世帯であること</td><td>条例第36条の規定を準用し算定した額</td></tr></table>備　考
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">減免率</th></tr><tr><th>市町村民税非課税又は免除</th><th>市町村民税均等割課税又は軽減</th></tr><tr><td>家賃のうち10,000円以下の額</td><td>30%</td><td>20%</td></tr><tr><td>家賃のうち10,000円を超え20,000円以下の額</td><td>40%</td><td>30%</td></tr><tr><td>家賃のうち20,000円を超える額</td><td>50%</td><td>40%</td></tr></table></td><td>家賃の減免･徴収猶予について減免については、入居者の収入状況等を考慮し、申請があればこれに応じることもあるが、現在は行っていない。</td></tr>
</table>

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会
調整方針(案)	3 収納管理については、合併時に再編統一する。						

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
家賃の納付方法	指定金融機関(百十四銀行)の窓口へ納付書を持参し払い込んでもらっている。(口座振替は実施していない)	・指定金融機関及び収納代理金融機関で口座振替納付。引落不納の場合は、納付書により出納室で納付。 ・振替手数料1件10円(消費税別途) ・毎月、振替明細を金融機関に送付。 ・振替日　毎月25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日) ・住宅の使用期間(入・退去時)が15日を超えない時は、半月分とする。	指定金融機関へ納付書を持参し、口座振替により納入。 ・年度始めに金融機関へ振替明細書及び納付書を送付。 ・振替日　毎月25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会

調整方針(案)

4　改良住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

5　特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

改良住宅

区分	観音寺市			大野原町			豊浜町		
	住宅地区改良法に基づき、国の補助を受けて建設し、管理する住宅			住宅地区改良法に基づき、国の補助を受けて建設し、管理する住宅			住宅地区改良法に基づき、国の補助を受けて建設し、管理する住宅		
	団地名	構造	管理戸数	団地名	構造	管理戸数	団地名	構造	管理戸数
	明星改良	中耐	72						

特定公共賃貸住宅

	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設し、管理する住宅			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設し、管理する住宅			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設し、管理する住宅		
	団地名	構造	管理戸数	団地名	構造	管理戸数	団地名	構造	管理戸数
				大鞘西団地	耐二	12	道溝	中耐	8

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会

関係法令

公営住宅法(抜粋)

(この法律の目的)

第1条　この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

(公営住宅の供給)

第3条　地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

(国及び都道府県の援助)

第4条　国は、必要があると認めるときは、地方公共団体に対して、公営住宅の供給に関し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えなければならない。

2　都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対して、公営住宅の供給に関し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えなければならない。

(整備基準)

第5条　公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならない。

2　事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするよう努めなければならない。

3　事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

(公営住宅の計画的な整備)

第6条　公営住宅の整備は、住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)第6条第1項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(以下単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行わなければならない。

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条　この法律は、中堅所得等の居住の用に供する住居環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(供給計画の認定)

第2条　賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、建設省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2　省略

(認定基準)

第3条　都道府県知事は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が建設省令で定める戸数以上であること。
(2)　賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して建設省令でさだめる基準に適合するものであること。
(3)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
(4)　賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものである。
　イ　所得が中位にある者でその所得が建設省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がある。
　ロ　イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として建設省令で定めるもの
(5)　賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
(6)　賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が建設省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
(7)　賃貸住宅の管理の方法が建設省令で定める基準に適合するものであること。
(8)　賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定める期間以上であること。

(地方公共団体による賃貸住宅の建設)

第18条　地方公共団体は、その区域内において特定優良賃貸住宅その他の第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体が、第3条の基準に準じて建設省令で定める基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において政令で定めるところにより、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

3　国は、地方公共団体が、前項の建設省令で定める基準に従い建設及び管理をされる賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃こを減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

協定項目番号	23－21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会

先 進 地 事 例

団　体　名	合 併 期 日	調　　整　　方　　針
さぬき市	H14.4.1	(1) 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。 (2) 改良住宅及び特定公共賃貸住宅においては、現行のとおりとする。
志摩地域 合併協議会	H16.10.1	1 町道、準用河川については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市の道路認定基準、準用河川指定基準については、合併後速やかに調整する。 3 急傾斜地崩壊対策事業については、合併後も当分の間現行どおりとし、新市において受益者負担金の基準を定める。 4 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において住宅マスタープランを策定し、整備を進める。 5 小集落改良住宅については、合併後も当分の間現行どおりとし随時調整する。 6 道路位置指定道路の取扱いについては、大王町の例により調整する。
竜王町･敷島町･双葉町 合併協議会	H16.9.1	公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。整備計画については、新市において新たに作成する。
白石･福富･有明三町合併協議会	H17.1.1	(1) 住宅建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 (2) 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
宇 城 西 部 五町合併協議会	H17.1.15	(1) 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。 (2) 公営住宅の申込み手続き等については、新市において入居審査会を新たに設置し、公募期間、方法を統一し実施する。 (3) 住宅マスター、公営住宅ストック総合活用計画については、新市において新たに策定する。

協議第２３号－２２

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて
1　幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。 2　預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。 3　就学援助費については、合併時に統一するよう調整するものとする。 4　就園奨励費補助については、平成１８年度から統一するよう調整するものとする。 5　豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。 6　スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 7　中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。 8　児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整するものとする。 9　中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整するものとする。 10　姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討するものとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	１　幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
幼稚園保育料	1.設定 観音寺市立幼稚園保育料徴収条例 月額　６，０００円　H9.4.1 2.通知 ・３月末に保育料納入通知書兼領収書 保育料収入伝票入力票、収入報告書 を各園に送付 3.納入方法 ・毎月指定日に保護者の口座より親口 座に振り込まれた保育料を園長が引 き落とし、指定金融機関に納入 ・納入後保育料収入伝票入力票と収納 報告書を市教委に報告 ・9月より毎月１５日金融機関振り替え ４月は20日、３月は１０日 4.滞納処理 ・各園長が現金収納	1.設定 大野原町立幼稚園保育料徴収条例 月額　５，９００円　H14.4.1 2.通知 毎月納付書により父兄に通知 前月分の領収書も送付 3.納入方法 口座振替 毎月２６日引落 4.滞納処理 各金融機関からの連絡により 幼稚園から保護者に連絡	1.設定 豊浜町立幼稚園保育料条例 月額　５，９００円　H14.4.1 2.通知 入園前説明会にて保護者に周知 3.納入方法 金融機関から毎月２５日引落し 年度末に保護者に納入通知書を渡す 4.滞納処理 引落しができなかった場合は、窓口払いとし その都度納付書を発行 経済的理由により支払いが困難な者は保育料 の減免措置伺い教育長に速やかに提出 減免措置をする。

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	２　預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
預かり保育	―	1.対象 大野原幼稚園に通園する4歳児、5歳児のみ 50名程度 2.保育料 ・月額　　７,５００円 ・おやつ代　　３,０００円 ・保育終了後、午後2時～午後６時 ・土曜日　午前8時～12時まで 3.減免 ・多胎児が就園する世帯 第3子以降全額 ・生活保護世帯 ・災害、その他特別な理由がある世帯 教委が認める額 4.事務手続き関係 ・預かり保育希望申込み書、就労証明書添付 5.その他 ・町教諭　　1名　　当番制 ・臨時職員　　1名	1.対象者 幼稚園保育終了後、臨時に家庭の事情により 終園後の保育ができない理由がある園児 3・4・5歳児　　１日平均10名 2.保育料 1日５００円（おやつ代含む） 夏季休業中１日７００円（弁当、おやつ代除く） 実施日時 月～金曜日午後２時～５時３０分 夏季休業中午前８時３０分～５時３０分 3.減免措置 ― ４.手続き 前月末に申込み調査 期日・理由・時間 ５.その他 ・開始年度 平成９年度～現在 ・保育者 預り保育専従の嘱託職員の採用

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	３　就学援助費については、合併時に統一するよう調整するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
就学援助費	1要綱の状況 観音寺市就学援助費支給事務処理要領 2当初認定の手順 ①継続保護者への通知（１～２月） ②保護者から学校へ書類提出 ③学校から教育委員会へ書類提出 ④民生委員会で意見書提出依頼 ⑤３月定例委員会で認定 ⑥結果を学校長に通知 3途中認定の手順（10月認定） ①保護者から学校へ書類提出（９月中） ②学校から教育委員会へ書類提出 ③結果を学校長に通知 4審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に 事務処理要領に基づき決定 5現在の認定人数 準要　小学校１６１名（児童総数の6.2%） 中学校 ９３名（生徒総数の8.3%） 要　小学校 ４名（児童総数の0.5%） 中学校　６名（生徒総数の0.5%） 6不認定の有無 市教委より学校長に通知 学校長より保護者・民生委員へ連絡 7その他特別の理由の適応状況 事務処理要領に基づくが学校長及び 民生委員の意見を重視	1.要綱の状況 制定していないが、就学援助事務処理要綱による。 2.当初認定の手順 ①継続保護者への周知（2月） ②保護者から民生委員を経由して 学校への書類提出 ・申請書　民生委員申請書 ・所得証明（発行手数料免除） ③学校から教育委員会へ書類提出 （3月初旬） ④3月定例委員会での審査 ⑤審査結果を学校長へ通知 3.途中認定の手順 ①学校若しくは事務局から書類の 手渡し ②保護者から民生委員を経由して学校へ 書類提出 ・申請書　民生委員覚え書 ・所得証明　（発行手数料免除） ③学校から教育委員会への書類提出 ④次期教育委員会で審査 ⑤審査結果を学校長に通知 4.審査時の世帯状況調査の程度 ①母子家庭については、児童扶養手当の 支給状況 ②学校が聞き取り調査 5.現在の認定人数 小学校　児童数　３３名 中学校　生徒数　１１名 6.不認定の有無 有 7.その他特別の理由の適用状況 離別、死別、による母子家庭等	1. 要綱の状況 準要保護児童生徒の認定について ２．当初認定の手順 ①継続保護者への通知（１月下旬） ②保護者から民生委員をを経由して 教育委員会へ書類提出（２月中旬） ③学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定 ④結果を学校長に通知 ３．途中認定の手順 ①学校若しくは事務局から書類の 手渡し ②保護者から民生委員をを経由して 教育委員会へ書類提出 ③結果を学校長に通知 ４．審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定 ５．現在の認定人数 準要　小学校１１名 （児童総数５５７人１．９７%） 中学校１２名 （児童総数２４９人４．８２%） 要　なし ６．不認定の有無 有 ７．その他特別の理由の適用状況 離別・死別・による母子家庭等

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	３　就学援助費については、合併時に統一するよう調整するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
就学援助費	８支給額の算定方法 認定月から支給 支給額 （要保護）（準要保護）(特殊) ｱ学用品費,通学用品費 ・小1　なし　11,100円/年 左の1/2 ・小2～6　なし　13,270円/年左の1/2 ・中1　なし　21,700円/年左の1/2 ・中2～3　なし　23,870円/年左の1/2 ｲ新入学児童生徒学用品費 ・小学校　なし　19,900円/年左の1/2 ・中学校　なし　22,900円/年左の1/2 ｳ校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校　なし　1,510円/年左の1/2 ・中学校　なし　2,180円/年左の1/2 ｴ校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校　なし　3,470円/年左の1/2 ・中学校　なし　5,840円/年左の1/2 ｵ修学旅行費 実費支給　実費支給　左の1/2 ｶ学校給食費 なし　実費支給　左の1/2 ｷ医療費 実費支給　実費支給　左の1/2 ９支給方法 学校長→保護者口座 給食費は給食センター払い 10認定の廃止及び精算 給食費は日割支給 学用品費等は月割支給	8.支給額の算定方法 基本的に認定月からの月別支給 新入学用品は途中認定者には支給しない。 支給額 （要保護）（準要保護）(特殊) ｱ学用品費,通学用品費 ・小1　なし　11,100円/年 左の1/2 ・小2～6　なし　13,270円/年左の1/2 ・中1　なし　21,700円/年左の1/2 ・中2～3　なし　23,870円/年左の1/2 ｲ新入学児童生徒学用品費 ・小学校　なし　19,900円/年左の1/2 ・中学校　なし　22,900円/年左の1/2 ｳ校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校　なし　1,510円/年左の1/2 ・中学校　なし　2,180円/年左の1/2 ｴ校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校　なし　3,470円/年左の1/2 ・中学校　なし　5,840円/年左の1/2 ｵ修学旅行費 実費支給　実費支給　左の1/2 ｶ学校給食費 なし　実費支給　左の1/2 ｷ医療費 実費支給　実費支給　左の1/2 9.支給方法 各学校長→保護者 10.認定の廃止及び精算 月割に支給	8. 支給額 支給額 （要保護）（準要保護）(特殊) ｱ学用品費,通学用品費 ・小1　なし　11,100円/年 左の1/2 ・小2～6　なし　13,270円/年左の1/2 ・中1　なし　21,700円/年左の1/2 ・中2～3　なし　23,870円/年左の1/2 ｲ新入学児童生徒学用品費 ・小学校　なし　19,900円/年左の1/2 ・中学校　なし　22,900円/年左の1/2 ｳ校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校　なし　1,510円/年左の1/2 ・中学校　なし　2,180円/年左の1/2 ｴ校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校　なし　3,470円/年左の1/2 ・中学校　なし　5,840円/年左の1/2 ｵ修学旅行費 実費支給　実費支給　左の1/2 ｶ学校給食費 なし　実費支給　左の1/2 ｷ医療費 実費支給　実費支給　左の1/2 9. 支給方法 学校長→保護者口座 10 .給食費は日割支給 学用品費等は月割支給

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	４　就園奨励費補助については、平成１８年度から統一するよう調整するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
就園奨励費補助	１．要件 対象は公立・私立とも３歳児・４歳児・５歳児を持つ保護者に対して毎年６月に入り市民税課税証明をもって認定し該当世帯には減免する。 ２．手続き 申請者はそれぞれ公・私立幼稚園で行う。 公立幼稚園ー６月末で調整７月より減額 （年減免金額は国と市の基準をプラス） 申請書・委任状・減額調書・課税証明 私立幼稚園ー９月・３月に該当者に支給 （年減免金額は国の基準と同じ） 申請書・委任状・減額調書・課税証明 ３．助成金額 ○公立幼稚園 ①生活保護世帯及び市民税非課税世帯 ・１人就園及び同一世帯２人就園年長者 年減免金額　７２，０００円 ・同一世帯２人就園次年長者 年減免金額　３６，０００円 ・同一世帯３人就園３人目 年減免金額　５２，０００円 ②市民税所得割非課税世帯 ・１人就園及び同一世帯２人就園年長者 年減免金額　２０，０００円 ・同一世帯２人就園次年長者 年減免金額　３６，０００円 ・同一世帯３人就園３人目 年減免金額　５２，０００円 ○私立幼稚園 ①生活保護世帯及び市民税非課税世帯 ・１人就園及び同一世帯２人就園年長者 年減免金額　１３６，８００円 ・同一世帯２人就園次年長者 年減免金額　１７８，０００円 ・同一世帯３人就園３人目 年減免金額　２２０，０００円 ②市民税の所得割が非課税となる世帯 ・１人就園及び同一世帯２人就園年長者 年減免金額　１０４，２００円 ・同一世帯２人就園次年長者 年減免金額　１５５，０００円 ・同一世帯３人就園３人目 年減免金額　２０７，０００円 ③市民税の所得割課税の額が8,800円以下となる世帯 ・１人就園及び同一世帯２人就園年長者 年減免金額　７９，９００円 ・同一世帯２人就園次年長者 年減免金額　１３８，０００円	1.要件 ・町民税非課税世帯及び生活保護世帯 金額（５,９００円×12） ・多胎児（三つ子以上）が就園する世帯 金額（５,９００円×12） ・町民税の所得割が非課税となる世帯 ２０,０００円 ・災害、その他特別の事由のある世帯 教育委員会が定める額 2.手続き ・申請者は減額申請書及び課税照明を添付し申請。 教育委員会で審査、減免通知書を送付。 3.助成金額 ・要件と同じ	1. 要件 ・生活保護世帯 ・町民税が非課税となる世帯 ・町民税の所得割が非課税となる世帯 2. 手続き ①継続保護者への通知（２月） ②保護者から民生委員を経由して教育委員会へ 3. 助成金額 入園進級時用品代・遠足代 全額補助 給食代　１,７００円/月補助 保育料全額免除

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	４　就園奨励費補助については、平成１８年度から統一するよう調整するものとする。 ５　豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
就園奨励費補助	・同一世帯３人就園３人目 年減免金額　１９７，０００円 ④市民税の所得割課税の額が102,100円以下となる世帯 ・１人就園及び同一世帯２人就園年長者 年減免金額　５６，１００円 ・同一世帯２人就園次年長者 年減免金額　１２２，０００円 ・同一世帯３人就園３人目 年減免金額　１８７，０００円		
奨学資金	―	―	1.制度要件 町内に在住する高校生及び大学生 2.貸付手続き ・町長に申し込み 提出書類 ①履歴書 ②高等学校在学証明書又は入学許可書 ③財産、所得及び家族に関する調書 ・豊浜町育英資金貸付審査委員会 （定員は７人、任期は４年）の審査 ・保証誓約書 保護者及び保証人２名 ・貸付限度 ・期間 当該学校へ入学の月又は貸付許可の翌月から卒業の月までの期間 ・金額 高校生１人月額　10,000円以内 大学生1人月額　30,000円以内 ・利息　無利子 3.返済方法等 当該学校を卒業後6ヶ月据え置き 毎月末貸付額の償還 4.償還の免除 ・貸付を受けた者が償還期間中に死亡したときは、その残額を免除される。 ・疾病、進学等特別な理由がある時は委員会の承認後、猶予または免除することができる。 5.償還契約書 保護者及び保証人2名連署

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	６　スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
スクールバス等の　運　行	１．スクールバスの路線数 １路線 ２．バス所有台数 ０台（タクシーに代替） 3.対象人数 柞田幼稚園　１２人 4.使用料 無料 5. 運行関係 (1)運行区間 木之郷町ＪＡ木之郷支店から柞田幼稚園 (2)運転直営・委託の別 タクシー会社へ委託 (3)所有するバス タクシーにて代替 (4)年間予算 ９６８千円 (5)今後の方針 幼稚園の統合を予定しており ４園体制が整えばバスを計画 現在の体制は平成１４年４月より 実施	1.スクールバスの路線数 2路線 2.バス所有台数 2台 3.対象人数 五郷小学校　２２人 大野原幼稚園　１３４人 4.使用料 無料 5. 運行関係 (1)運行区間 旧五郷村の大字井関以外の区域 （五郷小） 旧大野原村の一部以外（花稲、 十三塚、高松、赤岡、東村、安井） 大野原幼稚園（シルバー補助員） (2)運転直営・委託の別 直営 (3)所有するバス 45人乗り　90年9月 38人乗り　94年3月 (4)年間予算（人件費除く） １,８００千円 (5)今後の方針 現状維持	１.スクールバスの路線数 １路線 2.所有台数 １台 3.対象人数 豊浜小学校　２９人 豊浜幼稚園　１４人 4.使用料 無料 5. 運行関係 (1)運行区間 豊浜小学校より箕浦公民館前広場 豊浜幼稚園より箕浦公民館前広場 (2)運転直営・委託の別 豊浜町直営 (3)所有するバス 補助席つき２９人乗り (4)年間予算 人件費　運転手１人 ６，７６０千円 燃料費　２１６千円 保険　４８千円 自賠責　１８千円 重量税　４１千円 (5)今後の方針 平成１３年１０月購入 前回平成７年購入　７年目で償却処分

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	７　中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
ヘルメット 購入補助	中学校新入生ヘルメット購入補助 1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保 2 助成金額 要保護・準要保護生徒　購入金額　2/3 一般生徒　購入金額　1/2 3　対象者 新入自転車通学生徒全員の内希望者	中学校のヘルメット購入助成金 1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保 2 助成金額 一人当たり　1,000円 3　対象者 新中１年生(自転車通学者)	新中学1年生通学用ヘルメット助成 1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保 2 助成金額 購入金額　1/2助成 (総務課より助成) 3　対象者 新入自転車通学生徒全員

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	８　児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
校外活動費補助	１．児童派遣費 ①対象　教委が主催・後援等の大会 ②交通機関 JR・バス・タクシー・船 ③負担割合　市　10割　個人　なし ④市町大会 市の旅費規程により交通費支給 ⑤地区大会 市の旅費規程により交通費支給 ⑥県大会 市の旅費規程により交通費支給 ⑦四国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給 ⑧全国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給 ２．生徒派遣費 ①対象　教委が主催・後援等の大会 ②交通機関 JR・バス・タクシー・船 ③負担割合　市　10割　個人　なし ④市町大会 市の旅費規程により交通費支給 ⑤地区大会 市の旅費規程により交通費支給 ⑥県大会 市の旅費規程により交通費支給 ⑦四国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給 ⑧全国大会 交通・宿泊費(8500限度)支給 3.校外宿泊学習 ①実施場所　五色台 ②対象　要保護・準用保護の 中学２年生 ③費用　国庫補助と同額支給(扶助費) 4.小学校5年生の洋上学習 1　活動内容 燧灘洋上や伊吹島にて、自然や社会 の実地体験学習をする。 2　助成金額　予算額467千円 5.クラブ活動補助 クラブ活動の引率と振興補助 助成金額　中学校 引率補助　350,000円 振興補助　125,000円 6. 障害児学習 小中障害児学級の日帰り遠足助成 助成金額　年額　80,000円	１．児童派遣費 ①対象　教委が主催・後援等の大会 ②交通機関 JR・バス・スクールバス・タクシー・船 ③負担割合　町　10割　個人　なし ④市町大会 実費支給（スクールバス） ⑤地区大会 実費支給（スクールバス） ⑥県大会 実費支給（スクールバス） ⑦四国大会 交通・宿泊費(12，000円限度)支給 ⑧全国大会 補正にて対応 ２．生徒派遣費 ①対象　教委が主催・後援等の大会 ②交通機関 JR・バス・タクシー・船 ③負担割合　町　10割　個人　なし ④市町大会 実費支給 ⑤地区大会 実費支給 ⑥県大会 実費支給 ⑦四国大会 交通・宿泊費(12，000円限度)支給 ⑧全国大会 補正にて対応 3.校外宿泊学習 ①実施場所　五色台 ②対象　大野原小学校５年生全員 ③費用　個人負担 町費負担で全額補助 ①実施場所　屋　島 ②対象　中学校２年生全員 ③費用　個人負担 要保護・準要保護生徒　町費負担で全額補助 5.クラブ活動補助 小学校　無 中学校　休日引率費 予算78，000円 6. 障害児学習 小中障害児野外活動費 助成金額　50,000円	１．児童派遣費 ①対象　教委が主催・後援等の大会 ②交通機関 JR・町バス・スクールバス・タクシー・船 ③負担割合　町　10割　個人　なし ④市町大会 実費支給 ⑤地区大会 実費支給 ⑥県大会 実費支給 ⑦四国大会 実費支給 ⑧全国大会 補正にて対応 ２．生徒派遣費 ①対象　教委が主催・後援等の大会 ②交通機関 JR・町バス・スクールバス・タクシー・船 ③負担割合　町　10割　個人　なし ④市町大会 実費支給 ⑤地区大会 実費支給 ⑥県大会 実費支給 ⑦四国大会 交通・宿泊費(生徒9,000円 引率者12,000円限度)支給 ⑧全国大会 補正にて対応 3.校外宿泊学習 ①実施場所　五色台 ②対象　小学校５年生全員 ③費用　個人負担 町費負担で全額補助 ①.実施場所　屋　島 ②.対象　中学校２年生全員 ③. 費用　個人負担 要保護・準要保護生徒　町費負担で全額補助 5.クラブ活動補助 小学校　無 中学校　生徒派遣費より支出 6. 障害児学習 小中障害児野外活動費 助成金額　50,000円

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	９　中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
中学校生徒 海外研修	―	1.時期 夏休み 2.期間 ホームステイ　5泊 ホテル　3泊 3.派遣先 ニュージーランド 4.人員　大中3年　10名程度 引率　2名 5.助成額 経費の内　1/2は町が負担 １人あたり２０万円限度 （国際交流協会で予算化） 6.資格要件 中学3年に在籍している者で、 保護者の承諾が得られる者。 その他応募資格要件による。 7.選考方法 大野原町国際交流協会で選定 8.その他 これからの国際化に対応した人材を育成するために、 平成12年度より実施している。	１．時期 ８月下旬 ２．期間 ９日間　ホームステイ３泊 ホテル４泊 （ゴールドコースト１泊） （シ　ド　ニ　ー　２泊） （大　阪　１泊） ３．派遣先 オーストラリア（ゴールドコースト） ４．派遣人数 生徒１０名、引率者２名 ５．助成額 旅費、滞在費、食費等の合計金額の うち、２分の１を町が助成 (渡航手続費用は本人負担) ６．派遣生徒の応募資格要件 ・中学校第３学年に在籍している者。 ・派遣に関し、保護者の承諾が得られる者。 ・学校の代表として、外国の中学生等との友好親善に意欲的に取り組むとともに、帰国後は体験したことや学んだことを生かし、活気に満ちた学校生活の実現に貢献できることが期待される者。 ・生徒会活動、体育的活動、芸術・文化的活動、地域の文化の伝承活動や地域社会への奉仕活動などに意欲的に取り組み他の生徒の模範となる者。 ・学業成績が、普通程度以上の者。 （評価基準１・２年の全教科平均３．０以上） ・英会話について、ある程度のコミュニケーション能力がある者。 ・一週間の海外生活に耐えうる心身ともに健康な者。 ・外国の訪問先（児童）から豊浜町にホームステイを希望したときは、原則として受入れられる家庭。 ７．派遣生徒の選考方法 中学校長、教育委員会の推薦に基づき、実行委員会で決定する。

合併協定項目番号	２３－２２	合併協定項目名	各種事務事業　（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	生涯学習分科会
調整方針(案)	10　姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討するものとする。						

項　目	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
姉妹町村少年交流	―	1.時期 　夏休み 2.期間 　3泊4日 3.派遣先 　真狩村 4.参加者（小学6年生） 　大小　　14名 　五小、紀小、萩小（男女各1名） 　引率　養護教諭1名 5.経費 　1/2補助 　約40,000円 6.資格要件 小学6年生に在籍している者で、 保護者の承諾が得られる者。 その他応募資格要件による。 7.選考方法 　各学校で選定	―

協議第２３号－２３

各種事務事業（学校等の通学区域関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校等の通学区域関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種事務事業（学校等の通学区域関係）の取扱いについて
通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整するものとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	２３－２３	合併協定項目名	各種事務事業　（学校等の通学区域関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針(案)	通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整するものとする。						

区　分	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
中学校	○観音寺市立中学校通学区域 ・中部中学校区 観音寺町２地区 昭和　坂本 昭和町一丁目　昭和町二丁目　昭和町三丁目 坂本町一丁目　坂本町二丁目　坂本町三丁目 坂本町四丁目　坂本町五丁目　坂本町六丁目 坂本町七丁目 柞田町 流岡町　植田町　村黒町　出作町 木之郷町(488番地27～33をのぞく。) 粟井町 ・観音寺中学校区 観音寺町２６地区 茂木　茂西　上市　川原　幸　明星 殿　中央　柳　青柳　三架橋　駅通 栄　七間橋　中洲　中新　若宮　春日 大和　上若　蛭子　仮屋　南　加茂田 元　港 八幡町一丁目　八幡町二丁目　八幡町三丁目 有明町 琴浪町一丁目　琴浪町二丁目　瀬戸町一丁目 瀬戸町二丁目　瀬戸町三丁目　瀬戸町四丁目 三本松町一丁目　三本松町二丁目　三本松町三丁目 三本松町四丁目　天神町一丁目　天神町二丁目 天神町三丁目　高屋町　室本町 ・伊吹中学校区 伊吹町 ・組合立三豊中学校区 池之尻町　新田町　原町 古川町　中田井町　吉岡町　本大町 木之郷町488番地27～33の区域	○大野原町立中学校通学区域 ・大野原中学校区 大野原町内全域	○豊浜町立中学校通学区域 ・豊浜中学校区 豊浜町内全域

合併協定項目番号	２３－２３	合併協定項目名	各種事務事業　（学校等の通学区域関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針(案)	通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整するものとする。						

区　分	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
小学校	○観音寺市立小学校通学区域 ・観音寺南小学校区 観音寺町２１地区 中央　柳　駅通　明星　栄　昭和　七間橋　三架橋 青柳　春日　大和　若宮　中新　中洲 上若　南　蛭子　加茂田　仮屋　元　港 有明町　琴浪町一丁目　琴浪町二丁目 瀬戸町一丁目　瀬戸町二丁目　瀬戸町三丁目 瀬戸町四丁目　三本松町一丁目　三本松町二丁目 三本松町三丁目　三本松町四丁目　昭和町一丁目 昭和町二丁目　昭和町三丁目 ・観音寺東小学校区 観音寺町８地区 茂木　茂西　上市　川原　坂本　幸　殿 八幡町一丁目　八幡町二丁目　八幡町三丁目 坂本町一丁目　坂本町二丁目　坂本町三丁目 坂本町四丁目　坂本町五丁目　坂本町六丁目 坂本町七丁目　天神町一丁目　天神町二丁目 天神町三丁目 ・高室小学校区 高屋町　室本町 ・常磐小学校区 流岡町　村黒町　出作町　植田町 ・柞田小学校区 柞田町　木之郷町(488番地27～33をのぞく。) ・豊田小学校区 池之尻町　新田町　原町　木之郷町488番地27～33の区域 ・粟井小学校区 粟井町 ・一ノ谷小学校区 吉岡町　本大町　古川町　中田井町 ・伊吹小学校区 伊吹町	○大野原町立小学校通学区域 ・大野原小学校区 高松、上杉林、下杉林、八兵、辻東、辻西、辻北、 大鞘、宮の下、下木屋、西の後、残水東、残水西、 残水中、残水中央、植松、丘之塔、十三塚上、十三塚中、 十三塚下、札場、ひうち、林東、林中、雇用促進、林西、 下林南、下林北、屋敷上、屋敷中、屋敷下、四軒屋、 瀬後、白坂上、白坂中、白坂下、石砂、豆塚上、豆塚中、 豆塚下、北、本村東、本村西、中林東、中林西、先林東、 先林中、先林西、赤岡上、赤岡下、東村、中央東、 中央西、中央中、安井東、安井中、安井西 ・萩原小学校区 高尾、大造、大福、大道、東中村、西中村、上中、 下中、道上、早本、笠松、寺上、寺下 ・五郷小学校区 海老済、海老済石砂、有木、落合、田野々上、田野々旭、 田野々中、田野々下、尾合谷、内野々上、内野々下、 川東、谷上、谷下上、谷下下 ・紀伊小学校区 池ノ内、西丸井、福栄、福上、福中、丸井南、丸井北、 柏原、中関、青岡、宮前	○豊浜町立小学校通学区域 ・豊浜小学校区 豊浜町内全域

合併協定項目番号	２３－２３	合併協定項目名	各種事務事業　（学校等の通学区域関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針(案)	通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整するものとする。						

区　分	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
幼稚園	○観音寺市立幼稚園通園区域 ・観音寺幼稚園区 観音寺町 有明町　八幡町一丁目　八幡町二丁目　八幡町三丁目 三本松町一丁目　三本松町二丁目　三本松町三丁目 三本松町四丁目　琴浪町一丁目　琴浪町二丁目 瀬戸町一丁目　瀬戸町二丁目　瀬戸町三丁目 瀬戸町四丁目　昭和町一丁目　昭和町二丁目 昭和町三丁目　阪本町一丁目　阪本町二丁目 坂本町三丁目　坂本町四丁目　坂本町五丁目 坂本町六丁目　坂本町七丁目　天神町一丁目 天神町二丁目　天神町三丁目 ・高室幼稚園区 高屋町　室本町 ・常磐幼稚園区 流岡町　村黒町　植田町　出作町 ・柞田幼稚園区 柞田町　木之郷町(488番地27～33をのぞく。) ・豊田幼稚園区 新田町　原町　池之尻町　木之郷町488番地27～33 ・一ノ谷幼稚園区 中田井町　本大町　古川町　吉岡町	○大野原町立幼稚園通園区域 ・大野原幼稚園区 大野原町内全域	○豊浜町立幼稚園通園区域 ・豊浜幼稚園区 豊浜町内全域

協議第２３号－２４

各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて
１　給食費の額及び会計処理方式については、平成１８年度から統一するものとする。 ２　学校給食調理施設及び調理方式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ３　学校給食関係団体については、合併時に統合するよう調整するものとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	23-24	合併協定項目名	各種事務事業　（学校給食関係）の取り扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針(案)	1　給食費の額及び会計処理方式については、平成１８年度から統一するものとする。 2　学校給食調理施設及び調理法式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						

事務事業名	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
給食費	1.給食費の設定 小学校　１食　２３０円 中学校　１食　２６０円 幼稚園　該当なし 2.会計処理 ・給食費の通知 各学校ごとに毎月通知 ・給食費の納入方法 各学校から銀行振り込み ・会計 給食会会計	1.給食費の設定 小学校　月　４,０００円 中学校　月　４,７００円 幼稚園　月　３,６００円 2.会計処理 ・給食費の通知 給食センターから学校を通じて通知 ・給食費の納入方法 個人口座より引き落とし ・会計 町一般会計	1.給食費の設定 小学校　月　３,９００円 中学校　月　４,４００円 幼稚園　月　２,９００円 2.会計処理 ・給食費の通知 入学説明会時に報告後、給食費に変更があった時 ・給食費の納入方法 銀行引き落とし ・会計 給食会会計
調理施設及び方式	1.施設・設備の概要 ・観音寺市学校給食ｾﾝﾀｰ 敷地面積　2,350㎡ 建物面積　1,816.14㎡ 建設年月日　平・12.12.5 対象校　小学校８校、中学校２校 調理規模　4,500食現在4,100食 ドライ方式 ・伊吹給食ｾﾝﾀｰ 敷地面積　- 建物面積　155㎡ 建設年月日　昭・50.7 対象校　小学校1校　中学校1校 調理規模　250食　現在９２食 ウェット方式 2.維持管理体制 ・観音寺市学校給食ｾﾝﾀｰ 調理員数　２２人（うち臨時職員７人） 事務職員　４人（うち臨時職員1人） 現業職員　１人（うち臨時職員1人） 栄養職員　２人（県職） 給食の配送・回収　委託 ３台　３人 ・伊吹給食センター 調理員数　3人（うち臨時職員1人） 給食の配送・回収　委託 1台　1人	1.施設・設備の概要 ・大野原町学校給食センター 敷地面積　1,595㎡ 建物面積　715㎡ 建設年月日　昭和59,.8.31 対象校　小学校4校、中学校1校、幼稚園1園 調理規模　1,800食　現在1,585食 ウェット方式 2.維持管理体制 調理員数　11名 （職員４人、嘱託職員５人、臨時職員１名） 栄養職員　１人（県職） 給食の配送・回収 総務企画課より派遣　１台	1.施設・設備の概要 ・豊浜小学校（幼稚園含む） 敷地面積　- 建物面積　292㎡ 建設年月日　昭、50年 調理規模　700　現在772食 ドライ方式 ・豊浜中学校 敷地面積　- 建物面積　823㎡ 建設年月日　昭58年 調理規模　250食　現在280食 ドライ方式 2.維持管理体制 ・豊浜小学校 調理員　６人（うち臨時職員１名） 栄養職員　１人（県職） ・豊浜中学校 調理員　3人 栄養職員　１人（町職）

合併協定項目番号	23-24	合併協定項目名	各種事務事業　（学校給食関係）の取り扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針(案)	3　学校給食関係団体については、合併時に統合するよう調整するものとする。						

事務事業名	観　音　寺　市	大　野　原　町	豊　浜　町
学校給食会	1.理事会 教育長,各学校長13人,各校PTA会長13人,庶務課長,学校教育課長 年1回 2.献立委員会 校長代表（小、中）2人、PTA代表（小、中）2人、 各校給食主任13人、調理員代表2人、栄養職員2人、所長 年5回 3.給食物資の調達 毎年、公募、審査、理事会で業者決定、入札 4.経理 ― 5.献立調理 ―	1.理事会 ― 2.献立委員会 ― 3.給食物資の調達 ― 4.経理 ― 5.献立調理 ―	1.豊浜町学校給食会運営委員会 教育長、学校医、幼・小・中（校長、PTA会長、給食主任、 PTA代表、調理員代表、栄養職員） 2.献立委員会ー給食会とは別組織 校長、教頭、給食主任、栄養職員、調理員 毎月 3.給食物資の調達 毎年運営委員会で納入業者を公募し、審査、決定する。 学期毎に入札 4.経理 給食会計 学校事務職員、給食主任、栄養職員 5.献立調理 調理員
学校給食センター 運 営 委 員 会	1.運営委員の構成 助役、教育長、教育委員長、市議会文京民生委員長、 中学校校長代L表1人、小学校代表1人、中学校PTA代表1人、 県西讃保健所長、医師会観音寺常会長、市PTA連絡協議会会長 2.委嘱時期 学校長の役員、PTA会長の役員が決定後 3.開催時期 各学期中に1回 4.給食費の決定 ― 5.給食物資調達 ―	1.運営委員の構成 幼、小、中学校の長 幼、小、中学校のPTA会長 保健所長、学識経験者、教育長、教育課長、 学校給食ｾﾝﾀｰ所長、栄養職員 2委嘱時期 学校長の役員、PTA会長の役員が決定後 3.開催時期 年1回 4.給食費の決定 運営委員会に諮って教育委員会が決定 5.給食物資調達 毎年、公募、審査業者決定 年3回（学期毎） 6.献立委員会 校長代表 各学校・幼稚園主任 調理員代表 栄養職員 事務職員 所長	1.運営委員の構成 豊浜町学校給食会運営委員会と同 4.給食費の決定 運営委員会で審議し、PTA総会で承認されると決定

協議第２４号

新市建設計画（その２）について

新市建設計画（その２）について、次のとおり提出する。

平成１６年7月２２日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会　長　　平　　野　　清

新市建設計画（その２）について
新市建設計画（第４章　新市建設の基本方針）は、別添（案）のとおりとする。

平成　　年　　月　　日　確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

（２）その他

(1) 第７回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日　時　平成１６年８月２６日（木）午後１時３０分から

・場　所　大野原町中央公民館３階講義室

(2) 第８回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日　時　平成１６年９月２２日（水）午後１時３０分から

・場　所　大野原町中央公民館３階講義室

(3) 第９回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日　時　平成１６年１０月２７日（水）午後１時３０分から

・場　所　大野原町中央公民館３階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職　名	氏　　名	帰 属 団 体 役 職 等
	会　長	平野　　清	大野原町長
1 号委員	副会長	佐伯　文男	豊浜町長
		白川　晴司	観音寺市長
	委　員	大倉　利夫	観音寺市助役
		大山　保徳	大野原町参事
		高森　直二	豊浜町助役
2 号委員		藤田　芳種	観音寺市議会議長
		大久保隆敏	大野原町議会議長
		井上　浩司	豊浜町議会議長
		美藤　　広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長
		藤岡　　勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長
		合田　　要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長
3 号委員		加藤　義和	学識経験者（観音寺市）
		久保　　等	学識経験者（観音寺市）
		森　　英雄	学識経験者（大野原町)
		石川美千子	学識経験者（大野原町）
		合田久仁男	学識経験者（豊浜町）
		横内十三枝	学識経験者（豊浜町）
監査委員		伊瀬　　均	（観音寺市）
		大廣　清雄	（豊浜町）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

№	役　　職	氏　　名	帰　　属　　団　　体
1	事務局長	大木　和郎	観音寺市
2	次　　長	象山　稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調整班長	好川　高雄	観音寺市
6	調　整　班	合田　博晃	大野原町
7	調　整　班	山地　康博	観音寺市
8	計画班長	合田　善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調　整　班	細川　勝美	大野原町臨時職員
11	計　画　班	小山　悟司	大野原町臨時職員

第６回　観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会　席次表

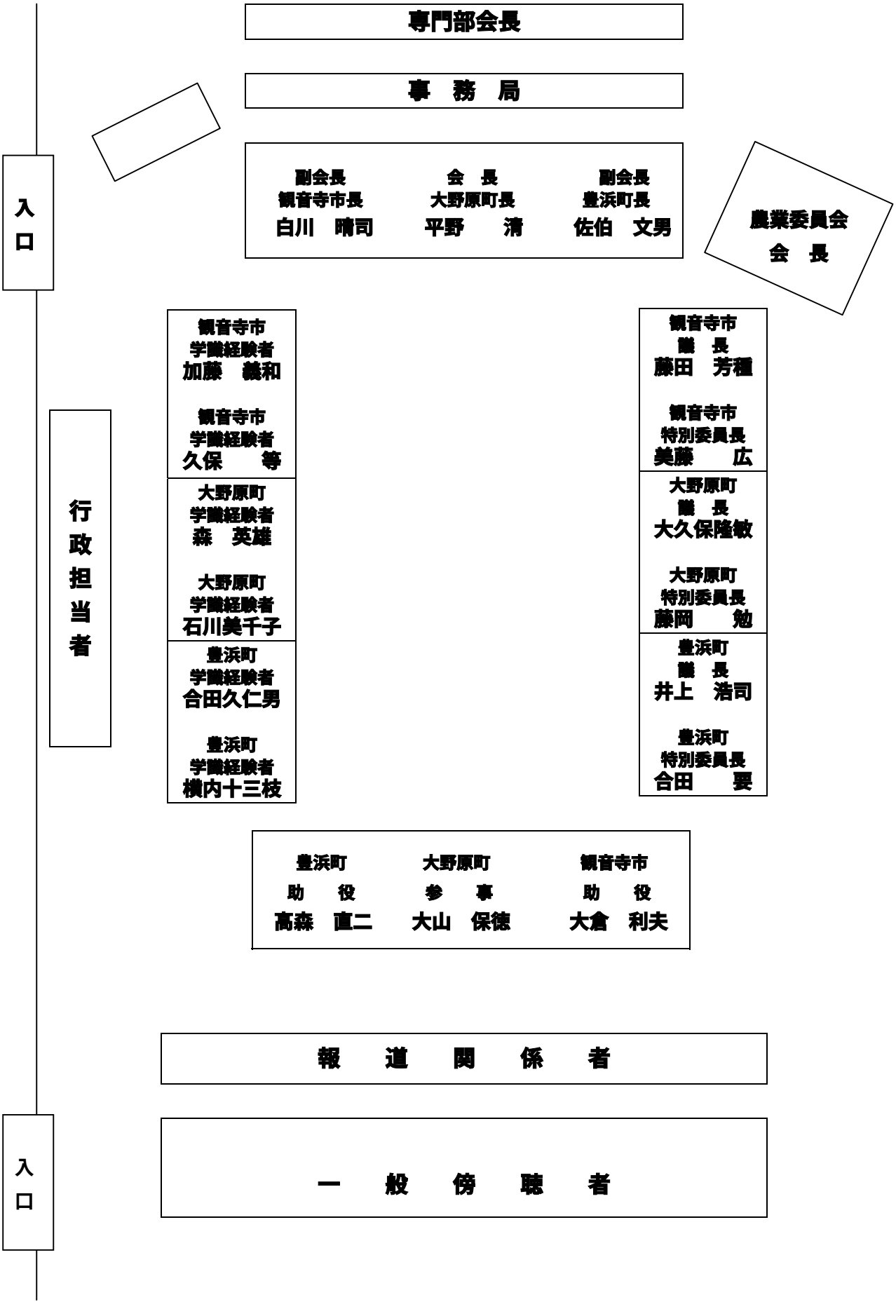

新 市 建 設 計 画　（案）

（第４章）

平成16年7月22日

観音寺市･大野原町･豊浜町合併協議会

第４章　新市建設の基本方針

１　新市建設の基本理念

新市の建設にあたって住民と行政が共有し、ともに目指すべきまちづくりの３つの視点を新市建設の基本理念とします。

（１）地域の個性･多様性を生かしたまちづくり

１市２町は森林や海岸線、島しょ部などの多様な自然環境と都市的な利便性の双方を享受でき、さらに「ちょうさ」に代表される地域固有の歴史や文化が存在することから、物的にも精神的にも満たされた、大都市にはない豊かさを持つまちになる可能性を有しています。これまで１市２町では各市町の個性の発揮に努めてきましたが、これから新市になることで、様々な個性・多様性を持つ豊かなまちになっていきます。新市の建設にあたっては、これらの個性や多様性を最大限に尊重し活用しながら、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

（２）持続可能な地域社会の構築

全国的に少子･高齢化が急速に進行する中で､社会保障や医療などの分野を中心に住民の将来に対する不安が高まっているといわれています。また、高等教育機関や就労の場など若者が活躍できる機会が限られているといわれています。このため、地域社会の中で将来にわたって安心して暮らすことができ、さらに次の世代へしっかりと受け継いでいくことができるまちづくりが強く求められています。これからの１市２町は、お互いが持てる力を合わせて、誰もが健康で自立し、支え合い、心豊かに暮らせるやすらぎのあるまちをつくっていきます。これとともに、少子化対策や就労対策などを通じて、多くの若者が活躍し地域の将来に明るい希望が持てる、持続可能な地域社会の構築を目指します。

（３）機能分担をこえた連携と融合の実現

１市２町は多様な地理的条件を持っている一方、各地域が近接し、相互に往来が盛んな状況にあります。こうした中では「田園は田園らしく」「都市は都市らしく」といった役割分担を強調するよりも、田園地域も都市的地域もお互いの優れた点を活用しながら、これまで以上に連携し、また一つのまちとして融合していくことが求められます。このように都市的地域にいながら田園地域の優れた点を享受し、また田園地域にいながら都市的地域の利便性を享受するという、相互に浸透した姿こそが新市にふさわしいものと考えます。新市においては、各地域の個性や豊かさを尊重しながら、相互に連携し、融合し、協働して一体化したまちをつくっていくことを目指します。

2　新市の将来像

１市２町によって形成される新市が目指す将来の姿を、以下のとおり定めます。

海・山・川　そして人が織りなす『新・田園都市』

～　豊かさとやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ　～

〈基本的考え方〉

１市２町は、山林や田園地帯、河川や海岸、島しょなど、多様な自然環境に恵まれています。すなわち「海・山・川」といった環境の多様性を尊重することが、新市建設の大前提といえます。

そして、１市２町は、自然環境に優れているだけではなく、まちのにぎわいのもと、そこで営まれる活動も多様なものがあり、文化的にも経済的にも全国的に誇りうるものが多く存在します。これらは単に天の恵みであるだけでなく、ここに住む人々が営々と築き上げてきたものです。新市においても環境や資源に恵まれているだけではなく、「人が織りなす」営みによって新たな生命を吹き込み、真に価値あるものをつくっていきたいと考えています。

これまで、田園地域と都市的地域が共存するまちを、私たちは「田園都市」と呼んできました。私たちはこの恵まれた条件から出発し、そこに暮らす人々の活発な営みを通じて、「地域の個性や多様性を尊重したまちづくり」、「持続可能な地域社会の構築」、「機能分担をこえた連携と融合の実現」をまちづくりの視点としていきたいと考えています。

恵まれた自然を生かしながら、そこに住む人々の営みを通して、物心両面にわたる「豊かさとやすらぎ」を実感できるまちの実現、そのため、住民と事業者、行政などの多様な主体の協働によるまちづくりを行うことが、私たちの目指す「新・田園都市」です。こうした考え方に基づいて、新市の将来像を「海・山・川　そして人が織りなす　『新・田園都市』　～豊かさとやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ～」とします。

新市の将来像

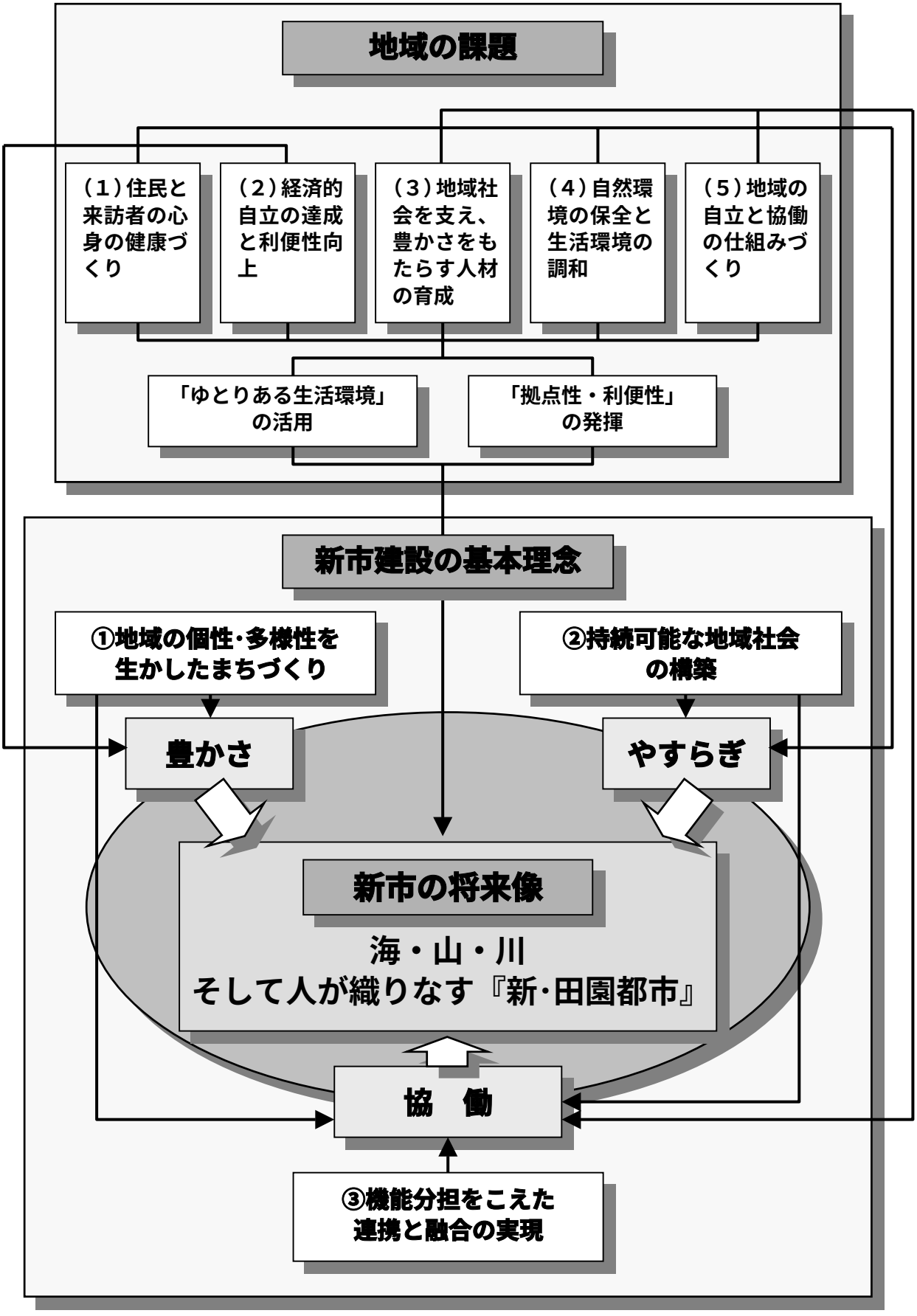
地域の課題
（1）住民と来訪者の心身の健康づくり
（2）経済的自立の達成と利便性向上
（3）地域社会を支え、豊かさをもたらす人材の育成
（4）自然環境の保全と生活環境の調和
（5）地域の自立と協働の仕組みづくり
「ゆとりある生活環境」の活用
「拠点性・利便性」の発揮
新市建設の基本理念
①地域の個性･多様性を生かしたまちづくり
②持続可能な地域社会の構築
豊かさ
やすらぎ
新市の将来像
海・山・川
そして人が織りなす『新･田園都市』
協　働
③機能分担をこえた連携と融合の実現

3　新市建設の基本方針

新市の将来像「海・山・川　そして人が織りなす　『新・田園都市』　～豊かさとやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ～」の実現を目指して、以下の「新市建設の基本目標」「ゾーン別の整備方針」「ネットワークの形成方針」に基づく新市の整備を推進していきます。

（1）新市建設の基本目標

新市建設の基本目標

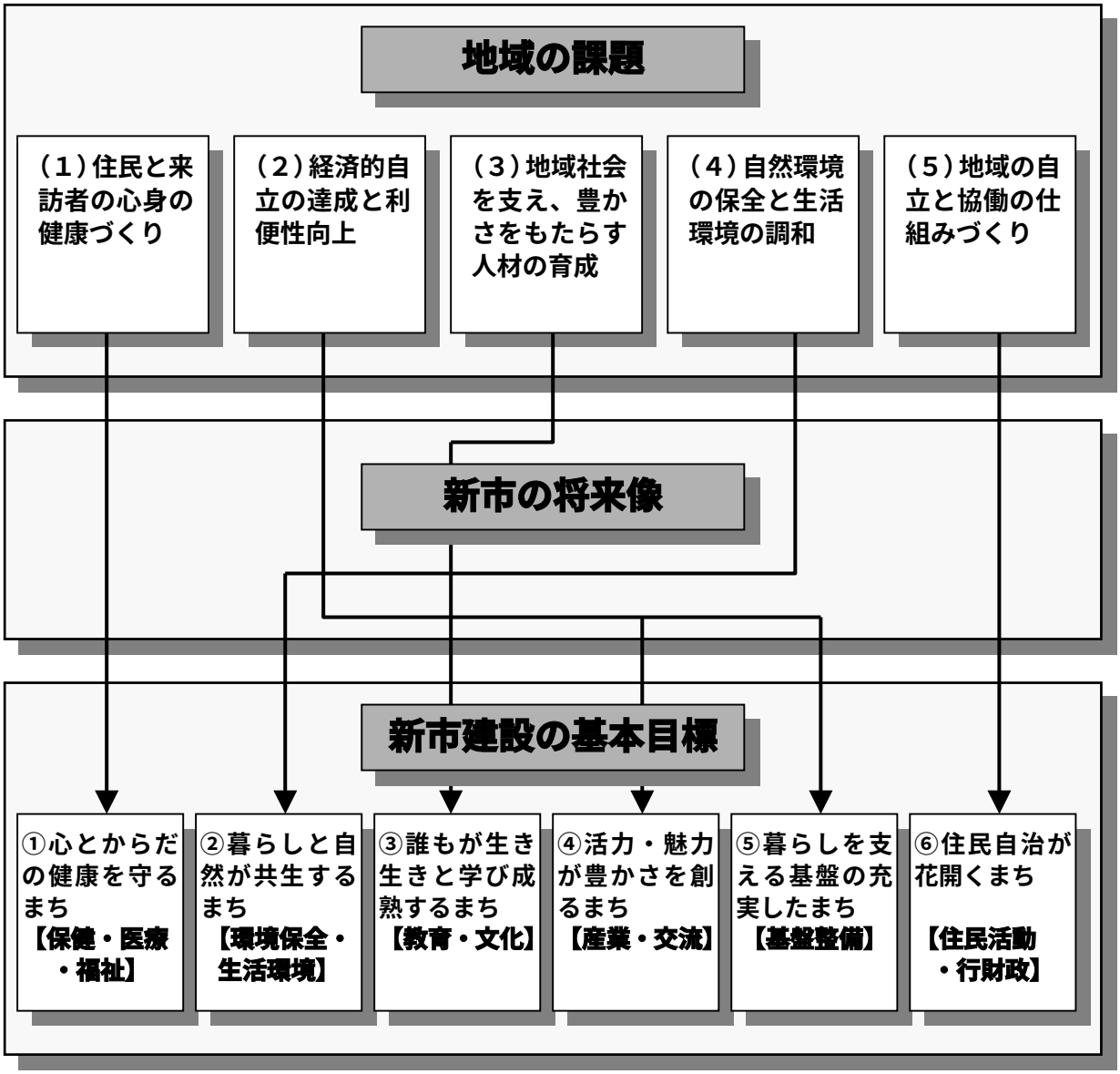

①心とからだの健康を守るまち　【保健・医療・福祉】

新市のエリアの中には、地域医療の中核の医療機関があり、地域住民の健康増進・在宅ケアに寄与してきました。しかし、全国平均以上のペースで少子・高齢化が進行しつつあり、これに伴って保健・医療・福祉に関連するサービスの需要はますます高まっていくことが予想されます。

このため、新市として、中核の医療機関などの機能強化を含め、保健・医療・福祉の連携と効率的な施策実施を図りながら、住民が安心して暮らせるみんなにやさしいまちの形成を目指します。

②暮らしと自然が共生するまち　【環境保全・生活環境】

住民生活や経済活動が自然環境と共生できるよう、誰もが水や緑に触れる機会を創造するとともに、廃棄物や汚水などを適切に処理するために、基盤や施設の整備を行います。

また、新市は山間部の森林や海岸線、河川、島しょなど多種多様で豊かな自然に恵まれており、その恵みは住民の生活や経済活動を支える上で欠かせないものです。このような水と緑に恵まれたまちを後世に受け継いでいくために、自然環境を保全する活動を今後一層推進していきます。

③誰もが生き生きと学び成熟するまち　【教育・文化】

新市が将来にわたってその個性を守り、新たな豊かさを創造しながら持続的な地域社会を構築していくためには、将来を担う人材の育成が極めて重要な課題となります。また、住民の暮らしの中に彩りを添え、精神的な充足感や豊かさを得るために、これまで継承してきた歴史的遺産や文化的な活動を守り育てていくことが重要になります。

こうした点を踏まえて、小中学校等における学校教育の充実を図るとともに、生涯学習・文化活動や歴史・地域文化の継承を通じて、地域社会への愛着や誇り、人権の尊重などの意識を育てることを目指します。また、スポーツ活動や住民の気軽なレクリエーションの機会の充実を図ります。さらには、市民の芸術、文化活動を支援し、新たな地域文化の創造に努めるなど、裾野の広い文化のまちづくりを推進します。

④活力・魅力が豊かさを創るまち　【産業・交流】

全国的に産業が伸び悩む中で、地域社会の中で安心して暮らすことができるように、新市においても、若者をはじめとする就労の場の確保が求められています。

このため、工業団地などへの企業誘致や農業・商工業などの既存の産業の振興を図るとともに、産業間の連携によって新たに経済的な活性化を促進するほ

か、就労形態の多様化などを通じて、経済動向に的確に対応しながら地域の雇用を確保することが必要です。また、新市の恵まれた資源や環境を生かしながら内外の交流を促進し、これを地域の活力につなげていくことが求められます。

こうした観点に立って、新市として農林水産業や商工業、観光業などの各産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくりの推進に努めます。

⑤暮らしを支える基盤の充実したまち　【基盤整備】

新市は高松自動車道や国道 11 号、377 号などの主要幹線道路やＪＲ予讃線などが通り、交通利便性が高い地域ですが、国道等の幹線道路は混雑が激しく、またこれ以外の主要地方道は狭あいな区間が多く存在するなど、円滑な交通環境の整備が求められています。その一方で今後ＪＲ予讃線に山陽新幹線と直通が可能な「フリーゲージトレイン」を導入する動きがあることや、ＪＲ岡山～茶屋町駅間の複線化事業が始まったことから、新市と全国を結ぶ交通利便性が向上することが予想されます。このため、市内の交通ネットワークを再編し、これに合わせて市内の道路網と公共交通の充実を図るとともに、公共交通の発着点としてのＪＲ駅周辺の機能強化に取り組みます。

あわせて、無秩序な市街化を防止して適切な土地利用を図るとともに、防災の観点から災害に強いまち、安全なまちをつくるために、消防・防災機能の充実や交通安全の推進に努めます。これとともに、新市における人口の流入を促進するために、適切な住宅地の供給を図るなど、暮らしを支える基盤が充実したまちを目指します。また、地域の利便性と安全性などを高め、地域によるサービス格差を解消するため、情報ネットワークのインフラ整備を進めます。

⑥住民自治が花開くまち　【住民活動・行財政】

これからは、行政が主導的に事業を推進しまちづくりを進める形態から、住民が主体的に参画し、まちづくりの担い手となる方向へ転換していくものと思われます。こうした転換を迎えるにあたって、地域の自治に取り組むことができる条件を整備し、住民と行政がともに役割と責任を分かち合い、パートナーとして協働のまちづくりを進めることを目指します。

こうした取り組みの前提として、新市が公共団体として果たすべき役割や施策のあり方を明確にしながら、厳しい財政状況の中にあっても将来にわたって持続的、安定的な市政運営が図られるよう、行財政基盤の確立を図ります。

（2）ゾーン別の整備方針

新市は都市的地域、山間部や農村的地域、島しょなど、多種多様な地理的条件を持っていることから、地理的にそれぞれの特性を生かした整備を進めることが求められます。このため、新市を以下の４つのゾーンによって形成されるものとして、それぞれの整備方針を以下のように定めます。

ゾーニング

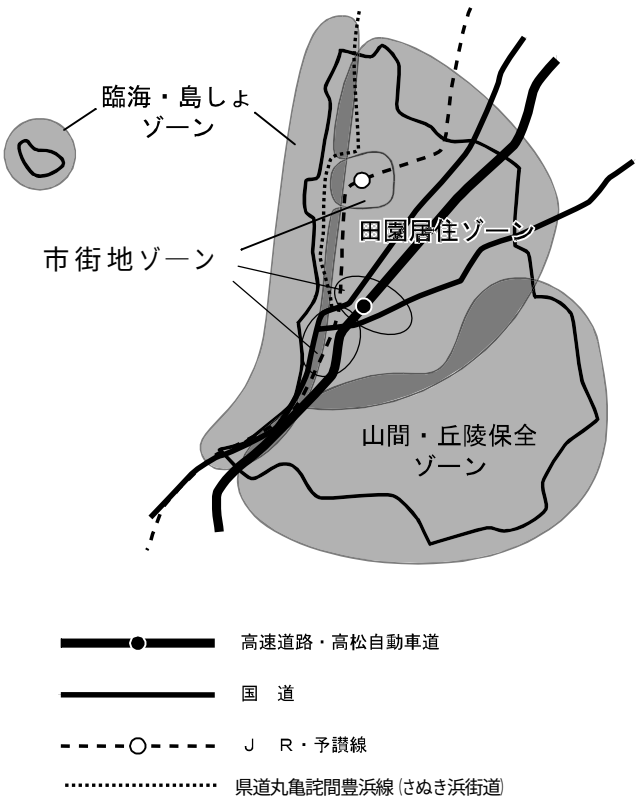

①市街地ゾーン

このゾーンは、密集した市街地の中に新市の産業や交流を支える都市的な機能が多く集積しているほか、鉄道などの公共交通の拠点ともなっており、利便性の高い住空間が形成されています。特に、ＪＲ観音寺駅周辺は特急電車の発着地として新市と内外を結ぶ拠点的な役割を担っていくことが期待されています。

このため、このゾーンでは交通利便性の高さを生かして文化、交流等の都市的機能の集積や住空間の立地誘導を推進するとともに、新市と内外を結ぶ拠点にふさわしい施設・機能の整備を図っていきます。

②田園居住ゾーン

このゾーンは、豊かな田園地帯の中に河川やため池が存在し、水と緑が豊かな地域社会となっているほか、広大な平野を生かしてゆとりある住宅地が広がっています。さらに、市街地ゾーンと山間･丘陵保全ゾーンとの間に位置して相互に融合を図る場となります。

こうした特性を生かして、このゾーンでは農地の適正な保全を図りながら、ゆとりある住宅の立地を促進するとともに、環境と共生した産業や住民の利便性を高める施設の立地誘導を図り、ゆとりややすらぎの中に豊かさや利便性も兼ね備えた地域の形成を目指します。

③山間･丘陵保全ゾーン

このゾーンは豊かな山林に恵まれ、貴重な水をもたらすなど、新市全体に自然の恩恵を与える源となっています。また、丘陵地帯では、梨、みかん等の果樹栽培が盛んなほか、内外の交流を支える拠点となる観光施設も点在しています。

こうした特性を生かして、このゾーンでは山林の適正管理を通じた育成・保全を図り、新市にとって貴重な水と緑を守ることに努めます。これとともに、内外の交流の活発化を推進し、地域の個性を生かした観光集客の促進を支援します。

④臨海・島しょゾーン

このゾーンは、新市に恵みを与える瀬戸内海の燧灘に面して美しい海岸線が広がっているほか、伊吹島や股島などの島しょを有し、新鮮な海産物を提供するほか、砂地を利用した野菜栽培や施設園芸農業があり、海を生かした交流の舞台にもなっています。また、市街地部付近では工業等の集積も見られ、多様な地域の資源を有しています。

こうした条件を生かして、このゾーンでは、今後も産業立地を進めるとともに、現在整備が進められている廃棄物埋立護岸やさぬき浜街道を活用して物流の拠点づくりを目指します。また、水産業における生産・販売の強化や観光業などと連携した体験交流の機会を提供するなど水産資源を活用した地域の活性化に取り組みます。さらに、貴重な観光資源ともなっている白砂青松の砂浜の保全、活用により、地域固有の歴史的・文化的資源の継承を図っていきます。

（3）ネットワークの形成方針

新市においては、地域間のバランスに配慮しながら内外の交流が可能になるよう地域間を結び、人・もの・情報の流れが活発になるようにネットワークの充実を図っていきます。特に新市においては、一つの「核」に人・もの・情報が集中

するのではなく、各地域が直接結びつくことができるようにネットワークを形成することを目指します。

　具体的には、新市の住民の交通利便性を確保し、かつ市外の人々が新市の各地域に気軽に訪れることができるよう、公共交通の充実を図っていきます。

　また、保健・医療・福祉や教育・文化などさまざまな局面の取り組みにおいて、各地域社会が主体的に個性的な活動ができ、かつ内外への情報発信が円滑にできるよう、大量かつ双方向に情報のやり取りができる情報ネットワークの形成を図ります。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての意見書

平 成 16 年 7 月 12 日 提 出

観音寺市・大野原町・豊浜町

農 業 委 員 会 合 併 調 整 会

観音寺市農業委員会　　会長　白　川　　精

大野原町農業委員会　　会長　香　川　貞　雄

豊浜町農業委員会　　会長　田　中

調　整　事　項

1.《市町村の合併の特例に関する法律に基づく事項》

（1）市町村の合併の特例に関する法律（農業委員会の委員の任期等に関する特例）に基づく選挙による委員の取扱いについて・・・根拠法令　市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項

2.《農業委員会等に関する法律に基づく事項》

（1）　農業委員会等に関する法律に基づく選挙による委員の定数について・・・根拠法令　農業委員会等に関する法律第７条第１項及び同法施行令第２条の２

（2）農業委員会等に関する法律に基づく選挙区について・・・根拠法令　農業委員会等に関する法律第１０条の２第１項，第２項及び同法施行令第５条

（3）農業委員会等に関する法律に基づく各選挙区における選挙による委員の定数について・・・根拠法令　農業委員会等に関する法律第１０条の２第３項

3.《その他　農業委員会業務を円滑に推進するための事項》

（1）　合併に伴う農業委員の活動の広域化に対応するための協力支援体制の確立について

以　上

調整事項　1

《市町村の合併の特例に関する法律に基づく事項》

（1）市町村の合併の特例に関する法律に基づく選挙による委員の取扱い

・在任特例について

在任特例を適用することが望ましい

（意　見）

農業委員会は、選挙によって選出された農業委員等によって構成される合議体の執行機関である。新設合併の場合、従前の関係市町村の農業委員は全員が農業委員の身分を失い、原則として、新市発足後５０日以内に設置選挙することとなる。

その場合、その期間は執行機関である農業委員会が存在しない空白期間となり、市民の生活に次のような影響が生じる。

① 農業委員会が存在しないため、事務局職員も任命されず、農地法等の法令業務や証明事務等は一切できない。

② 農地法等に基づく法令業務ができないため、農地転用などによる住宅建設などが一時的に影響を受けることになる。

③ 農業者年金や農業経営基盤強化促進法などの業務ができなくなり、地域農業者等の経営や生活に支障をきたすこととなる。

こうしたことから、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）において、選挙による委員が引き続き在任する特例が定められている。

以上のことから、１市２町の合併に、当たっては、農業委員会の空白期間を生じさせず、その業務を円滑に新市に移行するため、選挙による農業委員の任期の特例を適用する必要がある。

また、合併先進地事例でも、在任特例の適用が殆んどである。

・在任特例を適用する期間について

在任特例を適用する期間　平成１７年１０月１１日から平成１８年９月３０日までの間とすることが望ましい

（意　見）

１市２町の農業委員会の選挙による委員の一般選挙の任期は、観音寺市・大野原町・豊浜町とも平成１７年７月１９日までとなっている。

観音寺市・大野原町・豊浜町の合併期日は平成１７年１０月１１日となっており、合併前の農業委員会の選挙による委員の一般選挙から間もない、このため新市全体の農業委員会諸業務の適正な執行を図る上で、農業委員の活動の急激な変化は、地域農業者に混乱が生じ、農業委員会の事務事業に支障をきたす恐れがある。このようなことから、在任特例を適用する期間を平成１８年９月３０日までとし、この間において、合併に伴う農業委員の減少及び活動の広域化に対応出来る体制整備を図る必要がある。

・在任特例を適用する選挙による委員の定数について

在任特例を適用する選挙による委員の定数は５２人とすることが望ましい

（意　見）

現在の１市２町の農業委員は、選挙による委員５２人、農業団体の推薦による選任委員６人、議会の推薦による選任委員１０人で総農業委員数は６８人となっている。

この内、農業団体推薦の選任委員、議会推薦の選任委員については、合併特例法に基づく在任特例が適用されないため、新市において新たに選任されることとなる。

① 新市において選任する農業団体の推薦による選任委員は、従前の６人から各農業団体１人（農業委員会等に関する法律第１２条１号の改正予定により土地改良区推薦による選任が追加）ずつで、合計４人となる。

② 議会の推薦による選任委員は従前の１０人から４人以内（農業委員会等に関する法律第１２条２号改正予定により上限を５人から４人に引き下げ）となる。なお、議会推薦委員については、議会議員が設置選挙のため新市の設置日に議会が成立しないことから、設置選挙後に招集される議会において推薦を受けるため、この間は議会選任委員は欠員となる。

従って、在任特例を適用する選挙による委員を５２人とした場合であっても、農業団体の選任委員４人を加えて新市発足時の農業委員数は５６人となる。これは、従前の委員数から１２人の減数となる。

調整会においては、合併特例法において在任特例を適用する選挙による委員の定数が８０人を超えない範囲で定めた数とされていることから、その定数について議論を深めたが、農業委員会の業務、とりわけ農地法等の法令業務については、各農業委員が地域の農地や担い手農家の実情に精通した上で業務を行う必要があり、新市発足後、急激な農業委員の減少により、業務の適正執行に支障をきたす恐れがある。

このため、新市発足時点においては、合併特例法の在任特例を適用する選挙による委員の数は、５２人とし、その在任特例期間内に農業委員会等に関する法律に基づき新市になって最初に行われる農業委員会の選挙による委員の一般選挙に向けた準備を行うことにより、段階的な体制整備を図ることが望ましいと思われる。

調整事項　2

《農業委員会等に関する法律に基づく事項》

（1）農業委員会等に関する法律に基づく選挙による委員の定数について

選挙による委員の定数は３０人とすることが望ましい

（意　見）

選挙による農業委員の定数については、農業委員会等に関する法律第７条第１項及び同法施行令第２条の２において、その区域内の農地面積が１，３００ヘクタールを超え、かつ５，０００ヘクタール未満及び基準農業者数が１，１００を超え、かつ６，０００未満の農業委員会は、３０人以下と規定されている。

新市の農地等の現況は、行政区域面積１１７．４４キロ平方メートル、農地面積３，４１７ヘクタール、基準農業者数　４，６３６人となっており、上記の基準により、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は３０人以下となる。

新市における選挙による委員定数を上限の３０人とした場合であっても、合併前の選挙による委員数５２人から２２人の減数と激減することとなる。

また、合併に伴う農業委員の活動の広域化、農業委員会業務の増加及び農業委員の活動形態の多様化が見込まれることから、機動的かつ効率的で、地域の実情に応じた農業委員会の業務執行を考えると、選挙による委員の定数を上限の３０人とすることが望ましい。

（2）農業委員会等に関する法律に基づく選挙区について

農業委員会の選挙による選挙区については、４選挙区とすることが望ましい

（意　見）

農業委員会の選挙による選挙区については、農業委員会等に関する法律第１０条の２第１項、第２項及び同法施行令第５条の規定により、２以上の選挙区を設置することができることとなっている。ただし、分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が５００ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が６００以上となるようにしなければならない。

新市の行政区域が広範囲にわたることとなり、農業委員の活動の観点からも、２以上の選挙区を設ける必要があり、合併前の市町単位を基本として選挙区の設置を調整することが望ましい。

このことから、合併前の観音寺市を４選挙区から２選挙区（第１選挙区、第３選挙区統合・第２選挙区、第４選挙区統合）に、大野原町を１選挙区（大野原町大字花稲地区除く）、豊浜町については、合併前行政区域での選挙区設置は、施行令第５条の選挙区の設置基準を満たさないため、合併前の大野原町大字花稲地区を統合して１選挙区とし、新市全体では４選挙区にすることが望ましい。

上記により、

第１選挙区・・・観音寺地区・高室地区・伊次地区・常磐地区・一ノ谷地区

第２選挙区・・・柞田地区・木之郷地区・粟井地区・豊田地区

第３選挙区・・・大野原地区（大野原町大字花稲地区除く）

第４選挙区・・・豊浜地区（大野原町大字花稲地区含む）

となる。

（3）農業委員会等に関する法律に基づく各選挙区における選挙によるの委員の定数について

第１選挙区（観音寺）定数８、第２選挙区（観音寺）定数８、第３選挙区（大野原）定数１０、第４選挙区（豊浜）定数４とすることが望ましい

（意　見）

各選挙区の定数については、農業委員会等に関する法律第１０条の２第３項の規定に基づき、各選挙区の選挙人に比例して配分する。なお選挙人の基準については、平成１６年１月１日現在で、同年３月３１日選挙管理委員会確定の農業委員会選挙人名簿登録人員数とすることが望ましい。

新市のおける選挙区別選挙による委員定数

区　分	第１選挙区	第２選挙区	第３選挙区	第４選挙区
地　域	観音寺・高室 伊吹・一ノ谷 常磐	柞田・木之郷 粟片・豊田	大野原（大野原町大字花稲除く）	豊浜（大野原町大字花稲含む）
委員定数	８	８	１０	４

調整事項　3

《その他　農業委員会業務を円滑に推進するための事項》

・合併に伴う農業委員の活動の広域化に対応するための協力支援体制の確立について（要望）

（意　見）

①　農業委員会を取り巻く情勢の変化

農業委員会は、農業者の代表として公選により選出された農業委員を中心に構成された市町村の行政委員会として設置されているものであり、これまで農地法等に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務を実施するとともに、優良農地の確保、農地の流動化、担い手の育成等構造政策を推進する機能を発揮してきた。

最近の食糧、農業、農村をめぐる情勢は、担い手の減少、耕作放棄地の増加、米政策の抜本的改革等、食と農の再生を目指した改革が進められている。

このような中、農業委員会においても、農業、農村の状勢変化、農業者の意識や構成の多様化に対応した地域農業の確立に向けた活動が強く求められている。また、地方分権や規制緩和による事務事業の増大への対応が求められる中、組織体制についても、効果的、効率的な業務実施にあたる必要がある。

②　市町村合併に伴う農業委員会の対応

上記の農業委員会を取り巻く情勢の変化に加え、全国的な市町村合併の動きの中で、合併に伴う農業委員数の大幅減少に対応する農業委員会の体制整備が、重要な課題となっている。

農業委員の活動は、地域の農地や農業者の実情に精通した上で活動することが基本であり、行政区域の拡大や農業委員の減少による活動範囲の広域化は、業務の適正執行を図る上で大きな影響を受けることとなる。

このようなことから、農林水産省経営局長の私的諮問機関として設置された「農業委員会に関する懇談会」の最終報告書の中で、市町村合併に対応した活動、組織の見直しとして「農業委員会は一市町村一農業委員会となっていることから、市町村合併に対応した活動、組織の見直しが必要である。特に農業委員数が大幅に減少することとなるが、その一方で、農業委員の活動の広域化、事務局の業務の増加等が見込まれることから、現場段階での農業委員の活動を実務面で支える協力体制の構築を図ることが重要である。」と提言されている。

また、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議の中で「市町村合併の進展に伴う農業委員会の活動の広域化に対処するため、農業委員の活動を支える協力体制の整備を図ること。」と決議されている。

１市２町においても、従前の農業委員総数は６８人で、合併特例法に基づく在任特例期間が終了した後の農業委員総数は最大で３８人となり、３０人の大幅減少となる。

このため、農業委員会の業務を円滑に行なうためにも、農業委員の広域化に対応した協力体制の構築は新市の農業委員会活動の最重要課題であり、新市における協力体制の制度創設を強く要望するものである。

なお、現観音寺市においては、農業委員の補助員制度を設けており、農業委員と補助員が連携し、円滑な農業委員会業務が行なわれている。